

第二章

横浜専門学校の拡充と戦中・戦後の諸相

解題

第二章では、横浜専門学校の戦中・戦後期の様々な様相に触れる資料を取り上げた。具体的には、「工学三科」の増設から、戦時下の繰上卒業、学徒勤労動員や学徒出陣を含む戦争と学校との関わり、空襲とそれへの対応、そして終戦を迎えての校舎の接收、女子学生の誕生等の資料である。

第二章の「基本資料」は資料1から資料19までである。

資料1から資料6は横浜専門学校の「工学三科」の増設に関する資料を扱った。一九三九（昭和十四）年、横浜専門学校では機械工学科、電気工学科、工業経営科の工学系の三つの学科を設けた。資料1はその際の増設趣旨である。趣旨では「国策遂行ノ為メ生産力拡充ノ要ハ焦眉ノ急ナリ然ルニ斯界ノ実状必ズシモ安恕タリ得ズ之本校ガ微力ヲモ顧ミズ増設ヲ発起セシ所以ナリ」と戦時下の状況を鑑み、それらを設けることを述べている。資料2は米田吉盛によるこのときの状況の回想である。米田はのちにこの増設を、「経済一本で一つ橋のように行くのもよいが、工業、つまり、ものを作ると言うことも大切だ、又、戦争を別に考えても人の作ったものを売る。流通機構の人を作りだけでは片手落ちで、売るべき品物を作ることもより大切ではないか、と言う基本の考えもありますして、モノを作る工学科、作ったモノを取り扱う経済ーと言うようなバラエティのある学校も、地盤が広くなつて、強くなる」とい、「国策遂行」のためだけではなく学校を特色あるものにするため、設けたことを述べている。資料3は増設に関連する『横専学報』の記事で、その新学科の二度にわたって実施した入学試験の状況や資格取得予定、新しく迎える工学系教員のこと 등을伝えていく。資料4は増設時の校則である。これまでの高等商業科、貿易科、法学科に加え、工学三科が誕生したことによって、横浜専門学校の学科構成がここに定まった。工学三科を設けるには実験・実

習施設等の整備が必要で、校舎の増築等が必要であった。資料5はその際に整えられた校舎の配置図である。資料6はこのような横浜専門学校の状況を、「日本でたつた一つの文理綜合の専門学校」と評し「横専時代来るの觀を深うする」と伝えた『横浜貿易新報』（現・『神奈川新聞』）による記事である。

資料7と資料8は横浜専門学校の事務組織に言及したもので、前者は戦時中の学校統制のためであろうか、「教職員ハ凡テ副校长ノ命ニ従ヒ」（第一条）と「副校长」に権限を集中させた服務心得である。後者は服務心得と同時に制定された事務分掌規程である。これらの規程を制定することになつた教授会で、「横浜専門学校事務分掌規程ニ関スル米田副校長ヨリノ説明」（一九四〇年四月八日「教授会」、神奈川大学所蔵『決議録其一』、一九三五～一九四一年）とある通り、副校长は米田が務めていた。資料7の措置となつた理由は、おそらく校長の林頼三郎がこの時期に中央大学学長等の要職にあつたため多忙で、実質的に校務を取り仕切っていた米田の責任を明らかにしたものと思われるが、資料の制約から詳らかではない。同様に米田の副校長就任時期についても不明である。ともあれこの時期の事務組織については分からぬことが多いため、限定された状況下での資料ではあるが収録した。

資料9の横浜専門学校学則は一九四三（昭和十八）年十月の「教育ニ関スル戦時非常措置方策」以降一連の政府方針に基づいて改正された学則である。この戦時下の政府方針には理工系の拡充、文科系学校および学科の理工系への転換、定員の減員、徵集猶予の停止等が含まれていた。これらを受け、横浜専門学校ではまず学科名の変更等を行ない、高等商業科を「経済科」、機械工学科および電気工学科を「機械科」、「電気科」にそれぞれ改称した（第三条）。また、貿易科も「東亜科」に変更しているが、資料中、「貿易科」となっているのは終戦直後の一九四五（昭和二十）年九月に東亜

科から再び貿易科に復されたことによつている。また、学科課程について見れば、それぞれの学科に「国体及日本精神ヲ闡明スルニ当リ特ニ国史ニ取材セル事項ヲ含マシム」科目として「道義」が加えられたことが分かる。

資料10は一九四五年八月十五日に開催された教授会の議事録である。「戦争終結ノ大詔ヲ拝シテノ措置」として学校内の動搖の防止に努めることや勤労動員先への挨拶等が議論されている。

資料11は資料9で触れた、終戦直後に東亜科から貿易科に復されたことに関する資料である。

一九四五年十一月七日、横浜専門学校教授会において、草薙正夫、大森一二、藤島昌平、飯田耕作、斎藤武雄、長谷川松治、松本忠彦、小野重雄の若手教員八名により「教育刷新に関する所見」が発表された（資料12）。これは「私学たり、且つ綜合専門学校たるの特色を充分に發揮すること」を念頭に、横浜専門学校の戦後の方針等を提案するもので、これから行なわれていく改革は、「我々自身の問題として自發的」に実施しなければならないとした。具体的には選択科目を多くしたいとする教科内容の改訂、教職員の職分や責任についての明確化、生徒の人格の尊重、生徒の自主的活動の促進、同窓会活動の確立、厚生福利施設の改善等の実施が目指され、この所見が戦後の神奈川大学の出発点になつたといつてよい。

資料13は戦後初めて改正された横浜専門学校学則である。資料9と比較するとまず縮小された文科系学科の増員に気づく。また法学科が「法政科」に改められ、第二部に貿易科が置かれることになった（第二条）。学科課程については、大幅に選択科目が導入されたことから、先の「所見」での検討が反映されたのであることが分かる、そのほかこの学則で注目されるのは、入学者資格に「高等女学校卒業者」（第十六条）が加えられたことである。戦後の高等教育機関の特色の一つである女子学生の入学はすぐそこまで迫っていた。

着実に戦後のあゆみを進めるなかにあって、一つ大きな問題が起こつた。それは横浜専門学校の設立以来校長を努めていた林頼三郎の公職・教職追放処分である。大学昇格運動等まだまだ懸案事項があるなかでの出来事であった。この状況を開拓するために教授会は、副校长米田の校長就任を要請し、学生にも賛同を求めたのが資料14である。資料15はその米田の校長就任と園田実が副校长に就く旨を伝えた学生新聞の記事である。林に代わって米田のもと戦後の諸改革や神奈川大学の設置等がなされていくことになった。

大学の使命のなかで、図書館の果たす役割は重要である。資料16は新制大学昇格にあたって当然必要とされた図書館の建築認可申請書である。神奈川大学にとって初めてとなる図書館に関する資料である。

資料17から資料19は教職員組合に関する資料である。資料17は組合結成を伝える学生新聞の記事で、現在の神奈川大学教職員組合がこの横浜専門学校時代に設けられた組合をルーツとしていることはいうまでもない。資料18は結成の折に調印した労働協約書の神奈川県知事あてに提出された締結届である。組合結成日は一九四七（昭和二十二）年一月十八日で、組合員は「男」「六十七」名、「女」「五」名の計七十二名であったことが分かる。組合委員長の代理として、資料12の所見の際に名を連ねた松本の名前が出ているが、初代の組合委員長は西垣富治であった。資料19は教職員組合が結成されたころの活動について、委員長を務めたこともある長谷川松治による回想である。資料中、長谷川は自身が初代委員長であると述べているが、初代の委員長は西垣である。長谷川は二代目、三代目の委員長であった。また組合員数が少なかつたと振り返っているが、締結届で触れた通り、決して少ない数ではなかった。

第二章の「教育・研究・学校生活」に関わる資料は資料20から資料35までである。

資料20は課外活動、とくに文化系の諸活動が活発に展開されていくなかで各種刊行物の発刊を伝える記事である。「学舎の色はあせても、教ゆる教授の熱ほとばしり、学ぶ生徒の頬紅潮する所に限りなく文化の殿堂は伸びゆく」と活動によつて高まる情熱をはつらつと報じてゐる。ここでは教員の手による『商経法論叢』についても取り上げられてゐるが（第一章資料30）、この発刊に寄せる学生達の期待が伝わつてくる。『論叢』は弁論部による機関誌でその創刊号では、上原專禄、中山伊知郎、久武雅夫が論を寄せ学生とともに健筆を奮つたことが紹介されている。横浜専門学校の語学教育の例として江本茂夫についてはすでに触れたが（第一章資料31）、英語部による『英語会雑誌』の創刊は、正課だけではなく課外活動においても語学に大きな関心が寄せられていたことが分かる。力を入れていて語学教育について、再び江本について取り上げたのが資料21である。江本は「（一）外国語研究はまづ耳より」、「（二）外国語の訓練は口より」、「（三）習ふより慣れ」と述べ、先に紹介した自身が実践するダイレクト・メソッドとともに英語教育の要諦を語り、「本校学生中小生直接指導の英会話特別指導科に参加して訓練を受けつゝあるもの約五百有余名何れも自己の意志を準備なく発表し英米人の演説を容易に聴取し得るの程度に進みありて、其優秀者数の多き事全國其比無く就中其中約百名は英米人讚歎の域に進みつゝある」と自負する。

資料22と資料23は一九四二（昭和十七）年度の横浜専門学校の授業時間割である。前者は第一部のもの、後者は第二部のもので全学科を収めた。いずれも第三学年次の時間割と思われる。これらはもともと後述する繰上卒業に伴う授業料の変更に際しての申請書類に参考書類として添付されていたものであるが、横浜専門学校時代の時間割はほとんど現存していないので、教育活動の実態を示す資料として採録した。

資料24は学費ほか「下宿費」等、横浜専門学校生の標準的な生活費の概算表（年額）である。

横浜専門学校における文化祭は、「横専祭」と呼ばれ、学校だけではなく市民も巻き込んで開催した一大イベントであった。第一回は一九三一（昭和六）年五月十六日・十七日に開催され、横専祭は学校創立の「記念祭」でもあったので、第五回以降は富士塚から六角橋に移転した五月十五日（神奈川大学創立記念日）に行なわれることになった。資料25は一九三九（昭和十四）年五月に行なわれた横専祭（記念祭）の創立十周年記念開催を伝えるものである。

資料26から資料28は課外活動に関する資料である。資料26は一九三九年当時の課外活動団体の一覧を示すものである。同資料によれば、このとき二十六団体が活動していた。学校草創期の課外活動団体については、十四団体であったことをすでに触れたが（第一章資料35）、短い時間の間に十二団体が増えたことになる。新しく加わったのは、「ラグビー部」「弓道部」「卓球部」「馬術部」「端艇部」「第二外国語部」「法学研究部」「貿易実務研究会」「商工研究会」「映画研究会」「広告学研究会」「大乗会」であった。なかでも大乗会は「仏教ニヨリ国家社会ニ有為ナル人物ノ養成ヲ期ス」団体とされたが、具体的には座禅によつて精神修養を図るというもので、朝比奈宗源のもと活動を開いていた。朝比奈は横浜専門学校で「倫理」や「国民道德」を担当し、のち円覚寺派管長となる禪僧である。大乗会は学生主導で結成され、朝比奈は指導を請われて快諾し活動に至つたという。実業教育中の専門学校にあつて朝比奈の講義や大乗会の活動は、人生を考え自分を見つめる機会を提供していったと思われる。資料27と資料28では課外活動での具体的な活躍として野球部による全国実業専門学校野球大会優勝の資料を扱つた。

戦時下、学生には体力の向上が要求されたが、資料29と資料30はそうしたなか実施された耐寒行軍に關係する資料である。一九四三年一月六日、「学徒冬季鍛錬ニ関スル件」という通牒が発せられた。その趣旨は、「冬季嚴寒期間ニ於テ一層正課体育ノ充実、学校報国団、学校報国隊ノ実践活動

ノ強化ヲ図リ寒稽古其ノ他ノ冬季鍛錬ヲ行ヒ嚴寒ヲ克服シテ心身ヲ鍛錬シ以テ大東亜戦争下学徒ノ志氣ヲ高揚シ一層負荷ノ大任ヲ完カラシメントス」とするもので、「寒稽古」「耐寒行軍歩走訓練」「全校体操」等の実施が求められた。これらを受けてであろうか、横浜専門学校では同年の二月六日、「耐寒行軍実施ニ関スル協議」が開催され、「生徒ノ企画セル耐寒行軍ヲ実施スルヤ否ヤ」が協議された（神奈川大学所蔵『昭和十五年度教務委員会記録簿』、一九四〇～一九四四年）。当初学生は「夜間」の耐寒行軍を計画したが、学校教練担当の教官らから夜間実施の難しさ等が指摘され、資料29の通り、昼間の実施となつて宮城前（皇居前）までの行軍が二月十一日の「紀元節」に行なわれた。資料30はその行軍に際しての改善事項を含めての感想である。

資料31はすでに取り上げた学生寮に関する資料である（第一章資料40・第一章資料41）。戦後のものと推定される横浜専門学校時代の寮則を収めた。

資料32と資料33は卒業生の進路状況を伝える資料である。卒業生の進路を示す資料はその学校の特徴や役割を知るうえで大きな手がかりとなるが、あまり残っていない。そうしたなか取り上げたこの資料は、横浜専門学校の定員増員に関する認可申請書に添付されていたもので、前者は第一部卒業生の海外就職者の状況、後者は第二部の京浜工業地帯および横須賀の軍需関係における就職状況を示している。

横浜専門学校の学生の様子や学校の動きを細やかに伝える『横専学報』は、「戦時中の種々の悪条件の為に一時休刊の止むなきに至つた」（資料34）。だが一九四六（昭和二十二）年十一月、『横浜専門学校新聞』と改称して再刊された。資料34は林頼三郎による「再刊の辞」で、校長の林は再刊を喜びながら、学生新聞としての使命に期待を寄せた。

横浜専門学校の戦後のあゆみは「教育刷新に関する所見」（資料12）の発表等、着実に進み始めた。

しかし必ずしも全てが順調というわけではなかった。それは資料35のように、そもそも学生生活を満足に送る余裕が無かつたからである。資料は馬場当による回想でこのときの苦労を情感込めて伝えている。

第二章のテーマ資料は「戦時下の様相」、「校舎の接收」、「女子学生」、「大学昇格運動」になる。まず「戦時下の様相」として繰上卒業、学校報国団、学徒勤労動員、学徒出陣、空襲等の戦時下の学校を考えるうえで欠かすことのできない事項の資料を扱った。

横浜専門学校生に「戦時」を意識させるきっかけとなつたのは、国民精神総動員運動の開始だろう。これは一九三七（昭和十二）年七月に起きた日中戦争に国民を動員する目的で実施された官製運動で、運動の推進団体として同年十月、国民精神総動員超連盟が結成され、以降、神社・皇陵への参拝、勅語奉読式、戦没者慰靈祭、軍人遺家族の慰問、出征兵士・英靈・傷痍軍人の歓送迎、建国祭への協力、武道奨励、ラジオ体操、清掃等の勤労奉仕、国防献金等が全国一斉に行なわれるこになつた。これらの一環として横浜専門学校でも種々企画が検討され、例えば鎌倉の鶴岡八幡宮へ武運長久を祈願する行軍を実施したことを『横専学報』（精神総動員の具現 鶴ヶ岡八幡宮へ武運長久祈願行」、第六八号、一九三七年十二月二十五日）は伝えている。学校生活に戦争の影響が出てくるなか、それまでの修学環境を一変させることになるいわゆる繰上卒業が行なわれることになつた。繰上卒業は、太平洋戦争勃発の直前、軍事上の目的を主として大学や高等学校、専門学校等の在籍者に対する在学・修業年限の短縮を実施したもので、一九四一年度の卒業生は三ヶ月早い一九四一年十二月の卒業、以降は六ヶ月の短縮（九月卒業）が常態となり、一九四五五年まで続けられた。資料36はそうした繰上卒業の開始にあたり、試験や講義時間の補充、入学試験等について協議をしている。

資料37から資料39は横浜専門学校報国団に関係する資料である。報国団とは戦時下に対応する「心身一体の修練施設」として「自我功利の思想を排除し、報国精神に一貫する校風を樹立」するため、スポーツや学術・文化活動を実施していた校友会から再組織して設けられたものである（資料37）。横浜専門学校の校友会ももちろん「学生自身が組織し、運用し、統制する」（「校友会の全貌」「横専学報」第十九号、一九三三年一月二十五日）自治組織（部活動）であり、それらが「総務部」「鍛錬部」「国防部」「文化部」「生活部」のいずれかに再編され活動することになったのである（資料38）。その総務部に配される幹事は「第三学年各組長及副組長中より団長之を任命す」（資料39）とされた。横浜専門学校ではクラス代表の「組長」はもともと「クラス委員」と呼ばれていたが、この報国団設置によって、「クラス委員ヲ正副組長と改称シ、……候補者人選ニ際シテハ教練科、生徒科、出席主任ニ諮リ人物学業統御力其他ヲ考慮ノ上行フモノトス」（一九四一年二月六日「本校報国団規則其他ニ関スル委員会（第三回）」、神奈川大学所蔵『決議録其一』、一九三五—一九四一年）と組長の選出自体に検討が加えられた。組長や総務部幹事に選ばれるには、人物、学業、リーダーシップを教職員に認められなければならなかつたのである。報国団の結成は学生自治を制限し、学校による統制を強化するものであつたといえる。

資料40から資料44では学徒勤労動員に関する資料を扱つた。学徒勤労動員は日中戦争の開始以降、農村や工場等での労働力不足を補うために行なわれた施策である。多くの学生・生徒がそれらの場所に強制的に動員され働くことになつた。学徒勤労動員は当初、「集団的勤労作業」（一九三八年六月九日「集団的勤労作業運動実施ニ関スル件」と呼ばれ、精神教育を主眼に団体的訓練を通して行なう教育の一環であるとたわれていた。横浜専門学校における最初の集団的勤労作業は、一九三八年七月十四日から十六日にわたつて計画された、神奈川県座間村の陸軍士

官学校に通じる行幸路の改修と学校付近の清掃および校庭の整備である（資料40）。教育の一環とされた勤労作業も戦局の推移とともに本格的に行なわれるようになり、一九四三年六月二十五日、学徒勤労動員の実施にとつて重要な閣議決定がなされる。それが「学徒戦時動員体制確立要綱」で、学生に「有事即応ノ態勢」と「勤労動員」の強化を求めたのである。資料41と資料42は、本格的な勤労動員の実施にあたり定められた具体的な要領等の資料である。戦時下、様々な施策にあたっては文部省等からの指示が横浜専門学校に向け発出されていたと思われるが、資料としてはほとんど現存していない。収めた資料は現存する数少ないものの一部である。資料43は具体的な勤労動員先を示す資料で、資料44は日本鋼管鶴見造船所で体験した青砥進による勤労動員の回想である。

資料45から資料49では学徒出陣を含む軍事と学校に関する資料を取り上げた。最初に触れるのは、横浜専門学校から多くの「海鷲」＝海軍予備学生（飛行専修）志願者があつたことを伝える資料である（資料45）。海軍予備学生とは大学の学部や予科、高等学校高等科、専門学校等の卒業生で所定の試験に合格した者を海軍の予備士官に採用した制度である。航空兵力の拡充を目指した海軍は、当初パイロット等の「航空関係」の養成に限つて制度を運用していたが、戦争の推移に伴つて、パイロットだけではなく海軍全般の運用のために多くの卒業生を予備学生として採用した。この資料は大量募集となつた第十三期海軍飛行専修予備学生の応募に横浜専門学校生がこぞつて応じたことを伝えている。結局、横浜専門学校からは五十七名が任官となり、戦没者は二十四名でそのうち四名は沖縄戦における特攻であった（第十三期誌編集委員会編『第十三期海軍飛行専修予備学生誌』第十三期海軍飛行専修予備学生会、一九九三年）。ちなみにこの多くの応募には、一九四三年六月二十一日の教授会で「海鷲志願ニ関スル軍部ノ意向」として「航空機搭乗員志願ノ奨励ニ努メラレタ

イ……推薦方針トシテハ奥行ノ深イ人間ヲ推薦スルヨウ……」、「本校ニ於ケル推薦方針ハ、生徒主事原案ヲ作成シ、副校長ノ裁断ヲ得テ教授会ニ於テ審議シタイ」（神奈川大学所蔵『昭和十五年度教務委員会記録簿』、一九四〇～一九四四年）と交わされた通り、学校の推薦があつたことを指摘しておきたい。学徒出陣は戦時下の学校にとつて大きな事態をもたらしたものであつたが、ほとんど記録が残っていない。こうした状況ではあるがいくつかの資料を収録した。学徒出陣は一九四三年十月一日の「在学徵集延期臨時特例」に基づきなされた徵集猶予の措置停止による学生・生徒の入営・入団をいう。これにより在学中でも二十歳以上（翌一九四四年十月以降は十九歳）となれば戦地へ赴くことになった。資料46は米田から第二部の学生に向けた徵集猶予の停止についての訓示があつたことを伝えるものである。訓示の内容に関しては不明である。在学徵集延期臨時特例は十月一日に発せられたが、訓示はその少し前に行なわれたようだ。資料47は米田から教員に向けてなされた要望で、文科系学生が学徒出陣の対象となるので残る工科系学生が「懈怠」等で「落第生」とならないことを求めている。学徒出陣の対象となつた文科系学生に配慮している様子が分かる。ちなみに出陣者の卒業記念の意味を込めた「写真帖」の作成を企画していたようだが、その資料の確認はできていない。資料48と資料49はともに学徒出陣壮行会に関する資料である。前者は横浜専門学校において企画し実施した出陣学徒壮行会の実施を伝えるものである。この資料中、「給費生其他入試」に関連して、「採用ニ関シテハ時局ニ鑑ミ予備士官学校タルノ心組ニテ体力、智力、人物共皇軍ノ士官タルニ適スルモノヲ選抜スルコト」とあるのは、戦時下でなされた入学選考の問題を考えるうえで興味深い。学徒出陣の壮行会といえば文部省主催、一九四三年十月二十一日に明治神宮外苑競技場で開催されたものがよく知られている。これには横浜専門学校からも参加した。資料49は学徒出陣者でその壮行会に校長の林から校旗を託され参加した川久保和男による回想である。

資料50から資料54では空襲や空襲時の授業、入学試験での対応に関する資料を扱った。資料50は北村久吉が在学中に記した日記からの抜粋である。北村は一九四二（昭和十七）年四月十八日、「今日は自分として一生忘れられぬ日だ」と書き、空襲の状況を記す。この空襲はいわゆるドゥリットル（ドゥリットル、もしくはドーリットルとも）空襲のことと、本土初空襲として知られている。そのため「忘れられぬ」と書いた通りとても驚いたであろう。さらに北村は「突如空襲警報だ。驚いて芝生から立ち上つた瞬間爆音がすると思ふ間もなく、16番講堂の空に、電柱すれすれに米国之星印を胴体につけた、双発中翼の軽爆が飛来した。その場にいたものは、唯、目を見張つて」と臨場感あふれる描写を続ける。横浜専門学校の近郊でこうした事態が発生していたことは、この資料が発見されるまで明らかではなかった。資料51は授業を行なっている際に空襲警報等が発令されたときの対応を協議したもので、発令が「授業開始前」や「授業中」のそれぞれの場合に分け検討している。資料50のドゥリットル空襲は被害が少なく、むしろ本土初空襲を被つたという心理的負担の方が大きかった。しかし戦局が悪化するにつれて空襲は激しくなり、甚大な被害をもたらしたことは周知の通りである。資料52はそうしたなか、一九四五年五月に起こった「横浜大空襲」前後を記した蒔田寿による回想である。事務職員として果たした職務や空襲時の出来事、対応等を綴っている。資料53と資料54は戦時下に実施する入学試験に際して試験官や試験実施の留意事項、注意点を記したものである。まず「空襲警報発令セラレタル場合ハ直ニ試験ヲ中止、試験地ノ実状ニ徴シ待避」（資料53）と、空襲に対して第一番目に注意が払われていた。また「教練ノ点数六十点以下ノ者ニ対シテハ口頭試問ノ際何故悪イカラ特ニ調査スル」とあるが、学校教練への取組を重視している点は戦時下ならではの評価といえる。資料54には入試施行の注意が記されているが、戦時下といつてもとくに目を引く事項はない。横浜専門学校時代の入学試験に関する資料もほとんど現存していない。

ないので参考となろう。

続いてのテーマ資料は「校舎の接收」である。横浜専門学校は終戦を迎えるもすぐには授業を再開することはできなかつた。「本校々舎ハアメリカ軍ノ宿舎トシテ使用セラル、コト」（資料55）と、日本占領のため進駐したアメリカ軍に校舎を接收されたからである。六角橋の校舎で授業ができなくなつたため、「仮校舎」を探すことになつた。仮校舎としたのは、「県立二中」（（旧制）神奈川県立横浜第二中学校、現・神奈川県立横浜翠嵐高等学校）と「大倉精神文化研究所」（現・公益財団法人大倉精神文化研究所）で学年ごとに場所を分け授業を実施することになつた（資料56）。この接收は横浜専門学校の場合、幸い短期間で済み、その期間は一九四五年九月三日から同年十二月三日までで、接收で被つた損害に対しても神奈川県へ補償の請求をしている（資料57）。資料58は接收解除にあたり、大倉精神文化研究所へ賃貸契約の解除を申し入れたものである。資料59は仮校舎での授業再開とすでに触れた報国団（資料37）から学生自治会へと改組される。資料59は仮校舎での授業再開とすでに触れた報国団（資料37）から学生自治会へと改組され、いく過程を綴つた峯島正行による回想である。仮校舎とした大倉精神文化研究所で「板の間にぎゅうぎゅうに座らされても入りきれない学生は、窓を開けはなつた庭の木の下に立つて講義をきいた。しかし、教授の声にも聞き入る学生の顔にも、生気がみなぎつていたように思い出される」と授業再開の様子を語るとともに、研究所の裏山の梅林で開かれた「横浜専門学校学生自治会の復活の第一歩」となつた「学生大会」開催の模様をいう。また自治会活動の一つとして、すでに触れた『横浜専門学校新聞』再刊（資料34）の経緯を語っている。「先生も学生も自由をとりもどした喜び」が伝わる資料である。

「女子学生」については資料60から資料62で取り上げた。旧制度下において女子の高等教育機関への進学は制限されていたが、一九四五年十二月四日の閣議諒解「女子教育刷新要綱」以降、男女間

の教育制度上の格差是正が順次なされていったことはよく知られている通りである。横浜専門学校でも入学者資格に「高等女学校卒業者」が加えられたことはすでに取り上げてている（資料13）。資料60はそうしたなかこれから女子の入学が進んでいくことを伝える記事である。資料61は初めて資料上に現れた女子学生に関する記録で、一九四八（昭和二十三）年六月十七日の『横浜専門学校新聞』に寄せられたものである。女子学生の誕生は戦後教育改革の大きな柱であったが、資料は「故なき侮辱や不謹慎な男性的反動行為」があつて、「入学の、そのトタン、期待から幻滅の悲哀を身を以て体験しなければならなかつた」と必ずしも期待通りとならなかつたことを伝える。そして「女性なるが故に特別扱は、毫も望んでいるのではない、男女相互に尊敬と平等を基盤として取扱つて貰いたい」と訴え、当初は克服すべき課題があつたことを教える。資料62では最初期の女子学生として入学した者達の座談会を収めた。横浜専門学校・神奈川大学に進学した動機から、学校の印象、記憶に残る教員や課外活動、卒業後の就職状況まで、資料61にある複雑な心境等も含めて語り、初期の女子学生像を知ることができる資料となっている。

テーマ資料の最後となる「大学昇格運動」は資料63から資料66で扱つた。横浜専門学校において新制大学への昇格が検討されたのは、一九四七年五月二十六日の「第二回復興委員会」（神奈川大学所蔵『昭和二十年度以降会議録』、一九四五～一九四七年）からである。同年公布の教育基本法や学校教育法の成立をもつて昇格の議論が活発化したと思われる。会議では昇格する学科の検討をしたほか、「後援会ヲ設ケ昇格復興ノ母体トシ募金其他ニ付援助ヲ依頼スル」ことを決定した。横浜専門学校の大学昇格運動にとつて、「後援会」の活動はとくに重要である。その後援会は一九四七年十月一日、横浜専門学校復興委員会として卒業生を中心に結成され活動を開始した（資料63）。復興委員会の活動の眼目は会議の決定にあつた通り、昇格復興に際して学校諸設備の整

備拡充にあてるための募金集めである。資料64は在校生の保護者等がその募金への協力を呼び掛けた趣意書、資料65は改めて復興委員会の活動を周知し寄附をお願いしたものである。ちなみに募金額は一人二千円としていた。資料66はこうしたなか、一度寄附を行なつた者に対し、不足となつてゐる図書館建設費について重ねての寄附依頼をしたもので、昇格復興のために奔走する様子が伺える。

（神奈川大学資料編纂室・齊藤研也）

1 横浜専門学校工学三科増設趣旨*

(一九三九(昭和十四)年)

増設趣旨

国策遂行ノ為メ生産力拡充ノ要ハ焦眉ノ急ナリ然ルニ斯界ノ実状必ズシモ安恕タリ得ズ之本校ガ微力ヲモ顧ミズ増設ヲ発起セシ所以ナリ

次ニ工業経営科ハ從来ノ法学科中ノ経営管理類ヲ廃止シ之ニ代フルモノトス

授業組織

一、機械工学科(各学年壹百名ヲ五十名宛二分割)

A、B二級編成、分割授業ヲ原則トシ学科ノ種類ニヨリA、B合併授業スルコトアリ、実験及実習ノ組編成左ノ如シ

第一学年

人員	実習
一三	木型
一二	铸造
一三	鍛工
一二	手仕上

ノ如シ

第一学年

二、電気工学科(各学年壹百名ヲ五十名宛二分割)

A、B二級編成、分割授業ヲ原則トシ学科ノ種類ニヨリA、B合併授業スルコトアリ実験及実習ノ組編成左ノ如シ

人員	実験実習
一七	機械実習
一七	製図
一六	電気実験

第三学年(減員アルヲ予想シ人員ヲ多少減少ス)

人員	実験	実習
一二	木型	
一二	铸造	
六	仕上	機械
三	電気	
三	蒸氣	
三	内燃	
三	材料	
六		鍛工

第二学年

人員	実験	実習
一三	物理	
一二	鍛工	
六	手仕上	
六	仕上	機械
一三	铸造	

第二学年

実験実習	製図
人員	二五
電気実験実習	二五

第三学年

実験実習	製図
人員	二五
電気実験実習	二五

三、工業経営科

工業経営科ノ実験及実習ハ機械工学科ニ準ズ

教員組織

一、第一年度(昭和十四年度)

語学、数学、物理化学及体操ノ担任トシテ

専任五名

機械工学科専任二名

電気工学科専任二名

兼任教員ノ担任時間トス

工業経営科ノ学科目中機械工学ニ関スルモノハ機械工学

九名

科専任教員ニ於テ之ヲ兼任モノトス

工業経営科ノ学科目中経営管理ニ関スル諸学科及商学ハ

従来ノ法学科経営管理類教員之ヲ担任ス

二、第二年度(昭和十五年度)

語学及数学ノ担任各専任一名

機械工学科専任三名

電気工学科専任二名

兼任教員ノ担任時間トス

通計 専任十六名 兼任担任時間 四十三時間

三、第三年度(昭和十六年度)

教練教師 専任 一名

機械工学科 ツ 三名

電気工学科 ツ 二名

六名

通計 専任二十二名 兼任担任時間 七十時間

教員担任科目及時數表

一、外國語ノ部

		第一年度		第二年度	
		英語専任 二十一時間担任 内十時間八高等商業 科教員ト交換授業		英語専任 二十二時間担任 十六時間担任	
		A		B	
A	物理専任 十六時間担任	数学専任 十四時間担任	数学専任 十四時間担任	独逸語専任 十時間担任 内四時間八貿易科 教員ト交換授業	十六時間担任 注意 第二年度英語総授業時數三十二時間二付 A,B,三分シ之ヲ負担
C	(十六時間専任担任、 残余四時間八力学 主任教員之ヲ負担ス)	全 B 十四時間担任	十五時間担任	十九時間担任 内八時間八貿易科 教員ト交換授業	二十二時間担任 注意 総授業時數四十四時間ヲ AB二分シ負担
全 C	(十六時間専任担任、 残余四時間八力学 主任教員之ヲ負担ス)	十六時間担任	十五時間担任	二十時間担任 内六時間八貿易科 教員ト交換授業	二十二時間担任 注意 総授業時數四十四時間ヲ AB二分シ負担
		十六時間担任	十七時間担任	八時間担任	二十二時間担任 内六時間八貿易科 教員ト交換授業

二、数学、物理、化学ノ部

第一年度

第二年度

第三年度

		第一年度		第二年度	
		専任1 十三時間担任		専任2 十二時間担任	
		機構学 二時間講座二組(機)		力學 二時間講座四組 (電二機二時間)一組	
専任3		機械製作法二時間講座 四組(機二電二工二)	八時間担任 (製圖)	機構学二時間講座 全上	十五時間担任 全上
		機械製作法二時間講座 四組(機二電二工二)	八時間担任 (製圖)	機構學二時間講座 全上	十三時間担任 全上
		機械設計法二時間講座 二組(機)	十二時間担任 材料強弱學三時 間講座 二組(機)	機械設計法二時間講座 七組 (機四電二工二)	十四時間担任 全上二時間講座七組 (機四、電二、工二)
			八時間担任 (外、製圖) 全上		物理四時間 全上

専任 4				
専任 4	八時間担任 水力学及水力機 二時間講座四組 (機二、電一、工一)	八時間担任 熱力学、蒸気罐及蒸汽 機関 三時間講座二組(機) 二時間講座一組(電)	八時間担任 専任 5 熱力学 二時間講座二組(機) 二時間講座二組(電)	十時間担任 全上 (電一、工二) (電一、工二)
専任 5	八時間担任 熱力学 二時間講座二組(機) 二時間講座二組(電)	十時間担任 全上 (電一、工二)		
専任 6	十二時間担任 内燃機三時間講座 二組(機) 二時間、一組(工)	十二時間担任 内燃機三時間講座 二組(機) 二時間、一組(工)	十時間担任 全上 五時間講座二組(機) 二時間講座二組(電)	十時間担任 全上 五時間講座二組(機) 二時間講座二組(電)
専任 7	十時間担任 実驗工学二時間 講座二組(機) 金屬材料一時間 機械設計法二時 間講座二組(機)	十時間担任 実驗工学二時間 講座二組(機) 金屬材料一時間 機械設計法二時 間講座二組(機)	十時間担任 全上 五時間講座二組(機) 二時間講座二組(電)	十時間担任 全上 五時間講座二組(機) 二時間講座二組(電)
専任 8	六時間担任 機構学二時間講座 三組(機一、工二)			

四、電気工学ノ部		第一年度	第二年度	第三年度
専任 1	八時間担任(外実 験指導)	十時間担任 全上	十時間担任 全上	十時間担任 全上
専任 2	実驗指導及製図	十時間担任 全上 二組	十時間担任 全上 二組	十時間担任 全上 二組
専任 3	十時間担任 実驗工学二時間 講座二組(機) 金屬材料一時間 機械設計法二時 間講座二組(機)	十時間担任 実驗工学二時間 講座二組(機) 金屬材料一時間 機械設計法二時 間講座二組(機)	十時間担任 全上 五時間講座二組(機) 二時間講座二組(電)	十時間担任 全上 五時間講座二組(機) 二時間講座二組(電)
専任 4	六時間担任 電気機械器具 三時間講座二組	十時間担任 交流理論 二時間講座二組 電気工学 二時間講座三組 (電一、工二)	十時間担任 全上 二時間講座(半年) 蓄電池 二組	十時間担任 全上 二時間講座(半 年)二組 電灯照明 一時間講座二組

専任 5		
専任 6 (或ハ講師)		
六時間担任 電氣機械設計 二時間講座二組 電氣材料 一時間講座三組	八時間担任 高周波及電子工學 二時間講座三組 電信、電話 一時間講座二組 電氣法規 一時間講座二組	

生徒定員変更

機械工学科、電気工学科及工業経営科ノ増設ニ因リ左ノ如
ク定員ヲ変更セントス

一、生徒定員

種別 変更前(現在) 後	部別	
	第一部	第二部
一、七四〇	九九〇	第一部
一一〇	一一〇	第二部
一、九五〇	一、二〇〇	計

二、既設各科ノ定員(変更ナシ)

科別 法 學 科	高 等 貿 易 科	商 業 科	科別 部別
九九〇	一五〇	三〇〇	第一部
二一〇	一〇五	一〇五	第二部

三、増設各科ノ定員

科別 第一部 機械工学科 タ 工業 経営 科 計	学年別	
	第一学年	第二学年
二五〇	五〇	一〇〇
二五〇	五〇	一〇〇
二五〇	五〇	一〇〇
七五〇	一五〇	三〇〇
		計

四、設備(既設ノモノ)

教室総坪数 九百八十四坪二合七勺

教室数 二十三室

内訳

年度別	第一年度 (昭和十四年度)	第二年度 (昭和十五年度)	第三年度 (昭和十六年度)
種別	教室 製図室 実習工場	教室 製図室 実験室	教室 製図室 実験室
別	四三二四	一六一三	一一一四
坪	一四三〇三坪	一五五七〇〇	一三三二五〇〇
数	○○○○○○	○○○○○○	○○○○○○

五、機械工学科、電気工学科及工業経営科増設ニ因ル校舎
増築左ノ如シ

名 称	教 室 数	坪	数
第一校舍	一一	三九九	坪
第二校舍	二八三	三〇一	九八四
第三校舍	九	三	三三
总计			

授業料変更

増設機械工学科、電気工学科及工業経営科ノ授業料ヲ左ノ如ク定メントス既設各科ノ授業料ハ変更ナシ

一、既設各科ノ授業料

第一部分 高等商業科

第二部高等商業科
法学科

二、増設各科ノ授業料

第一部 機械工学科
電気工学科

ノ
工業經營科

	(昭和四十七年度)	(昭和五十八年度)
計		
三四	々一	建物一
一、一〇〇	三〇	五〇
〇〇	〇〇	〇〇

三、収支予算書
 (自昭和十四年度)
 (至十八年度)

別紙添付

(国立公文書館所蔵)

2 工学三科開設にあたり米田吉盛による回想(抄) *

〔一九三九(昭和十四)年〕

的矢〔正輝〕「前略」さて、昭和十四年に至つて、それまでの法商系三科に加えて機械科、電気科、工業経営科を増設して、総合専門学校になつています。創立十年目ですね。よく、工科をお作りになりましたね。

工学科設置

米田〔吉盛〕 それはね、ま、シナ事変も起こり、そりあ、經濟一本で一つ橋のように行くのもよいが、工業、つまり、ものを作ると言つても大切だ、又、戦争を別に考えても人の作ったものを売る。流通機構の人を作るだけでは片手

落ちで、売るべき品物を作ることもより大切ではないか、と言う基本の考え方もありまして、モノを作る工学科、作ったモノを取り扱う経済科と言つようのようなバラエティのある学校も、地盤が広くなつて、強くなる。殊に京浜工業地帯をひかえて、ま、そう言う学園を仕上げようと言つことになりますて、これは昭和十三年に開設できるような運びに、校舎その他の設備をやつたんですけども、実はこれは内々の話なんですがね。当時、文部省の局長で、ケンカをしてやめた人がある。その人も工業専門学校を申請した。ところが文部省の残つた人たちは、まあ、気持はよくない。何とかかんとか言つて延ばそうとか、やめさせようとかした……それと一緒に扱われてね、まあ一年待ちなさいと言うことになつて……表面の理由は、いろいろつけてましたがね……実情はそういうことで一年延びて、開設の取り運びになつたわけです。世の中には、いろいろありますよ。〔後略〕

(『宮陵』第二七号、一九七八年四月)

3 記事「新興横専の面目躍如 工学三科設置」

(一九三九(昭和十四)年四月三十日)

電気科五〇名

経営科三〇名

願書締切 四月二十八日

日支事変による時局進展と共に各工業部門の拡大と相俟

つて、必然的に問題化されて来た技術員特に高等技術員の不足を補充し、併せて専門学生として人格を陶冶し国体觀念を涵養する目的を以て、躍進途上にある本校に於ても新設工科の設立の案が二三年前より計画されつゝあつたが、愈々本年三月七日附で文部省より認可され、新設工科の入試を四月四日に挙行されたが、教務課からの説によると數学等の成績不良なる者相当多数の為めどしき不合格にして、募集人員全部を入学許可せず四月三十日再試験により、真に非常時工学部門に向ふ人材の養成のため優秀なる工学科生徒の充実を計らんとするにある。

第二次試験要項
試験日 四月三十日
試験場 東京・大阪
募集人員 機械科五〇名

又特に本校工科の特色としては、私立専門学校の工科として全国殆ど類例なく卒業資格も大学入学資格を有し、電気科は電気事業主任技術者第二種の資格獲得の予定であり、何ら官立学校と異なるところ無くたゞ工場、一般機械の点に於て不充分のあるやも知れず、この点は一に生徒今

試験成績発表、試験終了後一週間以内二合格者二対シテ通知ヲ発表ス

試験要項は右記の通りであるが新設工科の認可が三月七日であつた、め、実験実習は本年に限り九月より実施を為し八月末日までに大体第一期工場新設の完成を見る模様であるが、それまでは学科の方面に主力を注いで教授を行ふ予定であるが、敷地としては工場は現校舎の後ろ平面地に建築される筈である其他校舎の増築も生徒人員の増加に伴ひ必然的に増築されるであらう。

又特に本校工科の特色としては、私立専門学校の工科として全国殆ど類例なく卒業資格も大学入学資格を有し、電気科は電気事業主任技術者第二種の資格獲得の予定であり、何ら官立学校と異なるところ無くたゞ工場、一般機械の点に於て不充分のあるやも知れず、この点は一に生徒今

後の努力と学校当局の私立弊に流れる事なき最大の注意を以てするなら、本校工科も当然数年ならずして大発達を遂げるは論を俟たない次第である。

何はともあれ我々の学園に新らしく生れ出た工科に対し惜しむことなき援助と、他人扱ひする事なく、商科系統工科系統と共に手を携へ漸次本校の名を高めてゐる折から一層の發展を期する目的からしても懸命の各自の研学の道に邁進すべきである。

工科教授

力学・機械製作法・製図

工学士 秋 一雄

電気磁氣学及測定法

工学士 藤井眞一

力学、機構学

工学士 芳賀秀雄

物理

理学士 永屋省三

数学

理学士 杉浦徳次郎

同 理学士 坂本秀一
同 理学士 日高藤磨

化学

理学士 森 健志

倫理・経営管理学

日本産業能率研究所所長

上野陽一

経営管理学

工学士 青江隆二

簿記

有本邦造

経済原論

法学士 園田 實

商業通論

法学士 山田 勇

独逸語

文学士 馬場久治

英語 武藤安禮

第一条 本校ハ専門学校令ニ依リ高等ナル学術ノ理論及応用ヲ教授シ併セテ人格ヲ陶冶シ国体觀念ヲ涵養スルヲ以テ目的トス

第二条 本校ハ修業年限三ヶ年ノ本科ヲ以テ構成シ修業年限一ヶ年ノ専攻科ヲ附置ス

第三条 本科ニ高等商業科、貿易科、法学科、工業經營科、

校則抜萃

第一章 総則

4 横浜専門学校々則抜萃

(一九三九(昭和十四)年)

(『横専学報』第八一号、一九三九年四月三十日)

同 文学士 村田平次郎

同 飯田耕作

同 亘理俊雄

同 文学士 長谷川松治

同 ルコトアルベシ

第一部 自午前八時 至午後五時

第五条 生徒ヲ分チテ第一部本科生、第二部本科生、専攻科生及第二部別科生トス

第六条 第一部本科ノ学科目及毎週授業時数左ノ如シ
高等商業科

科目	学期	学年	
		前期	後期
倫理(倫理学及國民道德)		第一学年	
哲学概論		第二学年	
論理学		第三学年	
心理学			
經濟原理			
經濟史	三	一	一
財政学	三	一	一
統計学	一	一	一
	一	一	一
	二	一	一
	二	一	一

機械工学科及電気工学科ヲ置ク

第四条 授業時間ハ左ノ通りトス 但シ時宜ニ依リ伸縮ス

會計監查	會計學	英文簿記	工業簿記及原值計算	銀行簿記	商業簿記	工業通論	內外商業實踐	商品學	商業地理	外國為替	保險論	交通論	取引所論	稅關及倉庫	銀行及金融	商工經營	商業通論	市況論	貨幣論	商工政策
												二					二			
					商 卒 一 三							二					二			
					一 三							二					二			
				二		一		二	一		一			一	二			一	二	
				二		一		二	一		一			一	二			一	一	
	二	二					二			一	二		一			二		一		
一	二	一	一				二			一			一			二		一		

一、実業教員無試験検定出願資格ヲ得ントスル者ハ教育学、

第二章 横浜専門学校の拡充と戦中・戦後の諸相

教授法、教育史及教育法令ヲ必修スヘシ

一、希望者少キ随意学科ハ之ヲ欠クコトアルヘシ

商業学校以外ノ実業学校卒業者ハ中学校出身者ト同一ノ授業ヲ受クヘシ

貿易科

研究指導	國語作文及書法	第二外國語 獨逸語 仏蘭西語 西班牙語	支那語	英語	商法	民法	法学通論及憲法	珠算	商業數學及統計	會計學	英文簿記	銀行簿記	工業簿記及原價計算	商業簿記	海外貿易事情	內外貿易實踐	商品學	商業地理	外國為替	保險論
	二						二	一	二						中卒三			一		
	二	五	九		二		一	二						一三			一			
(不定時)	一			二	二								二				一			一
(不定時)	一	五	九	二	二								二				一			一
				二						二			二			一	三		一	二
			四	九	二					二	二				一	三			一	

ノ授業ヲ受クヘシ

一、第二外国語ハ支那語、西班牙語、仏蘭西語及独逸語ノ
各国語中其ノ一ヲ選択履修スヘシ

一、実業教員無試験検定出願資格ヲ得ントスル者ハ教育学、
教授法、教育史及教育法令ヲ必修スヘシ

一、希望者少キ第一外国語及随意学科ハ之ヲ欠クコトアルヘシ

一、商業学校以外ノ実業学校卒業者ハ中学校出身者ト同一

英語	研究指導	体操及教練	小計	第一選択 科目	第二選択 科目			小計	合計	隨意學科目	經濟政策	社會學	政治學及政治史	外國法	獨逸語	
					破産法及和議法	民事訴訟法	刑事訴訟法									
			二九		一	一			三〇	二九						五
			二五		三	三			二九	三一	四	二	二			(不定時) 五
			二四		三	二			二六	二九	二	五	二			(不定時) 四

経営管理学								工業經營論	物理	化学	数学	獨逸語	英語	倫理(倫理學及國民道德)	学科目	学年 / 学期	
概論	管理法	科学的	一														
			四	二	四	三	四							一	第一期	第一学年	
			四	二	四	三	四							一	後期	第一学年	
貨銀形態	管理	購買倉庫及	一	研究	作業	心理產業	概論	科學的	(日本經營論、工業資源及工業化論、工業立地論、產業之綜合論、工業財務論)			二	二	三	一	前期	第二学年
			一			一	一	二				二	二	三	一	後期	第二学年
經營比率	人事管理	診斷工場法	工場事務	管理	工程	性織及適性考査	工場組	二				二	二	商業英語	一	前期	第三学年
一	一	一				二	二					二	二	三	一	後期	第三学年

法律			經濟學、商學				實驗及實習		設計製圖		機械工學				電氣工學	礦山工學	化學工學		
物權	總民法	法學通論			商業簿記	商業通論	經濟原論		三	四			機械製作	機械製法二	力學一				
一	一				二	二	一		三	四			二	一					
	行為	則及商	商法總	債權			工業簿記	銀行及金融	商業政策		五	四		水力學及 機械二	弱學二	材料強	機構學二	二	二
						一	二			五	四		二	二	二	二	二		
	法規	工業	會社手形	會計學	原價計算	商業實踐	保險論	財政學		三	五	自動車二	航空機一	二	內燃機	氣機及蒸 熱力學蒸		二	二
	一	一	一	一	一		一	一		三	五	二	一	二	二	二	二	一	

機械設計法	實驗工學	電氣工學	內燃機	蒸汽及蒸汽機	水力學及水力機	材料強弱學	機構學	力學	物理	化學	數學	獨逸語	英語	倫理(倫理學及國民道德)	學科目	學期	學年	計	珠算	
																		體操及教練		
									二	二	三	二	六	二	五	一	前期	第一學年	三九	二
									二	二	三	二	六	二	五	一	後期	第一學年	三九	二
																	前期	第二學年	三九	二
																	後期	第二學年	三九	二
																	前期	第三學年	三九	二
																	後期	第三學年	三九	二

化学	数学	独逸語	英語	倫理(倫理学及國民道德)	科目	学期	学年	電気工学科								特別講義	実験及実習	機械製作法	機械製図		
								計	体操及教練	法制経済及工場法規	工場建築	工場経営	金属材料	暖房及冷凍	機関車	搬運機	航空機	自動車			
二	六	二	五	一	前期	第一	学年	四〇	二	一									六	二	六
二	六	二	五	一	後期			四〇	二										六	二	七
	四	二	二	一	前期	第二	学年	三九	二										六	二	七
	四	二	二	一	後期			三九	二										六	二	七
	一	二	二	一	前期	第三	学年	三九	二	二			一	一				五	三		一〇
	一	二	二	一	後期			三九	二	二	一	一	一	一				五	三		一一

特別研究	法制経済及電気法規	工場建築	工場経営	実験及実習	製図	電気材料	高周波工学及電子工学	蓄電池	電信及電話	電氣化學	電氣鐵道	發電、送電及配電	電燈照明	電氣機械設計	電氣機械及其應用	交流理論	電氣磁氣学及測定法	水力学及水力機	熱機関	機械工作法	応用力学	物理
																	四			二	二	三
																	四			二	二	三
																		三	二	二	二	二
																		三	二	二	二	二
(隨時)	二	一	一	六	五	一	四	一		一		二	一	三	三							
	二	一	一	六	五	一	四	一				二	一	三	三							

体操及教練	二
計	二
四〇	二
四〇	二
三九	二

第三章 学年、学期及休日

第十条 学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第十一条 学年ヲ分チテ左ノ二学期トス

前学期 四月一日ニ始リ十月二十日ニ終ル

後学期 十月二十一日ニ始リ翌年三月三十一日

二終ル

第十二条 休業日左ノ如シ

一、大祭祝日、日曜日、創立記念日、横浜開港

記念日

二、春季休業 四月一日ニ始リ四月十日ニ終ル

三、夏季休業 七月十六日ニ始リ九月十日ニ終ル

四、冬季休業 十二月二十五日ニ始リ一月十日

二終ル

第四章 入学

第十三条 本科生入学ノ時季ハ毎学年ノ初トス但シ第十九

三、入学資格証明書

第二十二条 入学ノ許可ヲ受ケタル者ハ指定ノ期日迄ニ規

条ノ規定ニヨル転校ハ此ノ限ニ在ラス

本科第一学年ニ入学セシムヘキ者ハ品行方正ノ男子ニシテ左ノ各号ノ一二該当スル者タルヲ要ス

一、中学校卒業者

二、専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定ニ

合格シタル者

三、専門学校入学者検定規程ニ依リ一般専門学

校ノ入学ニ関シ指定ヲ受ケタル者

第十七条 第一部第二学年以上ニハ転校、再入学及本校第

一部第二部間ノ転部ノ外入学ヲ許可セス

第二十条 入学ハ検定ノ上之ヲ許可ス

前項ノ検定ニ関シテハ其ノ都度之ヲ定ム

第二十一条 入学志願者ハ左ノ書類ニ写真及検定料ヲ添ヘ

提出スヘシ

一、入学願書

二、履歴書

144

- 定ノ書式ニ依リ保証人連署ノ在学誓書ヲ提出シ所定ノ料金ヲ納付スヘシ
- 第三十条 生徒疾病又ハ已ムヲ得サル事由ニ因リ引続キ授業日数八十日以上修学シ能ハスト思料スル時ハ保証人連署ノ上願出許可ヲ得テ其ノ学年間休学スルコトヲ得但シ疾病ノ時ハ医師ノ診断書ヲ其ノ他ノ場合ハ其ノ事由ヲ證明スルニ足ル文書ヲ添付スヘシ
- 第二十三条 前条ノ保証人ハ父兄又ハ之ニ準スヘキ者ニシテ独立ノ生計ヲ営ム成年者タルコトヲ要シ本校ニ於テ適当ト認メタル者ニ限ル
- 第二十四条 保証人ハ生徒在学中ニ閑スル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スヘキモノトス
- 第二十五条 保証人変更ノ必要生シタルトキハ直ニ其旨願出テ許可ヲ受クヘシ
- 第二十六条 保証人ノ身分住所等ニ異動ヲ生シタル時ハ直ニ届出ツヘシ
- 第二十七条 学校長ニ於テ必要ト認メタル時ハ保証人ノ変更ヲ命スルコトアルヘシ
- 第五章 在学、退学及懲戒
- 第二十八条 生徒ハ校規ニ従ヒ校命ヲ遵守スヘシ
- 第二十九条 生徒欠席スル時ハ必ス事由ヲ具シ届出ツヘシ
シ疾病ノ時ハ医師ノ診断書ヲ添付スヘシ
- 第三十二条 休学シタル者其ノ事故止ミタルトキハ保証人連署ノ上届出ツヘシ
前項ノ者聽講ヲ希望スルトキハ之ヲ許可スルコトアルヘシ
- 第三十三条 休学後授業日数八十日以内ニ事故止ミタルトキハ許可ヲ得テ休学ヲ取消スコトヲ得

第三十四条	生徒ハ学校長ノ許可ヲ受クルニアラサレハ他 ノ学校ニ入り又ハ他ノ学校若クハ官署ニ於ケ ル各種ノ試験ニ応スルコトヲ得ス	シタル者
第三十五条	病氣又ハ事故ニ因リ退学セント欲スル者ハ保 証人連署ノ上願出テ許可ヲ受クヘシ	五、遅刻早退其他出席常ナラサル者
第三十六条	退学シタル者再入学ヲ願出ツルトキハ其ノ事 由並ニ在学中ノ成績及勤惰ニ付誼衡シテ原学 年以下ノ学年ニ再入学ヲ許可スルコトアルヘ シ但シ退学後一箇年ヲ経過シタル者ハ原学年 ニ再入学ヲ許可セス	六、規定ノ料金ヲ所定ノ期間ニ納付セサル者
第三十七条	左ノ各号ノ一二該当スル者ニハ退校ヲ命ス 一、性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタ ル者	第三十八条 校規校命又ハ訓育ノ趣旨ニ違背シ生徒タルノ 本分ニ悖ルト認ムヘキ行為アル者ハ之ヲ懲戒 ス懲戒ハ之ヲ分チテ譴責謹慎停学及退校トス
第四十条	試験ハ学期末ニ之ヲ行フ但前学期ニ限り授業學 科目中其ノ一部ヲ後学期ニ於テ行フコトアルヘシ	第六章 試験、進級及卒業
第四十一条	臨時試験ハ隨時之ヲ行フコトアルヘシ	第三十九条 各学年ノ成績ハ其ノ学年ノ学業成績及勤惰ヲ 考査シテ之ヲ定ム学業成績ハ試験ノ成績及平 素ノ業績ニ依リ之ヲ定ム
第四十二条	平素ノ業績ニ依リ学業成績ヲ定メ得ヘキ学科 ニ就テハ試験ヲ省略スルコトヲ得	
第四十三条	各学科ノ成績ハ優、良、可、不可ヲ以テ表示 シ優、良、可ヲ合格トシ不可ヲ不合格トス	
第四十四条	正当ノ事由ナクシテ試験ニ欠席シタル學科目	
四、正当ノ事由ナクシテ一ヶ月以上連續欠席 休学ヲ除ク		

ノ成績ハ不可トス

退校ヲ命ス

第四十五条 病氣其他止ムヲ得サル事由ニ因リ試験ニ欠席セントスル者ハ予メ届出テタルトキニ限り次

学年初ニ追試験ヲ許可スルコトアルヘシ

第四十六条 正當ノ理由アル者ト雖其ノ学年ノ授業日数八十

日以上欠席シタル時ハ第三十一条但書ノ場合ヲ

除キ当該学年ニ於ケル試験ヲ受クルコトヲ得ス

第四十七条 学年ノ全科目ニ合格シタルトキハ進級又ハ卒業セシム

第四十八条 不合格ノ学科目総科目ノ五分ノ一二達セサル

トキハ教授会ノ詮衡ニ依リ仮ニ進級セシムルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テ仮進級ヲ許サレ

タル者不合格ノ学科ニ付次学年初期ニ於テ行フ再試験ニ合格シタルトキハ之ヲ本進級トシ合格セサルトキハ仮進級ハ之ヲ取消ス

第四十九条 所定ノ本科課程ヲ卒ヘタル者ニハ卒業証書ヲ

授与ス

第五十条 事由如何ニ不拘ニ回連続シテ進級セサル者ニハ

第七章 学費

第五十一条 入学検定料ハ左記ノ通りトス

第一部高等商業科、貿易科及法学科ハ金五円、

工業経営科、機械工学科及電気工学科ハ金十

円トス

第五十二条 入学ノ許可ヲ得タル者ハ左記ニ依リ指定期間内ニ入学料ヲ納付スヘシ

第一部高等商業科、貿易科及法学科ハ金五円、
工業経営科、機械工学科及電気工学科ハ金十

円トス

第五十三条 授業料左ノ如シ

第一部高等商業科、貿易科及法学科ハ年額金百円、工業経営科、機械工学科及電気工学科ハ年額金二百円トス
専攻科ハ各科ノ授業料ニ準ス

第五十四条 第一部ノ授業料ハ左記ノ通り納付スヘシ
一、高等商業科、貿易科及法学科

第一期納付額	金四十円	四月始業日ヨリ ト雖金拾円ヲ以テ限度トス
七日以内		
第二期納付額	金四十円	九月始業日ヨリ 七日以内
第三期納付額	金二十円	一月始業日ヨリ 七日以内
第一期納付額	金七十五円	四月始業日ヨリ 七日以内
第二期納付額	金七十五円	九月始業日ヨリ 七日以内
第三期納付額	金五十円	一月始業日ヨリ 七日以内
新ニ入学ヲ許可セラレタル者ノ第一期分授業料納付期限ハ別ニ之ヲ定ム		
第五十七条		
追試験ヲ願出ツル者ハ一学科目毎ニ受験料金三円ヲ納付スヘシ但シ四科目以上ニ亘ル場合		
料納付期限ハ別ニ之ヲ定ム		
第六十三条		
本科又ハ専攻科ヲ卒業又ハ修了シタル者ニシテ学業優秀操行善良ナル者ニハ学費ヲ給与シテ其ノ学業又ハ研究ヲ継続セシムルコトアルヘシ		

第六十四条 特待生又ハ給費生ニシテ学業又ハ研究ヲ怠リ若クハ不都合ノ行為アリタル者ニ付テハ期間

内ト雖其ノ待遇ヲ停止シ場合ニ依リテハ既ニ支給シタル學費ヲ返納セシムルコトアルヘシ

第九章 外国人特別入学

第六十五条 第十四条ノ入学資格ナキ外国人ニシテ入学セ

ントスル者ハ外務省在外公館又ハ本邦所在外國公館ノ紹介アル者ハ本邦中学校卒業ノ程度ニ依リ其ノ性行学力ニ就キ考查ノ上外国人特別生トシテ入学ヲ許可スルコトアルヘシ

前項ノ考查ノ成績特ニ優秀ナル者ハ本科生トシテ入学セシムルコトアルヘシ

第六十六条 前条ノ規定ニ依リ入学ヲ志願スル外国人ハ左ノ書類ニ入学検定料金五円ヲ添へ提出スヘシ

一、入学願書

二、第六十五条所定ノ紹介

三、履歴書

四、写真

第六十七条 外国人特別生ニシテ所定課程ヲ終リタル時ハ之ニ畢業証書ヲ授与ス

第六十八条 外国人特別生ニ関シ特ニ規定アルモノノ外ハ一般規定ヲ準用ス

附則

一、本則ハ昭和十四年四月ヨリ実施ス

二、専攻科ハ当分ノ内之ヲ置カス

三、昭和十二年度迄ニ入学シタル第一部生徒ノ授業料八年

額金九十三円トス

四、昭和十二年度迄ニ入学シタル第一部法学科生徒ノ学科

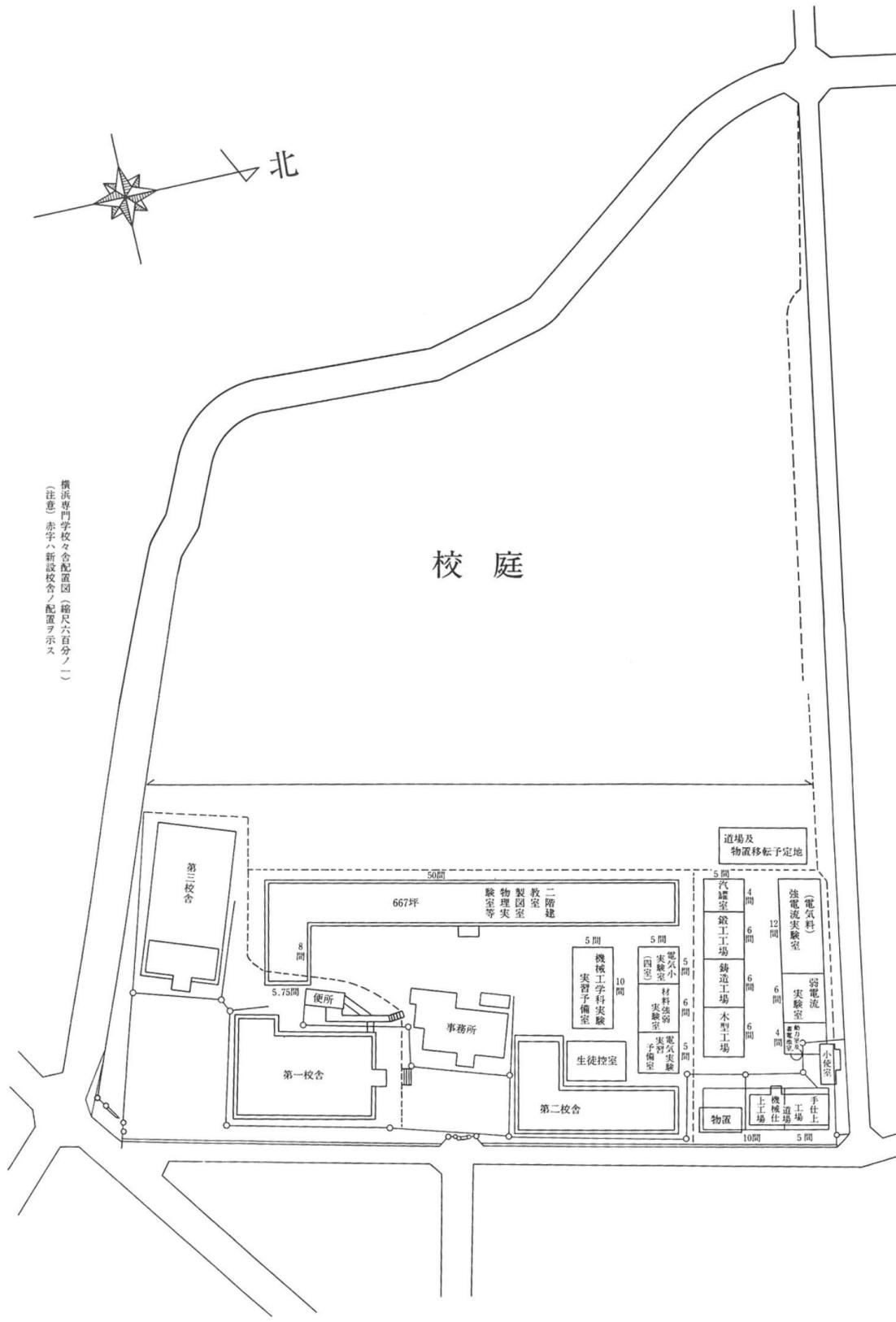
目及毎週授業時数ハ旧校則ニ依ル

〔後略〕

5 横浜専門学校々舎配置図

(一九三九(昭和十四)年)

横浜専門学校々舎配置図



6 記事「横専時代来る 新設工学科の発展目覚まし 来
学期大量募集を発表 給費生の応募三十数倍の豪勢」
(一九三九(昭和十四)年十二月五日)

(『横浜貿易新報』、一九三九年十二月五日)

を展開したのを見ても、横専時代来るの觀を深うするもの
がある。

日本でたつた一つの文理綜合の専門学校を誇る横浜専門
は、昨年新設の工学科部にこれも全国唯一の工業經營科並に
機械工学科と電気工学科を設置し美事時代の尖銳を目指
し、然もその機械工学科長には横浜高工の前教授秋一雄氏
を拉し來り。又電気工学科長には同じく横浜高工に現任中
であつた助教授藤井眞一氏を引抜いて天晴対高工の布陣を
整へてゐるが、内容的にも実習工場の完備あり愈々生徒に
作業を課する運びとなり、来新学期は工業經營科五十名、
機械工学、電気工学両科各百名と言ふ大量募集を発表して
ゐる。一方文科系の高商、貿易、法学の三科も時局柄志願
者の激増を予想されて居り、同校当局の目標とする横浜高
商打倒主義に邁進してゐるが、就中同校獨得の専売特許と
言ふべき給費生募集は新学年に先立ち既に詮衡を終つた
が、二十五名の募集に対し三十余倍の応募者があり大激戦

7 横浜専門学校教職員服務心得

(一九四〇(昭和十五)年四月)

横浜専門学校教職員服務心得

第一条 教職員ハ凡テ副校長ノ命ニ従ヒ忠順勤勉各々其ノ
職務ヲ尽スベシ

第二条 学校ノ發展ハ各自ノ精励ニ懸ルコトヲ自覺シ執務
ハ常ニ自發的ニシテ絶エズ研究工夫ヲ凝ラシ適正
ナル成果ヲ挙グルコトニ努ムベシ

第三条 生徒ニ對シテハ本校教育方針ヲ体シ嚴而慈ヲ旨ト
スベシ

第四条 教職員ニシテ嘱託ニ応ゼントスルトキハ事情ノ如
何ヲ問ハズ副校長ノ許可ヲ受クベシ

教職員並ニ其ノ家族ガ商業ヲ営マントスルトキ亦同ジ

チ、計理部ハ会計課図書課及寮務課ニ分ツ

第五条 疾病其ノ他ニ因リ遅刻又ハ欠勤セントスルトキハ始業前副校長ニ届出テ許可ヲ受クベシ

各部ニ部長各課ニ課長ヲ置ク

執務時間内ニ退出セントスルトキ及旅行ヲ為サン

凡テ各課ノ主管事務ニシテ他課ニ關係ヲ有スルトキハ其ノ課ノ合議ヲ経ベシ

トスルトキ亦同ジ

第三条 各課員ハ主管事務ニ属セザル事項ト雖モ時宜ニ依リ互ニ他課ノ事務ヲ補助スベシ

第六条 学校ノ規定以外新ニ生徒ニ伝達スル事項ハ予メ副校長ニ稟議スベシ

第四条 事務ニ関スル諸般ノ事項ヲ研究セシムル為教務委員ヲ置ク

将来ノ慣例トナルベキ事項亦同ジ

教務委員ハ事務部長ト連絡ヲナシ事務ニ関スル諸般ノ事項ヲ研究協議シ委員長ハ其ノ決定ヲ副校長ニ具申スベシ

昭和十五年四月

(神奈川大学所蔵『決議録其一』、一九三五(一九四一年)

8 横浜専門学校事務分掌規程

(一九四〇(昭和十五)年四月)

委員長 久武 ハ
委員 有本教授

秋 ク

藤井 ク

篠田 ク

横浜専門学校事務分掌規程

第一条 校務ヲ分チテ事務部及計理部トス

事務部ハ更ニ生徒課教務課庶務課及文書課ニ分

第五条 事務系統及分掌事務左ノ如シ

9 横浜専門学校学則

(一九四四(昭和十九)年)

横浜専門学校学則

第一章 総則

第一条 本校ハ専門学校令ニ依リ高等ナル学術ノ理論及応用ヲ教授シ以テ人格ヲ陶冶シ国体觀念ヲ涵養スルヲ目的トス

限一ヶ年ノ専攻科ヲ附置ス

第三条 本科ニ經濟科、貿易科、法学科、工業經營科、機械科、電気科ヲ置ク

一、第一部

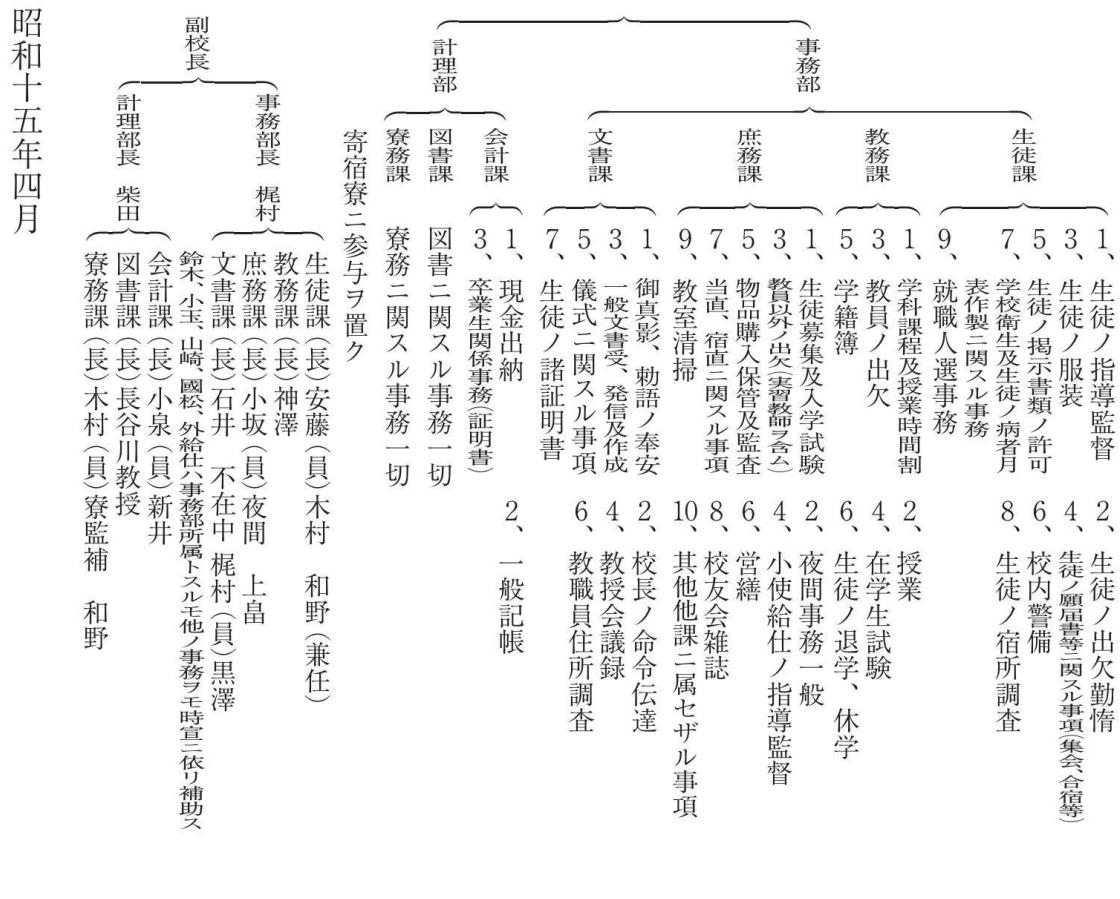
経済科 一〇〇名

貿易科 五〇名

法学科 五〇名

工業經營科 一五〇名

機械科 一五〇名



昭和十五年四月

(神奈川大学所蔵『決議録其一』、一九三五(一九四一年))

国語	道義	学科目											電気科 一五〇名
一四〇	一七五	総教時数	授課	第一学年	第二学年	第三学年	毎週教授時数						一、第二部
二二二	二												経済科 一〇〇名
	一												法学科 五〇名
	二												
	国体及日本精神ヲ闡明スルニ当リ特ニ国史ニ取材セル事項ヲ含マシム	備考											

第四条 授業時間ハ左ノ通リトス但シ時宜ニ依リ伸縮スルコトアルベシ

第一部 自午前八時 至午後五時

第二部 自午後五時半 至午後九時半

第五条 生徒ヲ分チテ第一部本科生、第二部本科生、専攻科生及第二部別科生トス

第六条 第一部本科ノ学科目及毎週授業時数左ノ如シ

第二章 学科

経済科

工場經營	経営總論	経営統計	財政	東亜經濟	経済統制	経済地理	経済史	商業經濟	経済	体練	教練	理數	数学二 物理化学二	
(一〇五)	(七〇)	八〇五	(三五)	(三五)	(一〇五)	(一四〇)	(七〇)	(一〇五)	七〇〇	三一〇	三一〇	二四〇		
		五					(一)	(一)	七	二	二	四		
	(二)	八	(二)	(二)	(一)	(一)	(一)		六	二	二			
(三)		一〇		(三)	(一)	(一)	(一)		七	二	二			
作業、資材管理等ヲ授ク	工業經營ノ一般理論ヲ取扱フ トシテ工場ノ組織、労務、	経営ノ一般理論ヲ取扱フ 工業經營ノ一般理論ヲ基礎		抽象的理論ヲ避ケ租税 公債ノ大要ヲ授ク	日本産業論ヲ含ム	経済政策原理及工業政策商 業政策ヲ含ミ我国經濟統制 ノ法的規制ノ面ニ及ブ	金融論ヲ含ム	日本經濟史ヲ中心トシ其ノ 特質ヲ明ナラシムル範囲ニ 於テ歐州經濟史ヲ取扱フ	経済大意、配給、保險、 交通、銀行ノ經濟的機能 及商業經濟用語ノ説明					

教 育	隨 意 學 科 目	計	定時修鍊	增 課	演 習	外 國 語	法 律	實務実習	工業概論	原価計算	簿記及會計
一 七 五		四 三 五	六 六 五	一 四 〇	一 四 〇	六 三 〇	二 八 〇	(二 七 五)	(二 四 〇)	(七 〇)	(三 四 五)
二		四 〇	七			六	三	(一 一)			(三 一)
二		四 〇	六	二	二	六	三	(一 一)	(一 一)		(一 一)
一		四 一	六	二	二	六	二	(一 一)	(一 一)	(一 一)	(一 一)
						語ノミノ履修ヲ認ム	二箇国語履習ヲ原則トスル必要ニヨリテハ一ヶ国体ヲ統一的ニ取扱フ	大凡第一学年憲法ニ民法ニ第二学年民法ニ商法ニ第三学年商法ニトスルモ全	工業資材及機械ノ説明ヲ主ナル内容トス	追記参照	工業簿記及監査ヲ含ム

原価計算実習

統計実習

工業資材ノ鑑識及検査

製四

商業數學演習

配給、交易実務実習

業務用通信文

其他

一、商業学校出身者二対シテハ簿記ノ時數ヲ減シテ國語及

理数ヲ増加スルコトアルベシ

一、商業学校以外ノ実業学校卒業者ハ中学校出身者ト同一

ノ授業ヲ受クベシ

一、実業学校教員無試験検定出願資格ヲ得ントスル者ハ教

育ヲ必修スベシ

貿易科

実務実習ノ内容左ノ如シ

工場経営実習（工場経営二関スル調査ヲ含ム）

追記

道 義	學 科 目	教 授	時 數	週教授時數
一 七 五	第一 學年	二 二	二 一	備 考
一 一	第二 學年	一 一	二 一	
一 一	第三 學年	国史 二取材セル教授事項ヲ含ム		

会計	簿記	経営	交通政策	民族論	拓植論	外交史	近世東亜	国際金融	財政学	東亜経済論	経済統制	経済地理	経済史	商業経済	経済	体操	教練	理数	国語
(七〇)	(二〇五)	三八五	(三五)	(二〇五)	(四〇)	(七〇)	(四〇)	(七〇)	八四〇	二一〇	二一〇	七〇	一四〇						
	(三)	三													七	二	二	二	二
(一)		四	(一)	(一)					(一)		(一)	(一)	(一)	(一)	七	二	二	二	二
		四			(一)	(一)									一〇				
原価計算及監査ヲ含ム																			
数学、物理、化学																			
経済大意、配給、保険、交通、銀行ノ経済的機能及商業経済用語ノ説明ヲナス																			

追記

実務実習ノ内容左ノ如シ

珠算・計算器・計算尺・計算表ヲ使用スル諸計算

工場経営実習（工場経営ニ関スル調査ヲ含ム）

原価計算実習

統計実習

工業資材ノ鑑識及検査

製図

教 育	隨意学科目	計	定時修鍛	演習	第一外国語	法 律	工業概論
一七三		四二〇	六六五	一四〇	四二〇	六六五	(一)
二		四〇	七		四	六	(一)
二		四〇	六	二	四	七	(一)
一		四〇	六	二	四	六	(一)
			研修トシテ熱帶地衛生、寒帶地衛生ヲ課ス				憲法、民法、商法ヲ内容トスルモ全体ヲ統一的ニ取扱フ

商業数学演習

配給、交易実務実習

業務用通信文

其他

一、商業学校出身者ニ対シテハ簿記ノ時数ヲ減ジテ国語及

理数ヲ増加スルコトアルベシ

一、商業学校以外ノ商業学校卒業者ハ中学校出身者ト同一

ノ授業ヲ受クベシ

一、商業学校教員無試験検定出願資格ヲ得ントスル者ハ教

育ヲ必修スベシ

法学科

法学通論	体 錬	教 練	国 語	道 義	学 科 目		教 授	總 時 數	每週教授時數	備 考	
					第一學年	第二學年				第一學年	第二學年
七〇	三二〇	三二〇	一〇五	一七五							
二	二	二	二	二							
二	二	二	一	一							
二	二	二		二							

計	定時修 錬	英 語	財 政	經 濟 學	法律演習	破壊法及和議法	民事訴訟法	刑事訴訟法	國際私法	國 際 法	刑 法	商 法	民 法	行政 法	憲 法
三九九〇	六六五	四二〇	七〇	一四〇	一四〇	七〇	一七五	一〇五	七〇	七〇	一七五	三八五	五六〇	一〇五	七〇
三八	七	四		二							三	三	七		二
三八	六	四		二	二		三	三			二	二	五		三
三八	六	四	二		二	二	二	二	二	二	六		四		

第一學年總論、物權一部、債權總論及各論七
第二學年物權二部、債權各論五
第三學年親族、相続法四

第一學年總論及商行為三
第二學年会社法二
第三學年保険手形、海商法六

機械科																			
学科目																			
総時教授																			
熱 機 関	電 氣 工 學	精 密 測 定	工 業 材 料	材 料 力 學	化 學	物 理	微 積 分	解 析 幾 何	三 角	代 數	數 學	獨 逸 語	英 語	外 國 語	体 鍊	教 練	人 文	道 義	学 科 目
二 〇	七 〇	一 四 〇	一 〇 五	一 四 〇	一 〇 五	三 一 五	(一 七 五)	(七 〇)	(三 五)	(七 〇)	(三 五〇)	(一 四 〇)	(一 四 〇)	二 八 〇	二 二 〇	二 二 〇	一 四 〇	一 〇 五	学 科 目
						三 五	(一 三 〇)	(二 〇)	(二 〇)	(二 〇)	八	(一 二 〇)	(一 二 〇)	四	二	二	二	一	第二 学年
二					四	四	(一 二 〇)				二	(一 二 〇)	(一 二 〇)	四	二	二	二	一	第二 学年
四	二	四	三												二	二		一	第三 学年
備 考																			
熱力学ヲ含ム。																			
実験ヲ含ム。 実験ヲ含ム。 実験ヲ含ム。 実験ヲ含ム。																			

電気科																			
学科目																			
総時教授																			
英 語	外 國 語	体 鍊	教 練	人 文	道 義	学 科 目	計	定 時 修 鍊	実 驗 実 習	設 計 製 図	工 業 經 営	機 械 、 工 作	機 械 設 計	水 力 機 械	航 空 機	内 燃 機	蒸 氣 發 動 機		
(一 四 〇)	(三 一 五)	(二 二 〇)	(二 二 〇)	(一 四 〇)	(一 〇 五)	第一 学年	四 八 三〇	五 二 五	七 〇 〇	六 三 〇	一 〇 五	三 二 〇	一 四 〇	七 〇	七 〇	(七 〇)	(二 四 〇)		
(一 二)	五	二	二	二	一	第二 学年	四 六	五	六	六		二						(一 二)	
(一 一)	三	二	二	二	一	第三 学年	四 六	五	六	六		二	四				(一 二)		
	一	二	二		一	第三 学年	四 六	五	八	六	三	二		二	二				
備 考																			
機構學一二ヲ含ム 水力学ヲ含ム																			

第二章 横浜専門学校の拡充と戦中・戦後の諸相

原動機	材料力学	機械工作法	機構学	力学	機械製作	電気計測	高周波工學	電子工学	交流理論	測定	電気磁氣	電気磁氣	化學	物理	工業数学	微積分	解析幾何	三角	代数	數学	独逸語
一四〇	(七〇)	(七〇)	(三五)	(七〇)	二四五	七〇	(七〇)	(七〇)	(七〇)	(三〇)	四二〇	七〇	一四〇	(七〇)	(七五)	(七〇)	(三五)	(一)	(七〇)	四二〇	(七〇)
					五					(四)	四	二	二						七	(一)	
四	(二)				二	一			(一)	(一)	四	二	二		(一)				三	(一)	
											四									二	(一)

実験実習	設電	電氣機械	電氣製図	一般製図	設計製図	工業経営	電氣機器	送電	発電	配電	発送、配電	電氣材料	電灯照明	電氣鐵道	電氣化學	電氣応用	電氣通信	電氣事業法規	熱機関	水力機及	
五二五	(七〇)	(三四五)	(二七五)	四九〇	七〇	三一〇	(七〇)	(七〇)	(七〇)	(三五)	一七五	(七〇)	(三五)	(七〇)	(七〇)	三四五	七〇	三五	(七〇)	(七〇)	
四				(五)	五																
五		(四)			四		三			(一)	一					二		(一)	(一)	(一)	
六	(二)	(三)			五	二	三	(一)	(一)		四	(一)	(一)	(一)	(一)	五	二	一	電氣料金ヲ含ム		

微積分	解析幾何	三角	代数	數学	独逸語	英語	外國語	体鍊	教練	人文	道義	学科目		工業經營科	定時修鍊	計
												教授時數	授時總數			
(二〇五)	(三五)	(三五)	(三五)	二四五	(三二〇)	管生(三五六)	管生(三五六)	三二〇	三二〇	一四〇	一〇五	第二學年	每週教授時數		四五三〇	五二五
(一)	(一)	(一)	(一)	五	(一)	(四)	六	二	二	二	一	第二學年			四六	五
(一)				二	(一)	(三)	五	二	二	二	一	第三學年			四六	五
					(一)	(三)	五	二	二		一	生產分科			四六	五
					(一)	(四)	六	二	二		一	管理分科				
												備考				
												第一學年憲法一ヲ含ム				

電気工学	鉱山工学	化学工学	能率演習	動力及燃燒能率	経営統計	工場診斷法	作業研究	工場経営	財務管理	事務管理	労務管理	生産管理	科学的管理	工業経営	化学生物理	工業数学
七〇	七〇	七〇	管七〇	管三五	管三五	三五	七〇	三五	管三五	管三五	七〇	七〇	三五	七〇	七〇	(三五)
							一						一		二	二
			二				一	一				二			二	(一)
二	二					一					二			二		
二	二	二	一	一	一				一	一	二			二		
												賃金形態、労務管理、福利施設、安全工学、産業心理、機能検査	材料管理、設備管理、工具管理、工程管理			日本産業論、工業立地論、産業綜合經營、工業資源論、企業形態論

計	定時修録	法 律	会 計	簿 記	経 済 通 論	商業通論	実験実習及演習	設計製図	航空機	機械設計	機械材料	熱 機 関	水力機械	機械工作法	機 構 学	材料力学	応用力學
箇 告 七 五 三 〇	五 二 五	二 四 五	管 生 七 三 五	一 四 〇	七 〇	七 〇	三 五 〇	管 生 三 五 〇	生 七 〇	七 〇	七 〇	生 一 四 〇	生 七 〇	一 四 〇	七 〇	七 〇	七 〇
四 六	五	一				二	四	四						二	二		二
四 六	五	二		二	二		三	三	二	二				二	二		
四 六	五	三	一	二			三	三	二		二	四	二				
四五	五	三	二	二			三	二			二						
		民法、商法、工 場法規ヲ含ム	監査ヲ含ム	算ヲ含ム	工業簿記原価計							蒸氣原動機内燃燒 (自動車ヲ含ム)	水力学ヲ含ム				

第七条 第二部本科ノ学科目及毎週授業時数左ノ如シ

経済科

東 京 経 済	経 済 統 制	経 済 学	経 済 地理	経 済 史	商業 経 済	経 済	体 教 練 練	理 数	国 語	道 義	学 科 目	教 授			
												総 時 数	第一 學 年	第二 學 年	
(二八八)	(二八四)	(二八四)	(九二)	(九二)	(二三八)	九二〇	三七六	一八四	一八四	一八四	一八四				
			(二二)	(二二)	(三)	七	二	四	二	二	二		第一 學 年	第二 學 年	
	(二)	(二)				六	二		二	一	一		第二 學 年	第三 學 年	
(二)	(二)	(二)				七		数学二	物理化学						
日本産業論ヲ含ム 制ノ法的規制ノ面ニ及ブ 商業政策ヲ含ミ我が國經濟統 政策原理及工業政策、	金融論ヲ含ム			日本經濟史ヲ中心トシ其ノ 特質ヲ明ナラシムルハ範囲 ニ於テ歐州經濟史ヲ取扱フ	經濟大意、配給、保險、交 通、銀行ノ經濟的機能及商 業經濟用語ノ説明ヲナス					國體及日本精神ヲ闡明ス ルニ当リテ特ニ國史ニ取 材セル事項ヲ含マシム			備	考	

教 育	隨 意 學 科 目	演 習 計 算	外 國 語	法 律	實務 實習	工 業 概 論	原 價 計 算	會 計 簿 記	工 場 經 營	經 營 總 論	經 營 當 場	統 計	財 政
二 三 〇		三 毛 七 四	九 二	六 九 〇	三 六 八	(九 二)	(九 二)	(二 三 八)	(二 八 四)	(二 三 八)	(二 八 四)	八 七 六	(四 六)
二		二 八		五	三							三	
二		二 八		五	三	(一 二)	(一 二)	(一 二)	(一 二)	(一 二)	(一 二)	九	(一 二)
一		二 六	二	五	二			(二 三)				七	
						大凡第一学年憲法二、民法一 第二 学年民法二、商法一 第三学年商法 二トスルモ全体ヲ統一的ニ取扱フ	工業資材及機械ノ説明 ヲ主タル内実トス	監査ヲ含ム	工業簿記ヲ含ム	工業経営ノ一般理論ヲ取扱フ ノ組織、労務作業資材管理等ヲ授ク	抽象的理論ヲ避ケ租税 公債ノ大要ヲ授ク		
						追記参考							

追記

実務実習ノ内容左ノ如シ

珠算・計算器・計算尺・計算表ヲ使用スル諸計算

工場経営実習（工場経営ニ関スル調査ヲ含ム）

原価計算実習

統計実習

工業資材ノ鑑識及検査

製圖

商業數學演習

配給、交易実務実習

文言通用務業

七

其他

商業学校出身者ニ対シテハ簿記ノ時数ヲ減ジテ国語及
理数ヲ増加スルコトアルベシ

一、商業学校以外ノ実業学校卒業者ハ中学校出身者ト同一

ノ授業ヲ受クベシ

一、実業学校教員無試験検定出願資格ヲ得ントスル者ハ教

育ヲ履修スベシ

法学科

財政	経済学	法律演習	国際私法	国際法	和議法及 破産法及 民事訴訟法	民事訴訟法	刑事訴訟法	刑法	商法	民法	行政法	憲法	法学通論	体鍛錬	教練	国語	道義	科目		教授時数	毎週教授時数	
																		総時数	第二学年	第三学年		
九二	一八四	一八四	九二	九二	九三	三三〇	三六八	□	□	□	一三八	九三	九三	二七六	二七六	九二	一八四	二	第一学年	第二学年	第三学年	備考
								□	□	□		二	二	二	二	二	二	一				
	二	二	二	二		二	三	□	□	□	三			二	二	二	一					
二	二	二	二		二	三		□	□	□				二	二	二	一					

英語	計	五〇六
三九五		
二二八		四
二二九		四
二二九		三

第八条 専攻科ノ学科目及毎週授業時数ハ別ニ之ヲ定ム

第九条 別科生ノ学科目及毎週授業時数ハ第七条ノ規定ヲ準用ス 但シ実業学校教員無試験検定出願資格ヲ得ントスル者ノ外ハ許可ヲ得テ論理学、心理学、哲学概論、英文簿記、商業数学及英語ヲ欠クコトヲ得

第三章 学年、学期及休日

第十一条 学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第十二条 学年ヲ分ツコト左ノ如シ

一、経済科、東亜科、法学科

前学期 四月一日ニ始リ十月十日ニ終ル

後学期 十月十一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

二、工業経営科、機械科、電気科

第一学期 四月一日ニ始リ八月三十一日ニ

終ル

第二学期 九月一日ニ始リ十二月三十一日

二終ル

男子ニシテ左ノ各号ノ一二該當スル者タルヲ要ス

一、中学校卒業者

第三学期 一月一日ニ始リ三月三十一日ニ

二終ル

二、専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定ニ

合格シタル者

第十二条 休業日左ノ如シ

一、大祭祝日、日曜日、創立記念日

二、春季休業 四月一日ニ始リ四月十日ニ終ル

三、夏季休業 七月十六日ニ始リ九月十日ニ終

ル

四、冬季休業 十二月二十五日ニ始リ一月十日

第四章 入学

第十三条 本科生入学ノ時期ハ毎学年ノ初トス但シ第十九

条ノ規定ニ依ル転校ハ此ノ限ニ在ラス

第二部別科生及専攻科生ノ入学時期ハ学年ノ初
トス但シ隨時入学ヲ許スコトアルベシ

第十四条 本科第一学年ニ入学セシムベキ者ハ品行方正ノ

第十六条

専攻科ニ入学セシムベキ者ハ本科卒業者及別科
甲類修業者トス但シ別科乙類修業者及本校卒業
者ト同程度ノ他校卒業者ハ欠員アル場合ニ限り

第十五条

第二部別科生トシテ第一学年ニ入学セシムベキ
者ハ十七歳以上ノ品行方正ノ男子ニシテ左ノ各
号ノ一二該當スル者タルヲ要ス一、甲類 師範学校、中学校、高等女学校教員
検定規程第五条第六号及第七号ニ該當スル

者

二、乙類 志願者ノ履歴ニ付誼衡ノ上適当ト認
メタル者

第十七条

専攻科ニ入学セシムベキ者ハ本科卒業者及別科
甲類修業者トス但シ別科乙類修業者及本校卒業
者ト同程度ノ他校卒業者ハ欠員アル場合ニ限り

詮衡ノ上入学セシムルコトアルベシ

第二十二条 入学ノ許可ヲ受ケタル者ハ指定ノ期日迄ニ規定ノ書式ニ依リ保証人連署ノ在学誓書ヲ提出

第十七条 第一部第二学年以上ニハ転校、再入学及本校第一部第二部間ノ転部ノ外入学ヲ許可セズ

第二十三条 前条ノ保証人ハ父兄又ハ之ニ準スベキ者ニシテ独立ノ生計ヲ営ム成年者タルコトヲ要シ本校ニ於テ適當ト認メタル者ニ限ル

第十八条

第二部第二学年以上ニ入学シ得ル者ハ本科ニ在リテハ第十四条別科ニ在リテハ第十五条ノ資格ヲ有シ前学年全学科ノ学力検定ニ合格シタル者タルコトヲ要ス

第十九条

本校ト同等以上ノ学校ニ在学中ノ者転校ヲ願出ツルトキハ相当ノ学年ニ編入スルコトアルベシ但シ学科課程中他校ニ於テ修了セザルモノアルトキハ其ノ学科ニ付試験ヲ行フ

第二十条

入学ハ検定ノ上之ヲ許可ス

前項ノ検定ニ関シテハ其ノ都度之ヲ定ム

第二十一条

入学志願者ハ左ノ書類ニ写真及検定料ヲ添ヘ

提出スベシ

一、入学願書

二、履歴書

三、入学資格證明書

第二十二条 入学ノ許可ヲ受ケタル者ハ指定ノ期日迄ニ規定ノ書式ニ依リ保証人連署ノ在学誓書ヲ提出シ所定ノ料金ヲ納付スベシ

第二十三条 前条ノ保証人ハ父兄又ハ之ニ準スベキ者ニシテ独立ノ生計ヲ営ム成年者タルコトヲ要シ本校ニ於テ適當ト認メタル者ニ限ル

第二十四条 保証人ハ生徒在学中ニ関スル一切ノ事項ニ付其責ニ任スベキモノトス

第二十五条 保証人変更ノ必要生ジタルトキハ直チニ其旨願出テ許可ヲ受クベシ

第二十六条 保証人ノ身分、住所等ニ異動ヲ生ジタル時ハ直ニ届出ツベシ

第二十七条 学校長ニ於テ必要ト認メタル時ハ保証人ノ変更ヲ命スルコトアルベシ

第五章 在学、退学及懲戒

第二十八条 生徒ハ校規ニ従ヒ校命ヲ遵守スベシ

第二十九条 生徒欠席スル時ハ必ズ事由ヲ具シ届出ヅベシ

第三十条 生徒疾病又ハ已ムヲ得ザル事由ニ因リ引続キ授

業日数四十日以上修学シ能ハズト思料スルトキ

ハ保証人連署ノ上願出シ許可ヲ得テ休学スルコ

トヲ得

但シ疾病ニ因ル場合ニ在リテハ本校指定ノ医師
ノ診断書ヲ其ノ他ノ場合ハ其ノ事由ヲ證明スル
ニ足ル文書ヲ添付スベシ

休学期間ハ兵役ニ関スル場合ヲ除キ一ヶ年ヲ超
ユルコトヲ得ズ

第三十一条 休学ヲ許可セラレタル者ハ次学年ノ初メヨリ

原学年ノ課程ヲ履修スベシ但シ休学期間ガ次
学年ニ跨ル場合及兵役ノ為休学シタル場合ハ

其ノ事由ノ止ミタルトキヨリ原学年ノ課程ヲ
履修スベシ

第三十二条 休学シタル者其ノ事故止ミタルトキハ保証人
連署ノ上届出ヅベシ

前項ノ者聴講ヲ希望スルトキハ之ヲ許可スル
コトアルベシ

休学後授業日数四十日以内ニ事故止ミタルト

キハ許可ヲ得テ休学ヲ取消スコトヲ得

第三十四条 生徒ハ學校長ノ許可ヲ受クルニアラザレハ他
ノ學校ニ入り又ハ他ノ學校若クハ官署ニ於ケ

ル各種ノ試験ニ応ズルコトヲ得ズ

第三十五条 病氣又ハ事故ニ由リ退学セント欲スル者ハ保
証人連署ノ上願出テ許可ヲ受クベシ

第三十六条 退学シタ者再入学ヲ願出ヅルトキハ其ノ事由
並ニ在学中ノ成績及勤惰ニ付詮衡シテ原学年
以下ノ学年ニ再入学ヲ許可スルコトアルベシ
但シ退学後一ヶ年ヲ経過シタル者ハ原学年ニ
再入学ヲ許可セズ

第三十七条 左ノ各号ノ一二該當スル者ニハ退校ヲ命ス

一、性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタ
ル者

二、学力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタ

三、一ヶ年以上連続欠席シタル者
四、正当ノ事由ナクシテ一ヶ月以上連続欠席

第三十三条

シタル者

五、遅刻、早退其他出席常ナラザル者

六、規定ノ料金ヲ所定ノ期間ニ納付セザル者

第三十八条

校規、校命又ハ訓育ノ趣旨ニ違背シ生徒タルノ本分ニ悖ルト認ムベキ行為アル者ハ之ヲ懲戒ス懲戒ハ之ヲ分チテ譴責、謹慎、停学及退校トス

第六章 試験、進級及卒業

第三十九条 各学年ノ成績ハ其ノ学年ノ学業成績及勤惰ヲ

考查シテ之ヲ定ム

学業成績ハ試験ノ成績及平素ノ業績ニ依リ之ヲ定ム

第四十条 試験ハ各学期末ニ之ヲ行フ但シ学科目ニ依リ適宜ノ学期末ニ行フコトアルベシ

第四十一条 臨時試験ハ隨時之ヲ行フコトアルベシ

第四十二条 平素ノ業績ニ依リ学業成績ヲ定メ得ベキ学科

二就テハ試験ヲ省略スルコトヲ得

第四十三条 各学科ノ成績ハ優、良、可、不可ヲ以テ表示

第四十四条

正当ノ事由ナクシテ試験ニ欠席シタル学科目ノ成績ハ不可トス

第四十五条

病氣其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ試験ニ欠席セントスル者ハ予メ届出デタルトキニ限り次学年ノ初メニ追試験ヲ許可スルコトアルベシ

第四十六条

欠席日数四十日ヲ超ユル者ハ其ノ学年度ノ試験ヲ受クルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アリト認メタルトキハ銓議ノ上許可スルコトアルベシ

第四十七条

学年ノ全科目ニ合格シタルトキハ進級又ハ卒業セシム

第四十八条

不合格ノ学科目総科目ノ五分ノ一二達セザルトキハ銓議ニ依リ進級又ハ卒業セシム

第四十九条

所定ノ本科課程ヲ卒ヘタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

専攻科ノ課程ヲ修了シタル者ニハ修業証書ヲ

授与ス

第二部別科ノ課程ヲ修了シタル者ニハ修業証書ヲ授与ス

第五十条 二回連続シテ進級セザル者ハ生徒タルノ身分ヲ失フ

但シ兵役ノ為休学シタル場合ヲ除ク

第七章 学費

第五十一条 入学検定料ハ左記ノ通りトス

一、第一部経済科、貿易科及法学科ハ金五円、

工業経営科、機械科及電気科ハ金拾円トス

ス

二、第二部経済科及法学科ハ金五円トス

第五十二条 入学ノ許可ヲ得タル者ハ左記ニ依リ指定期間内ニ入学料ヲ納付スベシ

一、第一部経済科、貿易科及法学科ハ金五円、

工業経営科、機械科及電気科ハ金拾円トス

ス

二、第二部経済科及法学科ハ金五円トス

第五十三条 授業料ハ左記ノ通りトス

一、第一部経済科、貿易科及法学科ハ年額金六百円、工業経営科、機械科及電気科ハ

年額金八百円トス

二、第二部経済科及法学科ハ年額金四百五拾

円トス

三、専攻科ハ各科ノ授業料ニ準ズ

第五十四条 第一部ノ授業料ハ願出ニ依リ左記ノ通り納付

スルコトヲ得

一、経済科、貿易科及法学科

第一期納付額 金貳百五拾円 四月始業

日ヨリ七日以内

第二期納付額 金貳百五拾円 九月始業

日ヨリ七日以内

第三期納付額 金壹百円 一月始業

日ヨリ七日以内

二、工業経営科、機械科及電気科

第一期納付額 金参百五拾円 四月始業

日ヨリ七日以内

第二期納付額 金參百五拾円 九月始業

日ヨリ七日以内

第三期納付額 金壹百円 一月始業

日ヨリ七日以内

三、専攻科ハ各科ニ準ズ

第五十五条 新ニ入学ヲ許可セラレタル者ノ授業料ノ納付

方法並二期限ハ別ニ之ヲ定ム

第五十六条 第二部ノ授業料ハ左ノ通り納付スベシ

第一期納付額 金壹百五拾円 四月始業日ヨ

リ七日以内

第二期納付額 金壹百五拾円 七月一日ヨリ

七日以内

第三期納付額 金壹百円 十月一日ヨリ

七日以内

第四期納付額 金五拾円 一月始業日ヨ

リ七日以内

第五十七条 追試験ヲ願出ヅル者ハ一学科目毎ニ受験料金

参円ヲ納付スベシ但シ四科目以上ニ亘ル場合
ト雖モ金拾円ヲ以テ限度トス

第五十八条 既納ノ料金ハ何等ノ事由アルモ一切之ヲ返付

セズ

第五十九条 休学中ト雖モ授業料ヲ納付スベシ但シ兵役ニ

因ル休学ノ場合ハ之ヲ免除ス

前項但書ノ者学期ノ中途ニ於テ復帰シタルト
キハ月割ヲ以テ授業料ヲ納付スベシ

第八章 特待生及給費生

第六十条 生徒ニシテ学業優秀、操行善良ナル者ハ特待生

トシテ其ノ学年間授業料ヲ免除スルコトアルベ

シ

第六十一条 生徒ニシテ学業優秀、操行善良ナリト認ムル

者ニ対シテハ別ニ定ムル規定ニ従ヒ給費スル
コトアルベシ

本科又ハ専攻科ヲ卒業又ハ修了シタル者ニシ
テ学業優秀操行善良ナル者ニハ学費ヲ給与シ
テ其ノ学業又ハ研究ヲ継続セシムルコトアル

ベシ

三、履歴書

第六十三条 特待生又ハ給費生ニシテ学業又ハ研究ヲ怠リ

若クハ不都合ノ行為アリタル者ニ付テハ期間内ト雖モ其ノ待遇ヲ停止シ場合ニ依リテハ既

ニ支給シタル學費ヲ返納セシムルコトアルベシ

第六十六条 外国人特別生ニシテ所定ノ課程ヲ終リタル時

ハ之ニ卒業証書ヲ授与ス

第六十七条 外国人特別生ニ関シ特ニ規定アルモノノ外ハ

一般規定ヲ準用ス

第九章 外国人特別入学

附則

第六十四条 第十四条ノ入学資格ナキ外国人ニシテ外務省

在外公館又ハ本邦所在ノ外国公館ノ紹介アル

者ハ本邦中学校卒業ノ程度ニ依リ其ノ性行学

力ニ就キ考查ノ上外国人特別生トシテ入学ヲ
許可スルコトアルベシ

氣科ヲ置カズ

三、本則ハ昭和二十一年十月ヨリ在学生全部ニ適用シ昭和
二十一年十月ヨリ翌年三月マデハ授業料増加額ヲ月割
ヲ以テ徵収ス

前項ノ考查ノ成績特ニ優秀ナル者ハ本科生ト
シテ入学セシムルコトアルベシ

以上

第六十五条 前条ノ規定ニ依リ入学ヲ志願スル外国人ハ左

ノ書類ニ入学検定料ヲ添ヘ提出スベシ

一、入学願書

二、第六十四条所定ノ紹介

(国立公文書館所蔵)

四、写真

10 八月十五日教授会議事録*

(一九四五(昭和二十)年八月十五日)

動搖防止ニツトムルコト

尚動員先工場ニ対シテハ責任教授明日中ニ参向挨拶置力
レタシ

教授会

一、日時 八月十五日午後二時三十分ヨリ

二、出席者 萩山、海江田、木下、草薙、楠本、齊藤、鹿井、

園田、高橋、長谷川、藤島、松本、溝口、武藤、梶村

三、欠席者 飯田、坪井、長嶺、西垣、藤澤、福村、松本、

三浦、山村

議事

一、工科三年二対スル試験ニ就テ 草薙教授

九月十日マデニ採点ヲ願フ予定ヲ以テ具体的的事項ヲ発表

ス

二、帰省生徒ノ取扱ノ件

病氣其他ヤムヲ得ザル場合ヲ除キ一週間以上ニ涉ルトキ

ハ生徒課ニ届出セシメラレタシ

三、戦争終結ノ大詔ヲ拝シテノ措置

文部省ヨリ何分ノ指令アルマデハ一応現状ニ於テ生徒ノ

11 東亜科から貿易科への科名変更*

(一九四五(昭和二十)年九月十一日)

四、其他

1、動員生徒(一年)ノ現住調査ノ件

2、七月中ノ動員出席表提出ノ件

3、動員調書提出ノ件

4、東亜科一年ノ動員決定出校ノ件

以上
印
梶村

(神奈川大学所蔵『昭和二十年度以降会議録』、一九四五)

一九四七年)

貿易科

學科目													教授時數	每週教授時數					
民族論	拓植論	外交史	近世東亞	國際金融	財政學	東亞經濟論	經濟統制	經濟地理	經濟史	經濟學	商業經濟	經濟	體鍛練	教練	理數	國語	道義		
(三五)	(三五)	(三五)	(三五)	(三五)	(一〇五)	(一〇五)	(一四〇)	(七〇)	(七〇)	(一四〇)	(一〇五)	八四〇	二一〇	三一〇	七〇	一四〇	一七五	総時	第二學年
(一)					(一)			2(三)	(一)		2(三) 貿易論	七	二	二	二	二	二	2二	第三學年
	(一)	(一)	(一)		(一)	(一)	(一)			3(三)		七	二	二		二	二	考	
										(一)	業經濟用語ノ説明ヲナス	一〇	二	二	数学、物理、化学	国史二取材セル教授事項ヲ含ム	備考		

教育	隨意學科目	計	定時修鍊	演習	第一外國語	法	工業概論	會計	簿記	經營	交通政策
一七五		四二〇	六六五	一四〇	六六五	二八〇	(七〇)	(七〇)	(一〇五)	三八五	(三五)
二	24	四〇	七		4四	8六	2三	2	2(三)	三	2(三)
二	24	四〇	六	二	4四	7七	2三	2(二)	(一)	四	2(三)
一		四〇	六	二	四	六	二	二	原価計算及監査ヲ含ム	四	
			生、寒帶地衛生ヲ課ス	研修トシテ熱帶地衛	ルモ全体ヲ統一的ニ取扱フ	憲法、民法、商法ヲ内容トス	追記参照				

一、 外國語ヲ合計14 or 15時間程度トシ西語、露語、独、仏

等ヲ増加シ明年度ヨリ実施ス

二、 来年度ヨリ第二部ニ貿易科ヲ新設ス

〔中略〕

経済科・東亞科 追記

実務実習ノ内容左ノ如シ

珠算、計算器・計算尺・計算表ヲ使用スル諸計算。

工場経営実習。（工場経営ニ関スル調査ヲ含ム）

原価計算実習。統計実習。工業資材ノ鑑識及検査。
製図。商業数学演習。

配給・交易実務実習。業務用通信文其他

一、商業学校出身者ニ対シテハ簿記ノ時数ヲ減ジテ国語及理数ヲ増加スルコトアルベシ。

一、商業学校出身者ハ中学校出身者ト同一ノ授業ヲ受クベシ。

一、実業学校教員無試験検定出願資格ヲ得ントスル者ハ教育ヲ必修スベシ。

〔後略〕

（神奈川大学所蔵『昭和二十年度以降会議録』、一九四五）

（一九四七年）

12 教育刷新に関する所見

（一九四五（昭和二十）年十一月二日）

◎別紙 長谷川教授提案書 ◎印ハ先キニ記載ノ決定事項アリ

教育刷新に関する所見

教育の民主々義化と云ふことは、聯合国側に於て、日本に於ける軍国主義的思想並に勢力を払拭する唯一の方策として、最大の関心を払ひ注視しつゝある所であつて、過般マクアーサー司令部より発表せられた教育に関する指令に於ても、ポツダム宣言履行上最重要事項の一なることを特に附言してゐます。

即ち我々は現在、外部からの至上命令として教育の民主々義的改革を急速に実現することを強要せられて居ります。併しながら民主々義的教育の実現は、單にかかる外的的理由のみに由つて行はざるを得ないばかりではなく、又同時に我々自身の内面的理由に基き、必要欠くべからざる事柄であると考へられます。我が國を現在の如き悲惨なる状

態に陥れた直接の原因は、云ふまでもなく軍閥、官僚、財閥の結託と跳梁跋扈にあるのであります。かかる強権的專制政を招来し、その存在を默認し、益々その勢力の増大を助長した真の而して根本的な理由は、国民の間に未だ自由独立の精神が確立されて居らず、従つて確固たる自主的見解に基く所の輿論の樹立せられる道理もなく、依然として封建的事大思想に囚れてゐたからであります。従つて仮令軍國主義、官僚主義が芟除され、財閥の解体が実現され形の上で民主々義体制が出来上つたとしても、この根本的病根が除去されない限り、無限に同一の過誤を反覆する結果を見ることが必定であります。

教育の民主々義化を、単に外からの命令に依つて已むを得ず行ふと云ふのではなく、我々自身の問題として自發的且積極的に実施せねばならぬ理由が茲にあります。

殊に吾々直接教育に携はる者の責任は真に重大であつて、漫然手を拱いて上司の命を待つといふが如き因循姑息の態度を一擲し、奮起一番、即刻自己の属する学園に於て教育改革の実を挙げる為に全力を傾倒すべきであると思ひ

ます。

右の如き見解の下に過般來、吾等有志の間に於て屢々意見の交換を行つた結果、左記の如き腹案を得ました。

茲に清鑑に供しその急速なる実現を切望する次第です。尚吾等は今後も引続き此種懇談会を継続し、活発なる意見交換を行ふことにより相互啓発に資すると共に、私かに教授団内部に於ける推進勢力として学園の向上発展に些かなりとも寄与する所あらんと期しつゝあるものなることを附記し御諒承得たく存じます。

記

◎結構ナリ委員決定ス（前記）

- 一、教科内容に根本的改訂を加ふること
- 1、生徒の個性を重視し之が啓培助成に遺憾なきを期すること（例へば必修科目は最少の限度に止め、選択科目の範囲並に内容を広汎且つ豊富ならしむること）
- 2、各科の特性を一層明確ならしむること。
- 3、卒業後一ヶ年間の研究科を設置すること。

4、私学たり、且つ綜合専門学校たるの特色を充分に發揮すること。

右に關し至急教科内容刷新委員会を設置し慎重なる検討

を行はしめ、急速に原案作製の上、教授会に附議決定すること。必要に応じ外部有識者の意見をも徵すること。

一、教職員が各自の信念と責任とに於て、その職分を完全且つ良心的に遂行し得るが如き体制を確立すること。

◎明確ニスル

A、責任分担を明確にし濫りに他に容喙、干渉せざること。

1、教学事務部門と経営事務部門との区分を明確ならしむ

ること、教学部門各課長は従前通り教授を以て充つることを更めて原則化すること。

2、各部門内部に於ける管掌事項を明確に規定し混乱を防止すると共に責任制を確立し徒らに些末の点に至るまで上より制時拘束を加へ遂に各々の担当者をしてその職を曠うするに至らしむるが如き弊を除くこと。

◎善処スル

B、教職員の待遇、身分保証に就き適切なる考慮を加ふる

こと（現在吾々の待遇が特に不良なりと云ふにあらず要是待遇に關し適正且合理的なる体系を樹立すべしと云ふにあり）

C、教授陣容の充実及刷新を図り、研究のために自由に用ひ得る時間を充分に与ふること。

D、教授会の構成を明確化し、その権能の拡充、尊重に努むること。

教育に関して重大なる関係を有する凡ゆる事項（入学、進級、卒業、賞罰、教科内容、教育方針の審議、校則の改正、評議員の人選等）は之を教授会に附議すること。

◎構成ヲ新タニシ教務員会トスル、至急決定ノコト

E、別に評議会を設置し、教育上の諸般の事項につき学校長の諮問に応じ且学校長及教授会の双方に対し責任を取ること。

評議員会は評議員七名及教務、生徒、図書、三課長を以て構成するを適當と思惟す。

◎善処スル

一、生徒の訓育方針に關しては、自由主義の根本精神に立

脚して生徒の人格を尊重し、之を指導するに当つては教授の学識及人格的權威を以てし従来の如き高圧的態度を排除すること。

一、生徒の自主的活動を促進すること。

◎決定ス、委員決定、至急実施

附①報国団を即時改組し校友会を設立すること

②生徒側より各組式名宛及教授側より若干名の改組委員を選出し新校友会の設立に関する一切の準備を完了すること。

一、同窓会組織を確立し先輩、後輩協力し、明朗闊達なる学園の建設とその質的向上を図ること。

一、生徒に対する厚生福利施設に力をそゝぐべきこと。

一、附帶的事項

1、私立学校経営に関しては兎角無用の疑惑をおこし勝なるを以て、未然にそれを防止する具体的方法を講ずること。

2、図書館の充実

昭和二十年十一月三日

教育刷新有志懇談会 草薙正夫

大森一二

藤島昌平

飯田耕作

斎藤武雄

長谷川松治

松本忠彦

小野重雄

以上

(神奈川大学所蔵『昭和二十年度以降会議録』、一九四五)

一九四七年)

13 横浜専門学校学則

(一九四六(昭和二十一)年)

横浜専門学校学則

第一章 総則

第一条 本校は専門学校令に依る修業年限三ヶ年の専門学

校であつて高等なる学術の理論及び応用を教授し
以て人格を陶冶することを其の目的とする

一、経済科

第一条 本校に第一部及び第一部（夜間）を設ける

第一部及第二部に左の学科を置き各学科一学年の定員を左の通りに定める

第一部	経済科	二〇〇名	機械科	一〇〇名												
	貿易科	一五〇名	電気科	一〇〇名												
	法政科	五〇名	工業経営	一二〇名												
第二部	経済科	二〇〇名	法政科	一〇〇名												
	貿易科	一〇〇名														

第三条 別に別科（修業年限三ヶ年）専攻科（修業年限一ヶ年）及び聽講生の制度を置くことがある

第二章 学科課程

第四条 本校に於て教授する科目は必修科目、選択科目、随意科目の三種類に分ける

選択科目の選定は生徒の自由に委ねられるが少くとも所定の数は必ず履修せねばならない

第五条 第一部本科の学科目及び教授時数は左の通りとす

民 法	法 學 通 論	商 業 數 學	商 業 英 語	簿 記 會 計	經 營 論	統 計 學	金 融 論	財 政 學	經 濟 政 策	經 濟 地 理	經 濟 史	英 語	倫 理	學 科 目			
														總 教 授 時 數	第 一 學 年	每 週 教 授 時 數	
一〇五	三五	七〇	一四〇	二一〇	七〇	七〇	七〇	七〇	一〇五	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	二一〇	二	二
一	一	二	二	二						二	二	三	二	八		二	二
二			二	二	二		二		三					六		二	二
			二	二		二	二							六		二	二

										學 科 目	第一學年	學 科 目	第二學年	學 科 目	第三學年	商 法	演 習	計	
										國 語	七〇(三)	市 場 論	七〇(三)	(第一類)		一〇五	七〇	二三四五	
										數 學	七〇(三)							一一五	
										近 世 西 洋 史	七〇(三)							二一	
										自 然 概 論 科	七〇(三)	保 險 論	七〇(三)	世 界 經 濟 論					二一
										工 業 概 論	七〇(三)	交 通 論	七〇(三)	經 濟 事 情					二一
										及 商 業 算 文	七〇(三)	商 品 学	七〇(三)	協 同 組 合 論					三
										論 理 学	七〇(三)			英 米 法					
										哲 学	七〇(三)			九 一〇					
										外 国 語 初 級	一四〇(四)			二 一〇					
										文 化 史	七〇(三)			一〇					
										心 理 学	七〇(三)			二					
										教 育 学	七〇(三)			二					
										七〇(二)				八					
										七〇(二)				二					
										七〇(二)				八					
										七〇(二)				二					

(二)選択科目(数字は教授総時数、括弧内数字は毎週教授時数)

- (イ)第一学年に於ては少くとも三科目を選択履修すること
(ロ)第二学年及第三学年に於ては第一類及び第二類を通じて少くとも五科目選択履修すること、但しその中少くとも三科目は第一類に属するものでなければならない

三科目は第一類に属するものでなければならぬ

- (ハ)第二学年及び第三学年の外国語はドイツ語、ロシア語、中國語の何れかとする

〔マニ〕
一、貿易科

(一)必修科目

產業地理	金融論	經濟政策	經濟學	商業概論	第二外國語	倫理	學 科 目		總時數	授 教	第一學年	第二學年	第三學年	每週教授時數			
							第一外國語	第二外國語									
七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	四二〇	九一〇	二一〇	一〇	二	二	二	二	二				
二			二	二	四												
	二	二			四	八	二										
					四	八	二										

	貿易論	世界経済論	商品学	簿記会計	貿易実務	商業数字	法学通論	民法	商法	演習	計
七〇	七〇	七〇	七〇	一二〇	一四〇	七〇	三五	一〇五	一〇五	七〇	二八三五
二	二	二	二	二	二	二	一	一	一	三〇	二六
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二五	二五

備考

第一外国語は英語と中国語との何れかを選ぶこと

英語を第一外国語に選ぶ場合はドイツ語、フランス語、ス

ペイン語、ロシア語、中国語の何れかを中国語を第一外国語とするものは第二外国語として英語を履修すること

(二) 選択科目

学科目	第一学年	学科目	第二学年	学科目	第三学年										
						国語	数学	近世西洋史	自然科學概論	工業概論	商業及珠算文	論理学	心理学	文化史	教育学
七〇(二)	七〇(二)	七〇(二)	七〇(二)	七〇(二)	七〇(二)	七〇(二)									
七〇(二)	七〇(二)	七〇(二)	七〇(二)	七〇(二)	七〇(二)	七〇(二)									
七〇(二)	七〇(二)	七〇(二)	七〇(二)	七〇(二)	七〇(二)	七〇(二)									
七〇(二)	七〇(二)	七〇(二)	七〇(二)	七〇(二)	七〇(二)	七〇(二)									

備考

(イ) 第一学年に於ては少くとも三科目選択履修すること

(ロ) 第二学年及び第三学年に於ては第一類及び第二類を通じて少くとも五科目選択履修すること。但しその中少くと

も二科目は第一類に属するものでなければならぬ。

(ハ) 第二学年及び第三学年の外国语はドイツ語、ロシア語、
中国語の何れかとする。

三、法政科

(一) 必修科目

相親族法	債権各論	債権総論	物権二部	物権一部	総論	民法	刑法総論	行政法	憲法	法学通論	英語	倫理	学科目		総時数	授業	第一学年		第二学年		第三学年		
													第一学年	第二学年	第三学年	第一学年	第二学年	第三学年	第一学年	第二学年	第三学年		
一 四〇	一〇五	一〇五	七〇	七〇	一〇五	一〇五	一〇五	一四〇	七〇	三五	四九〇	一二〇											
					二	三	三		二	一	六	二											
	三	三	二					二			四	二											
四								二			四	二											

演習	国際法	社会政策	社会学	財政学	外交史	政治史	政治学	政治分科	演習	刑法各論	商法	会社法	商行為則	商法	法律分科		経済学	会社法	商行為則	商法	
															演習	刑法各論					
七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	一四〇	七〇	一四〇	二一〇	二一〇	二一〇	一〇五			一〇五	七〇	七〇		
二			二		二		二		二		二	三		三			三		二		
二	二	二	二	二	二	二	二		二	二	三	六									

備考

第二学年以降は法律分科及び政治分科に分れる

計	二六二五	一四	二六	一一五
又ハ 二五二〇				

(二)選択科目

学科目	第一学年	学科目	第二学年	学科目	第三学年	学科目	第二学年	学科目	第一学年	学科目	第二学年	学科目	第二学年	学科目	第一学年	学科目	第二学年	学科目			
国語	七〇(三)	数学	七〇(三)	商業概論	簿記概論	近世西洋史	論理学	文化史	心理学	哲學	刑法各論	経済政策	政治分科	政治分科	社会学	財政学	手形法	保険法	海商法	英米法	外國語上級
七〇(三)																					
七〇(二)	七〇(四)	七〇(二)																			
七〇(二)																					

(イ) 第一学年、第二学年に於ては少くとも三科目第三学年に備考

(ロ) 第二学年及第三学年の外國語はドイツ語、ロシア語、中
國語の何れかとする

四、機械科

機械工作法	機構学	機械材料	機械力学	材料力学	化学生	(力学ヲ含ム)物理學	微分積分	解析幾何	代数三角	数学	英語	倫理	学科目		第一学年	第二学年	第三学年	每週教授時數
													総授時数	授業時数				
一四〇	七〇	七〇	一四〇	七〇	四二〇	四二〇	三三五	七〇	七〇	七〇	二八〇	二一〇	二	二	二	二	二	二
二二	二	二	二	六	五	二	二	二	二	四	四	二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	四	六	四					四	四	二	二	二	二	二	二	二

学年別科目表							
第一類				第二類			
第一類		第二類		第三類		第四類	
機械工学	機械設計法	材料力学及彈性學	水力学及水力機械	熱力学及熱機関	機械工作法	機械設計法	機械工作法
化學機械	紡織機械	運搬機械	船舶暖房、通風及冷凍	第三類	第一類	第一類	第一類
七〇(二)	七〇(一)	七〇(一)	七〇(二)	七〇(二)	一四〇(四)	一四〇(四)	一四〇(四)

(二) 選択科目(第三学年のみ)

機械設計法	電気工学	設計製図	実験実習	計
七〇	一四〇	四二〇	六三〇	三一二五
				三七
				三六
				一六

鐵道	自動車	自転車	山動機	鉱山機械	物語	英語	数学(工業数学を含む)
七〇(二)	七〇(一)	七〇(一)	七〇(一)	七〇(一)	一四〇(四)	一四〇(四)	一四〇(四)
					一四〇(四)	一四〇(四)	一四〇(四)
					七〇(二)	七〇(二)	七〇(二)
					七〇(二)	七〇(二)	七〇(二)

備考

- (イ) 第一類より少くとも二科目、第二、第三、第四類より少くとも一科目宛選択履修すること
- (ロ) 第二学年に於て随意科目としてドイツ語初級を課する
- (ハ) 右の正規課程の外、休暇を利用して工場実習を行はしめることがある

五、電気科

(一) 必修科目

電気材料	工業材料	電子工学	交流理論	気電気学	原動機械	及設計	機械工作	化學	物理(力学を含む)	微分積分	解析幾何	代数三角	數学	英語	倫理	科目		第一学年	第二学年	第三学年	毎週教授時数	
																第一学年	第二学年					
七〇	七〇	七〇	七〇	二二〇	七〇	七〇	七〇	七〇	三一五	三一五	七〇	七〇	七〇	二八〇	一一〇							
				四		二	二	五	五	二				四	二							
二	二	二	二	二	二				四	四				四	二							

備考

(イ) 第一、第二類を通じて少くとも六科目を選択履修すること

(二) 選択科目(第三学年のみ)

計	実験及実習	製図	電気法規	発送配電	電気機器	電気計測
三三九五	六三〇	四二〇	三五	一四〇	一四〇	七〇
三八	六	四				
三八	六	四				二
二二	六	四	一	四	四	

工場経営	高電圧工学	電燈電熱	電氣化學	電氣鐵道	電氣機械設計	電氣無線通信	有線通信	第一類		學科目	第二類
								七〇(二)	七〇(二)		
								英	数学(工業数学を含む)		
								語	ドイツ語上級	一四〇(四)	一四〇(四)

と、但しその中少くとも四科目は第一類に属するもので
あることが必要である

(ロ) 第二学年に於て随意科目としてドイツ語初級を課する

(ハ) 右の正規課程の外、休暇を利用して実習を行はしめるこ
とがある

六、工業経営科

(一) 必修科目

機械工作法	化 学	物理 (力学を含む) 学	微分積分	解析幾何	代数 三角	数 学	英 語	倫 理	学 科 目		総 教 授 時 数	第一学年	第二学年	第三学年	每週教授時数
七〇	七〇	二二〇	一四五	七〇	七〇		六三〇	二二〇							
二	六	五	二	二		六	二								
二		一				六	二								
						六	二								

計	及 演 習 実 習	製 図	經 濟 學	原 價 計 算	簿 記	勞 務 管 理	工 場 診 斷	作 業 研 究	生 產 管 理	科 學 的 管 理 法	動 力 熱 管 理	機 械 材 料	材 料 力 学	機 構 學 及 機 械 設 計
三三一五五	四二〇	二八〇	七〇	七〇	一四〇	七〇	七〇	一四〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇
三九	四	四			二			二		二				
三六	四	四	二	二	二	二		二		二	二	二	二	二
一八	四			二			二		二					

(二)選択科目(第三学年のみ)

一、経済科

学 科 目	第一 類	学 科 目	第二 類	学 科 目	第三 類
工場経営	七〇(三)	暖房、風及冷凍通	七〇(三)	数学(工業を含む)	一四〇(四)
経営統計	七〇(三)	船舶	七〇(二)	ドイツ語上級	一四〇(四)
工業政策	七〇(三)	運搬機	七〇(二)	物理学	一四〇(四)
協同組合論	七〇(三)	紡織機	七〇(二)	化学	七〇(二)
民法及商法	一四〇(四)	化学機械	七〇(二)	心理学	七〇(二)
鉱山機械	七〇(三)	自動車道	七〇(二)	社会学	七〇(二)
会計学	七〇(三)	政治学	七〇(二)	倫理	八〇〇

備考

(イ)第一、第二、第三各類を通じて少くとも六科目を選択履修すること、但しその中少くとも四科目は第一及び第二類に属するものであることが必要である

(ロ)第二学年に於て随意科目としてドイツ語初級を課すこと

(ハ)右の正規課程の外、休暇を利用して実習を行はしめることがある

第六条 第二部本科の学科目及び教授時数は左の通りとする

商 法	民 法	法 學 通 論	商 業 數 學	商 業 英 語	簿 記 會 計	經 營 論	統 計 學	金 融 論	財 政 學	經 濟 政 策	經 濟 地 理	經 濟 史	經 濟 學	商 業 概 論	英 語	倫 理	學 科 目		
																	總 教 授 時 數	第 一 學 年	每 週 教 授 時 數
一 二 〇	一 二 〇	四 〇	八 〇	一 六 〇	二 四 〇	八 〇	八 〇	八 〇	八 〇	一 二 〇	八 〇	一 二 〇	八 〇	八 〇	八 〇	八 〇〇	二	二	二
一	一	一	二		二												八	二	二
二				二	二	二		二									六	二	二
三				二	二		二		二								六	二	二

演習 計	八〇
二六八〇	
一一五	
一一一	
一一一	二

(二)選択科目

		第一学年		第二学年		第三学年	
		学科目	数 学	学科目	市 場 論	学科目	世 �界 経 済 論
		国 語	八〇(三)	交 通 論	八〇(二)	景 気 論	協 同 組 合 論
		近世西洋史	八〇(三)	保 険 論	八〇(二)	世 界 経 済 論	協 同 組 合 論
及商珠業算文	八〇(三)	商品学	八〇(二)	協同組合論	八〇(二)	八〇(二)	八〇(二)
外國語初級	文化史	哲 学	工業經營	政治学	社会学	倫理	二四〇
一六〇(四)	八〇(二)	八〇(二)	八〇(二)	八〇(二)	八〇(二)	第一外国語	一〇四〇
	教育学	外國語上級				第二外国語	四八〇
	八〇(二)	二六〇(四)	八〇(二)	八〇(二)	二	四	一〇

備考

- (イ)各学年共少くとも三科目を選択履修すること
- (ロ)外國語はドイツ語、ロシア語、中国語の何れかとする
- (ハ)右の外隨時、随意科目として特別講義を行ふことがある

(一)必修科目
二、貿易科

商 法	民 法	法 学 通 論	商 業 数 学	貿 易 実 務	簿 記 会 計	商 品 学	世 界 經 济 論	貿 易 論	產 業 地 球	金 融 論	經 濟 政 策	經 濟 学	商 業 概 論	倫 理	學 科 目		第一学年	第二学年	第三学年
															総 時 教 授 数	每週教授時数			
一 二〇	一 二〇	四〇	八〇	一六〇	二四〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	二四〇	二	二	二	二
	一	一	二	二	二			二				二	二	二	四八〇	四	四	四	四
	二			二	二			二		二					八	八	八	八	八
三				二	二			八							二	二	二	二	二

			及商 珠業 算文	学 自然 概論 科	近世 西洋史	国 語	数 学	学 科 目	第一学年
			八〇(三)	八〇(三)	八〇(三)	八〇(三)	八〇(三)	学 科 目	第二学年
	外 國 語 初 級	文 化 史	哲 學	經 濟 史	海上 保 險 論	交 通 論	市 場 論	学 科 目	第三学年
教 育 学	外 國 語 上 級	政 治 学	社 会 学	統 計 学	景 氣 論	經 済 事 情 ア メ リ カ	經 済 事 情 ア ジ ア	学 科 目	
八〇(二)	二六〇(四)	八〇(二)	八〇(二)	八〇(二)	八〇(二)	八〇(二)	八〇(二)		

(二) 選択科目

第一外国語は英語と中国語との何れかを選ぶこと
英語を第一外国語に選ぶ場合はドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語の何れか一を、中国語を第一外国語とするものは英語を第二外国語として履修すること

備考

演 習	計	八〇
三三一四〇	三一〇	
二六		
二五		二

三、法政科

(一) 必修科目

債 權 總 論	物 權 二 部	物 權 一 部	總 論	民 法	刑 法 總 論	行 政 法	憲 法	法 學 通 論	英 語	倫 理	学 科 目		
											第一学年	第二学年	第三学年
										総 時 数	授 教 授 時 数	每 週 教 授 時 数	
一二〇	八〇	八〇	一二〇		一二〇	一六〇	八〇	四〇	五六〇	一二四〇			
			二	三	三	二	一	六	二				
三	二					二			四	二			
						二				二			

- (イ) 各学年共少くとも三科目を選択履修すること
(ロ) 外国語はドイツ語、ロシア語、中国語の何れかとする
(ハ) 右の外隨時、随意科目として特別講義を行ふ

第一学年から法律分科、政治分科に分れる

(二) 選擇科目

(イ) 各学年共少くとも二科目を選択履修すること

(ロ) 外国語はドイツ語、ロシア語、中国語の何れかとする

(ハ) 右の外隨時随意科目として特別講義を行ふことがある

第七条 生徒は支障のない限り、許可を得て他科の講義を

聴くことができる

第八条 別科の学科目及び教授時数は本科のそれに準ずる

但し願出により英語、商業英語、商業数学等、特

定の（一科目又は数科目を免除されることがある）

第九条 専攻科の学科課程は専攻科生各自の研究題目に応

じ主任指導教授がこれを定める

第十条 聴講生は本科の学科目中希望する一科目又は数科

目の聽講を許される

第三章 学年、学期及び休日

第十一條 学年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終

る

第十二条 学年を分けて左の二学期とする

但し随时入学を許すこともある

第十三条 休日及び休暇を左の通りとする

一、祝祭日、日曜日、創立記念日（五月十五日）

二、春季休暇 四月一日に始まり四月七日に終

る

三、夏季休暇 七月一日に始まり九月十日に終

る

四、冬季休暇 十二月二十五日に始まり翌年一

月十日に終る

第四章 入学

第十四条 本科生の入学時期は学年の始めとする

但し第二十一条の規定による転校はこの限りで

ない

第十五条 別科生、専攻科生及び聴講生の入学時期は学年の始めとする

但し随时入学を許すこともある

第十六条 本科第一学年に入学する者は左の各号の一に該

当するものであることを必要とす

に終る

一、中学校、高等女学校卒業者

ことがある

二、専門学校入学者検定規程に依り試験検定に合格した者

第二十二条 本校第一部、第二部間の転部は欠員ある場合に限つて銓衡の上許可することがある

三、専門学校入学者検定規程に依り一般専門学

但し第二学年の始めに限る

校入学に関し指定を受けた者

第二十三条 入学は検定の上之を許可する、入学検定に関しては其の都度之を定める

第十七条 別科生として第一学年に入学せしめるものは満十七歳以上の男女で其の履歴につき銓衡の上、適當と認めたものであることを必要とする

第二十四条 入学の許可を受けたものは指定の期日までに所定の書式により保証人及び副保証人連署の誓約書を提出し授業料其他所定の料金を納付せねばならない

第十八条 専攻科に入学するものは本校本科卒業者とする但し欠員のある場合には本校卒業者と同程度の他校卒業者も銓衡の上入学させることがある

第十九条 聽講生の入学に関しては第十七条の規定を準用する

第二十五条 前条の保証人は父兄又は之に準ずる者副保証

人は横浜、東京又は其の附近に在住する者であつて共に独立の生計を営む成年者であることを必要とする

第二十条 第二学年以上には入学を許可しない

但し転校、再入学及び本校第一部、第二部間の転部の場合はこの限りではない

第二十六条 保証人及び副保証人は生徒在学中に関する一切の事項につき其の責に任ずるものとする

第五章 在学、休学、退学及び懲戒

第二十一条 本校と同等以上の学校に在学中の者が転校を願出た場合は銓衡の上相当の学年に編入する

第二十七条 生徒は猥りに所定の授業に欠席することを許

されない

病気其他己むを得ない理由で欠席する場合は所定の手続によつて届出をせねばならない

第二十八条 病気の為、引続き三ヶ月以上欠席せねばならない時は所定の手続きによつて願出で許可を得た上休学することができる

休学期間は一ヶ年以内とする

第二十九条 休学を許可せられた者は次学年の始めから原

学年の課程を履修すること

但し休学期間が次学年に跨る場合は其の事故

の止んだ時から原学年の課程を履修すること

第三十条 休学した者は其の事故の止んだ時直ちに所定の

手続により届出をせねばならない

第三十一条 休学後三ヶ月以内に事故の止むだ場合は許可

を得て休学取消をることができる

第三十二条 病気又は其他の事由により退学を希望するも

のは所定の手続により願出で許可を受けなければならぬ

第三十三条 一度退学した者が再入学を願出した時は銓衡の

上原学年以下の学年に再入学を許可することがある

但し退学後一ヶ年以上を経過した場合は原

学年に再入学することを許さない

第三十四条 左の各号の一に該当する者には退学を命ずる

一、性行不良であつて改善の見込がないと認められた者

二、学力劣等で成業の見込がないと認められた者

三、一ヶ年以上連續欠席した者

四、正当の理由なく一ヶ月以上連續欠席した者

五、遅刻、早退等が多く出席状態の甚しく不
良な者

六、規定の料金を所定の期間に納付しない者

七、二回連続して進級することができない者
校規、校則に違背し生徒としての本分に悖る

第三十五条

と認められる行為のあつた者には懲戒を加へる
懲戒は之を分けて譴責、停学、退学の三種類
とする

第七章 学費
聽講生には希望により当該科目の聽講修了証
を授与する

第六章 試験、進級及び卒業

第三十六条 各学年の成績は其の学年の学年成績及び勤惰
を考査して定める

学業成績は試験の成績及び平素の業績によつ
て定める

第三十七条 成績考査の時期及方法は別に之を定める

第三十八条 各学科目の成績は優、良、可、不可を以て表
示し、優、良、可を合格とし、不可を不合格
とする

第三十九条 学年の全科目に合格した場合は進級せしめる

第四十条 第三学年及び専攻科生は学年末に卒業論文を提
出するものとする

(イ) 別科は本科に準ずる

(ロ) 専攻科は本科に準ずる

(ハ) 聽講生は一科目につき年額金百円とする

但し三科目以上に及ぶ場合も年額金参百円
する

第四十二条 入学検定料は金五拾円とする

第四十三条 入学の許可を得た者は指定期間内に入学金と
して金百円を納付せねばならない

第四十四条 授業料は左の通りとする

第一部 経済科、貿易科、法政科 年額金

壱阡円

機械科、電気科、工業経営科 年額

金 壱阡弐百円

第二部 経済科、貿易科、法政科 年額金

七百五拾円

備考

但し三科目以上に及ぶ場合も年額金参百円
する

第四十一条 所定の全科目を修了し、且つ卒業論文考査に
合格した者には卒業証書又は修業証書を授与

とする

第四十五条 授業料納付の時期並に方法については別に之

を定める

第四十六条 休学中でも授業料は納付せねばならない

第四十七条 既納の料金は如何なる理由があつても返付しない

第八章 特待生及び給費生

第四十八条 生徒の中特に成績優秀な者は銓衡の上毎学年

の始めに特待生としてその学年間授業料を免除する

第四十九条 別に定めた規定によつて行ふ給費生採用試験

に合格した者は給費生として在学中一定額を

給費する

第五十条 本科又は専攻科を卒業若くは修了した者で成績

優秀な者に対しては銓衡の上学費を給与し、其

の学業又は研究を継続させることがある

第五十一条 特待生又は給費生で学業又は研究を怠り若く

は不都合の行為のあつた者に対しては期間内

であつても其の待遇を停止し場合によつては既に支給した学費を返納せしめることがある

第九章 外国人特別入学

第五十二条 外国人で外務省在外公館又は本邦所在外国公

館の紹介ある者は本邦中等学校卒業の程度により考査を行つた上外国人特別生として入学

を許可することがある

前項の考査の成績が特に優秀な者は本科生と

して入学させることがある

第五十三条 外国人特別生の入学検定に関しては其の都度

之を定める

第五十四条 外国人特別生が所定の課程を終了した時は卒

業証書を授与する

第五十五条 外国人特別生には特に規定あるものの外は一

般規定を準用する

一、附則

一、この学則は昭和二十一年度在学生より適用する

(国立公文書館所蔵)

14 米田吉盛校長推戴文*

〔一九四七（昭和二十二）年〕

全横浜専門学校教授ハ今回時局ノ容易ナラザル思ヒ直面セル難問題ヲ解決シ邁往直進推進力トシテ本校ノ運命ヲ打開センガタメ現副校長米田吉盛先生ヲ校長ニ推戴セントスルコトニ殆ンド意見ノ一致ヲ見タリ

吾等ガ先生ヲ推サントスルニ致リタル事情ハ次ノ根拠ニ基

クモノナリ

第一、若年好ク本校ヲ創立シ万難ヲ排擠シテ今日ノ發展ヲ來タサシメタル、数十年ニ亘ル不撓ノ精神ト努力ニ報イルハ吾等ノ当然ノ道ナリト信ズ 回顧スレバ二十年前、赤手空拳ヲ振イ、硬骨群難ニ当リ、孜々汲々トシテ經營ノ任ニ当リ、自ラハ礎石タルヲ以テ満足シ、上ニハ德望一世ニ高キ、林頼三郎先生ヲ戴キ、下ニハ優秀ナル教授陣ヲ擁シ、校運隆々トシテ榮エ、卒業生今ヤ万ヲ數ヘ、在学生二千有余ニ及ビ、我国ニ於ケル私立専門学校ノ雄トナルニ致レリ。若シ数百万ノ資金ヲ擁シテ学校ヲ創設スルトセバ、之ガ経

當ハサシタル困難ニ非シナルベシ、又官立諸校ノ如ク、後ニ強大ナル國家権力ノ支持スルアラバ、凡庸ノ器ヲ以テシテ敢テ之ヲ為シ得タルナルベシ、サレド本校ノ創立ハ斯クノ如ク恵マレタル条件ト環境ニ於テ行ハレシモノニ非ズ言語ニ絶スル資金ノ獲得ヤ障礙ヲ克服シ、東西奔走良教授ヲ採求シ、学校ノ体格漸ク整備シタルモ、尚学生募集ノ難関横タハルナリ、先生自ラ職員ヲ督励シテ、街頭ニ立タレシコト幾度ナリシヲ知ラズ、カクシテ漸ク学校發展ノ緒ニ就キタルナリ。

當時ノ学生多クハ天真爛漫、英胆豪氣ナリト雖、虎躍龍驤スル勢ハ、控制スベカラザル程度ニ達スルコト多カリシナリ、サレド先生ハ学生ニ対シ、官僚式校長ノ訓育法ヲトルコトナク、規則ヲ以テ、青年ノ元氣ヲ束縛サレルコトナク、人格的陶冶ノ方法ヲ選ビ、角ヲ矯メントシテ牛ヲ殺ス愚劣ナル方法ヲ極力避ケント努力サレシモノナリ、質実剛健ナル志氣ヲ殺サズ、而モ節度アル訓練ヲ施スニ全力ヲ傾倒サレタル如シ、言動ハ秋霜ヨリモ烈ニシテ心ハ崑玉ヨリモ貞ナルヲ要シタルモノナリ、カクテ現今本校卒業生ノ性貞靜

而シテ頗ル剛直ナル氣概ヲ形成スルニ致リシナリ。

15 記事「新校長に米田氏 副校長は園田教授」

(一九四七(昭和二十二)年九月二十九日)

第二、今ヤ本校ハ空前ノ困難ニ直面スルニ致リ、之ヲ打開スルハ米田氏ヲ措キ他ニ発見スル能ハズ、林先生不幸ニシテ追放ニ会ハレ、コノ難局ヲ背負フモノ他ニナシ、吾等ハ冷静ニ事態ノ容易ナラザルヲ認識シ道理ヲ以テ主觀ヲ打破シ、公論ヲ以テ小兒病ヲ排シ、肝胆ヲ碎キ深慮ヲ尽サント欲ス、勿論吾等ハ米田先生ヲ以テ完全無欠玲瓏玉ノ如シト称スルモノニアラズ、人間ノ長所ハ同時ニ短所ナレバナリ、直情径行、剛勁ナル同先生ノ性格ハ毅然トシテ威武モ屈スル能ハザル半面ニ於テ往々人ニ誤解サレ安キ点アリト言ハザル可カラズ、サレド時局ノ難ヲ思イ学校ノ前途ヲ思ヘバ、今ヤ同先生ノ勇往敢為斃レテ後息ムノ精神ト其ノ卓越セル經倫ノ才ヲ要スル切ナルモノアリ

茲ニ同先生ノ出馬ヲ要請シ、空前ノ時難ヲ克服サレンコトヲ希望ス

願ハクハ学生諸君——事理ヲ弁別シ盲動ヲ避ケ愛校心ニ訴へ、吾等教授団ト協同サレンコトヲ。

新校長略歴

昭和四年三月 財團法人横浜専門学校教授兼常任理事

昭和十七年四月—同二十年十二月 衆議院議員

昭和二十二年四月二十日 衆議院議員に当選、現在民主党代議士会副会長兼民主党政務調査会文部々会長

(『横浜専門学校新聞』復刊第六号、一九四七年九月二十九日)

林校長追放令該當にともない次代校長に米田吉盛氏内定中のところ九月九日付校学五一六号をもつて文部大臣より認可があつた、なお副校長には経済科長園田実教授が決定した。

16 戦災地仮設建築認可申請書

昭和二十三年 七月 二日

(一九四八(昭和二十三)年七月二日)

神奈川県知事 内山岩太郎 殿

様式第一号
戦災地仮設建築認可申請書

注意 勅令第二条各号の一の適用を受□□□□□建築申請の場合は「仮設」の字を消し尚同条第一号又は第二号に該当する場合は認可申請□□□□□る

建築地地名番号

建築物の用途

図書館
申請要旨
新築

建築を必要とする事由

大学昇格に絶対条件の一として
図書館を建設するものであります。

建築主住所氏名

横浜市神奈川区六角橋町五九〇
財團法人横浜専門学校理事長
米田吉盛 **印**

〔付箋〕〔割印等略〕
許可条件

一、本建築物の存続期限は都市計画事業施行者の指定する期日迄とする

工事請負人住所氏名	代理人住所氏名
□□	

他の法令関係事項	摘要	申請建築物建築費	申請建築物構造概要	物築建				地敷		地域地区	地域地区
				合計	申請建築物	既存建築物	棟数	敷地面積	所有関係		
				一七	一	一六	建築面積	自己所有、借地(地主氏名)			
		平方米当り 四、五四〇円	木造 下見張り 一部モルタル入り	五、一一〇・九〇八平方米 外壁	五四九・四五平方米	四、五六一・四五八平方米	建築面積	在来 三〇、七九三・九九 平方米	拡張 平方米 三〇、七九三・九九 平方米	地 区	地 区
		総建築費	薄鋼板	七、一二七・三九六一 平方米	八九七・六平方米	六、二三九・七九六一 平方米	床面積	合計 三〇、七九三・九九 平方米	各階面積 二階 二階	地 区	地 区
		四、〇八〇、〇〇〇円	屋根 備考	工事完了予定	建築着手予定	建築面積ノ敷地面積 ニ対スル割合	建築面積ノ敷地面積 ニ対スル割合	合計 三〇、七九三・九九 平方米	積二対スル割合 一六・七%	市街地建 物法令 関係許可 事項其 他認可承 認	市街地建 物法令 関係許可 事項其 他認可承 認
				着工□四ヶ月	御許可の日より 十日以内	二三・一%					

17 記事「教育の民主化を目指し 教職員組合結成さる」

(一九四七(昭和二十二)年三月十一日)

去る一月十八日本校にも教職員組合が結成され、同日に創立総会に於ける役員選挙の結果西垣教授委員長に選出され、七十二名の教職員が結束して文化向上、待遇改善の為に起ち上つた、組合員は本校の教授、助教授、事務職員（助手及び雇員をふくむ）で、その目的は『組合員の生活を擁護し相互の協力親睦をはかると共に教育の民主化を実現し、文化向上のため課せられた職責を完遂せんとする』にあるが、要するに生活権擁護は勿論、教職員一体となつて明かるい和やかな雰囲気を造り出し職掌的偏見や封建的隸属関係を無くし、又これが教室、事務室等において学生に反映する悪い雰囲気を除去する上に、非常に役立つに違ひないと言ふのが大きなねらいである。

組合協議会加入の件が大多数の賛成によつて可決され、慎重審議の結果二月一日を期してストライキに入る旨を圧倒的多数をもつて可決したが、本校に於ても三十一日第二回総会を開催し投票によつてゼネスト賛否を問ふた結果、三十九対四を以て全大高教協と同一歩調を取る事となり直ちにゼネスト宣言が発せられた、次いで闘争態勢を検討し、二・一ゼネストに参加するための万全の措置ならびに本校独自の態勢を決定した、マ元帥のゼネスト中止の指令により本校教職員組合もストライキを中止した、しかしながら後民主主義的教育の為に更には文化向上の為に益々活発な動きを見せようとしてゐるが、自治権確保を目指す学生の努力と教職員組合の蹶起とは学園内に二つの大きな民主的流れを形造り、之が提携こそ学園民主化の絶対的条件であると見られ、その前途は注目に値する。

創立総会の席上園田教授より参考として労働協約の草案が提出され、これに基き役員会は慎重審議の上米田理事に調印を要求することに決定し、次いで全国大学高専教職員

〔横浜専門学校新聞〕復刊第三号、一九四七年三月十一日

18 労働協約締結届

(一九四七(昭和二十二)年四月十二日)

昭和二十二年四月十二日

今般別紙の通り労働協約締結致しましたから御届け致します

す

使用者 横浜専門学校 理事長

右代表者 米田吉盛 印

労働組合 横浜専門学校教職員組合

右代表者 委員長代理 松本忠彦 (印)

神奈川県知事 内山岩太郎 殿

〔受付印略〕

(神奈川県立公文書館所蔵)

参考	締結二ノ至 ルマデノ状況	協約ノ適用 ヲ受ケル労 働者数	従業員数				協約 当事者	労働協約締結届
			員組 数合	員組 非組 数合	員組 数合			
	昭和二十二年一月十八日 至ルマデ波瀾ナシ	六十七			六十七	男	米田吉盛	横浜市港北区上菅田町 五〇八
		五			五	女	横浜専門学校 教職員組合	横浜市神奈川区六角橋 五九〇
		七十三			七十二	計	横浜専門学校内	横浜専門学校内 五九〇
	日年月 締結					男	労ム者	
	昭和二十二年二月十九日					女		
						計		
						合計		

19 長谷川松治「組合結成のころ」

(一九四六(昭和二十一)年)

組合設立二十周年を祝うとのことで、結成時の事情について語ることを求められたが、何分昔のことなのでうろ覚えではあるが、次のようなことが記憶に残っている。

組合結成の年月は、今から二十年前ではなく、二十一年前、すなわち、昭和二十一年の秋であったと思う。というのは、ゼネスト直前にマッカーサーによつて禁止されたあの昭和二十一年の二・一ストに、われわれの組合も参加を決定し、その前夜私も他の諸君と学校に泊りこんだ記憶があるからである。

組合結成前、校舎が占領軍に接收され、授業は大倉山の精神文化研究所と神奈川二中（現翠嵐高校）で行なわれていたころ、校地のなかで接收を免がれた一室に教職員のほとんどが集まり、横浜専門学校の教育体制の建て直しについて徹底的な討議を行ない、その結果旧来の独裁的学校管理制度に反対し、新たに教育を再建せんとする民主化宣言を発したことがあつた。

このような動きが胎動となつて、昭和二十一年の秋、組合の創立大会が開かれるにいたつた。大会は停電のなかでローソクをともして行なわれた。組合は結成直後直ちに日教組の大学高専部に加盟した。当時の社会情勢（占領軍が組合の結成を助成していたなど）のせいもあり、組合結成

は何の妨害もなく行なわれた。

結成当時の組合員数は極めて少なものであつた。非常勤講師に対する依存度が高かつたため、専任教員は二十数名、事務職員もたとえば教務課員は、二、三名ではなかつたろうか。少人数であつたため、組合大会のときなどは、組合員はほとんど出席したように思う。

横浜市他の専門学校にも組合が結成され、横浜市内の四つの専門学校の連絡協議会が組織されその記念に、当時の中労委会长・末広巖太郎氏を招いて講演会を開いたこともある。この当時は連絡協議会で化学の先生がお手のもののアルコールを振舞う時勢でもあつた。

私は選ばれて組合の初代委員長となり、第二期も続けて委員長を仰せつかつたように思う。当時一緒に働いた委員には、松本忠彦、飯田耕作、藤島昌平、国府田末吉の諸君がいた。国府田君は故人となられたが、ふるくは活動写真の弁士をし、当時は学校の小使をしていた独特な人物であつて、組合活動に献身された。

組合結成後、われわれは、学校の民主化を要求して闘かっ

たが次の成果を得ることができた。

20 記事「伸ゆく横専文化 各種雑誌創刊さる」

(一九三九(昭和十四)年一月二十五日)

一、教職員の給与は全く専断的に決められていたのに對して、曲りなりにも給与体系を作つてこれを承認させた。

二〇%ほどは自由裁量の余地を与えて欲しいというので、その辺で妥協したように思う。

二、退職金規定を始めて実施させた。

三、教職員の採用・解雇につき、組合の承認を必要とすることを認めさせた。

四、学校の決定が各種の会議の議を経なければならぬことを承認させた。ただし、各種の会議(教授会等)が決定権を持つまでにはいたらなかつた。

組合結成時の事情を以上のように思い起こしたが、この機会に旧友諸君に御挨拶申し上げ、神奈川大学教職員組合の一層の発展を祈る次第である。

(『組合広報』第一〇号、一九六七年十二月一日)

論叢

弁論部に於ては「論叢」を創刊した。年数回の校内大会に、横浜五専門雄弁大会に、全国大学専門学校雄弁大会に弁士を送つて、多大の成果を収めてゐる弁論部は、各部員

蛍光にも文化は伸び行く、芥の中にも玉は光る。

学舎の色はあせても、教ゆる教授の熱ほとばしり、学ぶ生徒の頬紅潮する所に限りなく文化の殿堂は伸びゆく。見よ

「商経法論叢」の発刊「論叢」「英語会雑誌」の創刊。

商経法論叢

諸教授の論文集たる「商経法論叢」は園田實教授編輯の下に第一号が創刊された。

校長、林頼三郎氏の発刊の辞に續いて、上原專祿、中山伊知郎、松原一雄、前野順一、大森一二、園田實、沼田嘉穂、久武雅夫、山田勇、の諸教授が筆を執つて居られる。題字、「商経法論叢」は林校長自ら筆を執られたもの。総頁一七六頁。

弁論部に於ては「論叢」を創刊した。年数回の校内大会に、横浜五専門雄弁大会に、全国大学専門学校雄弁大会に弁士を送つて、多大の成果を収めてゐる弁論部は、各部員

のたゆまざる努力の下に、弁舌の発表と同時に此れを記録に留めんとし、「論叢」を創刊した。

内容は沼田教授の創刊の辞に続き、上原、中山、久武三教授の玉稿を戴き、占部、上口、宮本、福本、新村、山崎、大岡、岩本の諸君が筆を執り、吉野正八君の編輯によるものである。全頁一一六頁である。

英語会雑誌

英語部に於ては機関誌、英語会雑誌を発刊した。

全頁六十頁、江本教授を初め、長谷川、篠田、亘理、イングロット、武藤の諸教授が筆を執られ、山田、鈴木、山口の諸君が書いて居る。

(『横専学報』第七九号、一九三九年一月二十五日)

授各位の協力一致と学生諸子の献身的努力により真に顯著なる進歩発達を遂げ、英語の実際的活用能力と人格的並に規律的訓練に於ては蓋全国其比少しとの定評を受けつゝあるは、小生の欣快措く能はざる処であつて本校在学生英語の活用能力特に優秀の故を以て、文部省全国英語教員大会には二回まで出場を希望せられ小生指導の英語教授実演に参加し、我校学生の英語活用能力に関し「奇蹟」なりとの激賞を受けたる他、本校最近卒業生中英語優秀者は英語実力と人格的方面に於て特に他校出身者との間に格段の差あるを認知せられ、三井、住友等の大会社内に於て非常なる好評を受けある実情である。

一校に於ける学術教育の目的は少數優秀学生を出すを以て満足すべきものに非ずして、大多数の秀才学生而も成し得れば学校全員が平等の優秀者たるを期すべきものなるは論を俟たぬ。

21 江本茂夫「英語特別指導に就て」

(一九四〇(昭和十五)年四月二十五日)

本校学生中小生直接指導の英会話特別指導科に參加して訓練を受けつゝあるもの約五百有余名、何れも自己の意志を準備なく発表し英米人の演説を容易に聴取し得るの程度小生本校着任以来茲に四星霜、此間各職員殊に英語科教

に進みありて、其優秀者数の多き事全国其比無く就中其中約百名は英米人讚歎の域に進みつゝあると公言し得るは、誠に本校将来の為喜に堪へざる處である、左に小生本校実施の特別指導につき其梗概を略述して在校生殊に新入学生諸子の参考に供する。

(一) 外国語研究はまづ耳より

總て言語は幼児が絶えず両親の言葉を各情況に応じ之を耳にして、自然に之が理解をなし又之を適当に使用し得るものであるから、小生は絶えず各種情況に於て英語を以て説明を加へ、次いで来るべき発表力の養成に備へつゝあるものである。蓋し此訓練には演説的耳の訓練と、俗に云ふ会話的耳の訓練の二方面の鍛錬を必要とするものである。此中何れかの訓練を怠る時は耳の訓練に於て必ず其不完全なる發達をなすべきを痛切に感ずるものである。前者即演説的耳の訓練は演説全文を攫ましむるべき見地に基き、比較的高速度を以て叙述するを必要とする。若し極めて緩慢に演説をなす時は聽者は一単語或は一語句のみに注意を払ひ、一文又は全演説を聽取し得ざるに至るものである。

(二) 習ふより慣れ

人曰はく「英語よりも英國文學歴史を」云々等の議論をなし、或は之を信ずる者多きは遺憾に堪へぬ、語学の訓練

(二) 外国語の訓練は口より
日本人に興味多く而も文の構成に密接なる関係あるものを初期に教授する事が必要であると考へる。英米人のみが使用せんとする語句のみを教授するも之等は全然日本学生が使用の意志少きものであるから、忘却の早さは当然であつて我国英語研究者の発表力向上失敗の主因を痛感する次第である。小生は日本学生一般が使用希望の名句名文を先づ紹介して、完全に自己の物たらしむる如く反復練習し、其後も各時期の利用活用を怠らぬのである。日本学生は之れが為め多大の趣味を生じ、文の構成力著しく増進し発表力急進の効果を示すに至つて居る、我国学生の初期に於ける著大進歩は自己をして「天才」たるやの感を与へ得るものであつて、之れを英語指導の要訣と小生は考へるのである。而して「発表力は先づ身の周囲より」とは小生多年採用の主義方針に他ならぬ。

殊に実業家及軍人等に対しては百の文章語句を不完全通読し「之れは某書の何行目にある」とのみ述ぶる如き研究法にては、実用価値極めて少く、仮令少数の文章語句にても完全了得せば、各種実際時機に於て其役割を演ずる事が出来るのであるから、総ての語句は之を反復練習し身に着く迄努力を怠つてはならぬ。此練習程度如何が学生の学校卒業後の保存期限に多大の関係ある事を経験に徴して力説する。即語句は耳より入りて之を口に練習苦心して身に着けたるものでなければ直に忘却する。「英語を長年月勉強したが全部忘れた、英語研究は日本人には必要ない」とは此種研究をしなかつた人々の歎息である。

(四) 青年期に於ける徹底的訓練の必要

我国英学生が英語の力量に劣等の批評あるに鑑み、小生自己の苦き経験に基き多大の同情と燃ゆるが如き希望とを以て英会話特別研究会を編成し、毎週数回約三時間半指導をなし春、夏、冬の各休暇中は毎朝四、五時間訓練を与へて居る、本校学生数百名顕著なる進歩を遂げ、英米人より激賞を受くるに至り、「日本人は内地に於ては進歩し得ず」

との言を吐く人に對し、啓蒙指針を与へつゝあるのである。又英語練習と優秀者奨励の為め昨夏本校優秀生二十数名と共に関西諸学校を歴訪して、本校学生の実力を示し非常なる賞讃を受けた事を附記する。

(五) 発表力と英語実力との関係

右を一読せば或は次の疑問起らん、「発表力と讀書力及筆を以てする作文とは全く關係なし云々」、英語発表力は其初学者に限り其簡易語句使用をなすを以て此種批評が出来るもので、発表力向上せば高尚複雑語句文章を使用し充分に自己意志の発表をなし得べく、従つて讀書力増進に密接關係あるや明である。加之、英語は口語体文章体殆ど同様なるを以て之れが最大の作文の練習となり、筆を以てするものに比し最短時間に又經濟的に文の構成を了得し得るから、教師指導の学校に於ては耳口を主体とする訓練の一大効果を確認し得る訳である。又人の云ふ会話とは單に「御早う(グットモーニング)御座りなさい(シットダウン)」の如き簡単挨拶語句とのみ考ふるは大なる誤である。

甲乙両名が終始「御早う御座りなさい」と云ふ如き言葉だ

け反覆は出来ぬ。即自己家庭情況、日支關係等に論及すべく此論及こそ口を以てする迅速作文、而も又多数の名句名文を了得せざれば發表不可能なる事を考へねばならぬ。

(六) 英語を通じてする人格教育

英語活用力英米人を凌ぐとも人格に欠け、而も大日本国民精神を忘却し英米かぶれの弊に限る者は、英米人は勿論語学堪能の支那人にまで軽蔑せらるゝのみならず、日本国民として百害あつて一得なし、即我帝國民は充分に日本精神を有し、英語を通じて帝国の威力を誤解なく海外に発表するの能力を具備する人にして、始めて英語の光を發揮し得るものなる事を忘れてはならぬ。而も（メンケン）の言に依れば世界郵便の3／4、世界新聞印刷の半数、世界（ラヂオ）放送使用語の3／5は英語を以て行はれ、尚全世界中約七十七ヶ国の通商国中十六ヶ国のは全部英語に非ざれば、通商不可能の現状に於ては商業界に身を立つべき本校生こそ其必要を痛感せねばならぬ。

結言
小生は学力未熟不肖の身只熱烈努力をなすのみなるに、

本校学生の態度動作敬服に値すべく規律厳肅而も英語能力殊に発表力にありては、真に著大の進歩をなし優秀者の數極めて多数に上る。新入生諸子は現下の実情を痛感し人格を陶冶し、英語の活用力を最大限に向上し有用の材となり、東亜新建設の大業に活躍し得るの準備を完成せられん事を衷心より切望する次第である。

（『横専学報』第九一号、一九四〇年四月二十五日）

22

昭和十七年度授業時間割第一部高等商業科・貿易科・
法学科・機械工学科・電気工学科・工業経営科*

(一九四二(昭和十七)年)

昭和十七年度授業時間割

一、第一部 高等商業科

(イ) 前期授業時間割(施行期間 自四月一日至五月十四日)

水		火		月		曜 時
EDC 外 國 為 替	BA 統 制 經 濟	EDC 商 工 經 營	BA 原 英 書 講 讀 語	EDC 商 原 英 業 書 英 講 語 讀 語	BA 原 工 業 計 簿 算 記	8.00 1 8.50 9.00 2 9.50
EDC 及 會 監 計 查 學	BA 外 國 為 替	EDC 手 會 形 社 法 及 法	BA 商 工 經 營	EDC 原 工 業 計 簿 算 記	BA 英 原 書 講 讀 語	10.00 3 10.50 11.00 4 11.50
EDC 保 險 論	BA 及 會 監 計 查 學	EDC 教 練	BA 手 會 形 社 法 及 法	道国 德民 概哲 論學	概哲 論學 道国 德民	0.40 5 1.30 1.40 6 2.30
EDC 財 政 學	BA 保 險 論	EDC 統 制 經 濟	BA 教 練			2.40 7 3.30 3.40 8 4.30

月		曜 時
EDC 商 原 英 業 書 英 講 語 讀 語	BA 原 工 業 計 簿 算 記	8.00 1 8.50 9.00 2 9.50
EDC 原 工 業 計 簿 算 記	BA 英 原 書 講 讀 語	10.00 3 10.50 11.00 4 11.50
EDC	BA	0.40 5 1.30
		1.40 6 2.30
		2.40 7 3.30
		3.40 8 4.30

土		金		木	
EDC 商 業 實 踐	BA 商 工 經 營	EDC 財 政 學	BA 保 險 論	EDC 英 原 書 講 讀 語	BA 商 業 話 英 語 作
EDC 市 況 論	BA 商 業 實 踐	EDC 英 原 書 講 讀 語	BA 商 事 關 係 法 規	EDC 所 取 論 引	BA 憲 法
EDC 商 工 經 營	BA 市 況 論	EDC 英 原 書 講 讀 語	BA 英 商 業 話 英 語 作	EDC 憲 法	所 取 論 引
(隨 意) 教 育 學		EDC 保 險 論	BA 財 政 學		

土		金		木		水		火	
EDC 手会社形法及	BA 商業実践	EDC 原商英書業作講英会読語話	BA 商工經營	EDC 英会原語話書英講作語読	BA 商業作英会語話	EDC 外國為替	BA 統制經濟	EDC 商工經營	BA 原英書講讀語
EDC 商業実践	BA 財政学	EDC 英英商語作業珠英英算語語	BA 商事關係法規	EDC 所取論引	BA 計原簿工算価記業	EDC 及会監計查学	BA 教練	EDC 教練	BA 手会社形法及
		EDC 珠原簿工算記業		EDC 計原簿工算記業	BA 所取論引				
EDC 財政学	BA 手会社形法及	EDC 商事關係法規	BA 英商業作會英話語	EDC 統制經濟	BA 財政学	EDC 商工經營	BA 及会監計查学	EDC	BA
(随意) 教育学	EDC 財政学	BA 外國為替	EDC 会珠話算	BA 憲法	EDC 憲法	EDC 珠算			
			憲法	珠算					

土	金	木	水	火	月	曜時	(1)前期授業時間割
CBA (<u>第一貿易実践</u>) 獨外國語	CBA 商業英語	CBA 英支支那 (1)英語 作(2)(1)	CBA 保 險 論	CBA (<u>商法及手形法</u>)	CBA 教 練	8.00 1	(1)前期授業時間割
						2 9.50	
CBA 貿易実践	CBA 工商經營	CBA 原支支那 講語語 讀(1)(2)	CBA 憲法	CBA 商 英語 (1)(2)	CBA 原業書 英語 (2)(1)	10.00 3	(1)前期授業時間割
						4 11.50	
CBA 稅 關 倉 庫	CBA 財 政 學	CBA 會 原 業 簿 記 算 學	CBA 英語 (2) 讀 作	CBA 外 國 為 替	CBA 工 業 簿 記 算 學	0.40 5	(1)前期授業時間割
						6 2.30	
(随意) 教育学		CBA 保 險 論	C (2)英語	BA (2)英語 (1)英語	CBA 概 哲 學	2.40 7	(1)前期授業時間割
						8 4.30	

(イ) 前期授業時間割
三、第一部 法学科

土	金	木	水	火	月	曜時	(ロ) 後期授業時間割
CBA (第二外國語) 貿易実践 （仏獨西）	CBA 海外貿易事情	CBA 商支支那 工語經營 (2)(1)	CBA 英作英語	CBA (商法) （會社法及手形法）	CBA 教練	8.00 1 2 9.50	
CBA 貿易実践 （商工經營）	CBA 英語 珠算	CBA 商支支那 業英語語 (1)(2)	CBA 外國為替	CBA 原書英語 講英語 讀語	CBA 原書英語 講英語 讀語	10.00 3 4 11.50	
CBA 商工經營 （會計學）	CBA 珠算 會話 哲學概論	CBA 會原工業簿 計計算記	CBA 會原英語 書英語 講英語 讀語	CBA 財政學	CBA 商業會話 （工業簿記原稿計算）	0.40 5 6 2.30	
隨意 教育學		CBA (商法) （會社法及手形法）	CBA （會社法及手形法）			2.40 7 8 4.30	

水	火	月	曜時	(ロ) 後期授業時間割
哲學概論	相続法	財政學	8.00 1 2	
英語	保險法	英作 道國德民	10.00 3 4	
第二選択 民事訴訟法	國際法	刑事實習	0.40 5 6	
			2.40 7 8 4.30	

土	金	木	水	火	月	曜時	(ロ) 後期授業時間割
手形法	民事實習	國際私法	哲學概論	相続法	財政學	8.00 1 2 9.50	
海商法	教學	法理學	英語	第二選択 民事訴訟法	英語	10.00 3 4 11.50	
財政學	第一選択 破產法	海商法	第二選択 民事訴訟法	國際法	英語	0.40 5 6 2.30	
		保險法				2.40 7 8 4.30	

土	金	木	水	火	月	曜時
製 図	製 図	電 気 工 学	航 空 工 学	工 場 法 規	蒸 気 原 動 機	8.00 1
						2
内 燃 機	(機 械 金 屬 材 料 學)	鐵 道 工 学	(機 械 金 屬 材 料 學)	工 業 數 學	製 図	10.00 3
						4
実 験	機 械 設 計 法	蒸 氣 原 動 機	內 燃	製 図	憲 法	0.40 5
						6
実 験	B A 英 独	B A 独 英	教	化 學	國 民 尊 徳	2.40 7
		逸 語 語	逸 語 語	機 械 練		8 4.30

(四) 第一部 機械工学科

土	金	木
手 形 法	第一 選 択 商 學 概 論	國 際 私 法
海 商 法	財 政 學	法 理 學
法 理 學	教 練	海 商 法
		英 語

火	月	曜時
工業數學	電子工學	8.00 1 2
高周波工學	電燈照明	10.00 3
電燈照明	憲法	4
B 獨逸語	A 實驗	0.40 5
英語	實驗	6
		2.40 7
		8 4.30

(五)第一部 電氣工学科

土	金	木	水	火	月	曜時
製 図	製 図	電 氣 工 学	航 空 (特 別 講 義) 工 学	自 動 車 (特 別 講 義) 工 学	蒸 氣 原 動 機	8.00 1
						2
教 練	金 屬 学	工 場 經 營	內 燃 機	B A 獨 逸 英 語 語	內 燃 機 憲 法	10.00 3
						4
実 験	機 械 設 計 法	工 場 建 築	B A 英 語 獨 逸 英 語	製	製 図	0.40 5
						6
実 験	設 機 計 法 械	製	實 驗 工 学	(化 學 講 義) 機 械	國 民 道 德	2.40 7
						8 4.30

(口)後期授業時間割

金	木	水	火	月	曜時		土	金	木	水
教 練	測電氣定法 電氣鐵道	B A 英語 獨逸語	送電	電信電話	8.00 1 2	(口)後期授業時間割	電氣材料	教練	工場經營 電氣鐵道	B A 英語 獨逸語
電子工 學	電氣鐵道 電燈照明	發電	電氣法規	憲法 測電氣定法 電氣磁氣	10.00 3 4		其電氣ノ機械用及	電信電話	電氣鐵道 送電	發電
工場建築	高周波工 學	B 實 驗	A 英語 獨逸語	B 英語 實驗	電氣機械設計	0.40 5 6	B 實 驗	A 製 圖	測電氣定法 B 製 圖	工場經營 B 實 驗
實驗	製	發	實	實	國民道德	2.40 7	實驗	製 圖	電氣機械設計	實驗
實驗	図	電	驗	驗		8 4.30		図		獨逸語

土	金	木	水	火	月	曜時	土	電氣材料	電氣機械及其應用
内燃機	教練	會計學原價計算	會計學原價計算	會社法及手形法	鉱山工學	8.00 1 2 9.50	(イ)前期授業時間割	第一部 工業經營科	
独逸語	蒸氣原動機	適性考査 工場組織	航空機	水力学及水力機	憲法	10.00 3			
財政學	事務簿	事務簿			道國德民	4 11.50			
工業經營論	化 學 工 學	工 程 管 理	工場診斷 製 圖	自動車	實驗	0.40 5 6 2.30	B 製 圖	A 實 驗	
製	獨逸語	原書講讀 英語	製	英語	原書講讀 英語	2.40 7 8 4.30	製 圖	實 驗	
図		英語	図					實 驗	

(口)後期授業時間割

一、第二部 高等商業科

(イ)前期授業時間割(施行期間 自四月一日至五月十四日)

土	金	木	水	火	月	曜 時
工業経営論	教練	工業経営論	内燃機	工場法規 会社形法及 手形法	会計学原価計算	8.00 1
					憲法	2 9.50
水力学及水力機	蒸気原動機	適性考査 工場組織 人事管理	航空機	鉱山工学	道国德民	10.00 3
					11.50	4
保険論	化学工学	統計図表分類符号	経営比率 製図	英語	実験	0.40 5
					6 2.30	6
商業実践	製図	独逸語	工程管理 図	原書講読 実験	2.40 7	7
					8 4.30	8

(国立公文書館所蔵)

(口)後期授業時間割(施行期間 自五月十八日至九月十二日)

土	金	木	水	火	月	曜 時
哲学概論	教育学	会話	経済史	税関倉庫	國民道德	5.30
						6.30
商業英語	商品学	憲法	保険論	貿易実践	英語	6.40
						8.00
商工経営	原書講読	手形法	会計学及監査	外國為替	財政学	8.10
						9.30

23

昭和十七年度授業時間割第二部高等商業科・法学科*

(一九四二(昭和十七)年)

昭和十七年度授業時間割

水	火	月	曜 時
会	税 關 國 民	國 民 道 德	5.30
話	關 倉 庫	道 德	6.30
貿易実践	經濟史 憲法	會計學及監査	6.40 8.00
外國為替	原書講讀	英語	8.10 9.30

土	金	木	水	火	月	曜	時
哲 学 概 論	英 語	英 語	英 語	英 文	國 民 道 德	5.30	
海 商 法	破 產 法	刑 事 實 習	民 事 訴 訟	國 際	保 險	6.30	
刑 事 訴 訟 法	相 続 法	手 形 法	民 事 訴 訟	國 際 私 法	財 政 學	8.10	

二、第二部 法学科

(イ) 前期授業時間割

土	金	木	水	火	月	曜	時
哲 学 概 論	保 險 論	教 育 學					
商 業 英 語	保 險 論	手 形 法					
商 工 經 營	商 品 學	財 政 學					

土	金	木	水	火	月	曜	時
哲 学 概 論		英 語	英 文		國 民 道 德	5.30	
破 產 法	英 語	手 形 法	民 事 訴 訟	國 際	保 險	6.30	
民 事 實 習	相 續 法	財 政 學	民 事 訴 訟	國 際 私 法	海 商	8.10	

(ロ) 後期授業時間割

(国立公文書館所蔵)

24 生徒学費年額概算表

(一九三九(昭和十四)年九月調査)

生徒学費年額概算表(昭和十四年九月調査)

	費目	一学年	二学年	三学年	備考
教練費(野外演習費ヲ含ム)	下宿費 授業料 教科書 高等商業科 機械工学科 電気工学科 貿易工学科 機械工学科 電気工学科 貿易工学科 機械工学科 電気工学科 貿易工学科 校友会費 校外費 冬服 外套 靴制帽 修繕 三	自三〇〇 至三〇〇 一〇〇 一〇〇 自三〇〇 至三〇〇 一七〇 一八五 同上	自三〇〇 至三〇〇 一七〇 一八五 同上	自三〇〇 至三〇〇 一七〇 一八五 同上	当地ニ於ケル下宿 料ハ三食付ニテ一ヶ月 約二十五、六円程度ナリ
参考書	同上	同上	同上	同上	一、寄宿舎二入ル者ハ 試験受験希望者ノ場合 ハ上記参考書費用ノ約 倍額ヲ要ス
小遣及雜貨	同上	同上	同上	同上	一、法學科ニ於テ國家 年額約三〇〇(入浴、新 聞等一切含ム)トス
教練服	同上	同上	同上	同上	
夏服	約七〇〇 自三〇〇 一〇〇 二〇〇 五五〇 八〇〇 七	約二〇〇 約二〇〇 約五五〇 約四五〇 約四一〇 約四一〇 約七〇〇	約二〇〇 約五八〇 約五八〇 約五八〇 約五八〇 約五八〇 約七〇〇	二〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇	

高等商業科	七二〇	五五〇
機械工学科	八二〇	六五〇
電気工学科	六五〇	五五〇

25 記事「創立十週年 非常時局下 記念祭催さる 嶹

裡に幕を閉づ」

(一九三九(昭和十四)年五月二十五日)

新緑の下薰風にむせぶ宮面ヶ丘に初夏の爽風に包まれ、一色碧を流した晴天の下逞ましき若人の建設は続く、回顧十週年の歴史が示す我等横専健児の霸業の跡は終ひに今日五月十五日感激と歡喜の中にその記念祭の絢爛たる幕を切おろされた、時あたかも興亞の時局の我々専門生も挙国總力の脈々たる精神に終始し、非常時局下の学徒としてこの価値ある記念祭を厳にして盛大に迎へることの出来得た事

は何よりの喜びであらう。

定刻八時四十分既に場を埋めた生徒は九時のサイレンの鳴ると共に団長の命令一下蕭然として整列、教職員生徒一同遙か東ます皇居を礼拝し君ヶ代二唱の後校長先生のゆつたりとした潤ほひのある声で式辞を述べ本校沿革談に又新たに本校

発展の想ひを新たにするの觀が生徒間に見受けられた。

運動会 於校庭

校長式辞が終るや最初一年の綱引、未だ入学の歡喜さめやらない新入生の意氣正に天を衝くの慨があり、続いて二人三脚百米マラソンその他各種の競技和氣藪々裡に整然として行はれ、而も出場者は勿論見る者応援する者唯々青春の若さに溢れる様であつた。昼食後初夏の眩ゆい晴天の下

に稚氣満点のパン喰ひ競争が行はれ、次いで障碍物競争対部リレー等正に競技酣走る者見る者一体となつて感激の坩堝にとけ込み、燃ゆるが如き若人の魂は意氣となり力となつて高く天にこだました、童心に還へられた教授の競争を最後に思ひ出深い記念運動会は終りを遂げたが、閉会の辞

にあたつて校長に代り米田学監は「今日の記念運動会が各

生徒の自肅自戒以て規律ある統制の下に愉快に楽しく終へた事は全く時局にふさはしく、且又本校生の実質上の向上を認めると共に面目を如何なく發揮したと結び、意義深い運動会を終焉した。

演芸会 於講堂

戦塵宮面ケ丘に治まつたかに見へて然らず絢爛として展開された横專祭は、夜になつて益々佳境に入つた。即ち昼のそれとは装ひを一変し手早く、総務の手により装飾された大講堂には、定刻前より既に満員の盛況を來し、開会直後六時劈頭一木直智君のクラリオネットの壯麗の音によつてその幕は切つて落された。

ギターあればマンドリンあり、詩吟あれば独唱あり将又第二東海林たらんとする名歌手?も美声を張り上げて虎造張りの浪曲も飛び出し、時刻の移り行くにつれて演技益々冴え、玄人はだしの妙技を出す者続出し、立錐の余地なきまでの觀衆は場外にも溢れ拡声機により補足するの有様であつた。

これ等演技者の中、商三の森山君らのハリキリボーカス

は斬新味があつて特筆に値ひするものといへやう、何は兎

26 学生活動団体一覧*

(一九三九(昭和十四)年)

もあれかくも盛大に学生及び一般觀衆の来集は演技者を価値づけんが為めの無声の援助にして又一部を除き静肅に最後まで見物した多数の学生こそ實に熱演の演技者と相俟つて本記念祭を有終の美たらしめた大功労者といへよう。

名残り惜しく尽きせぬ歓喜の味ひのさめぬ九時三十分滯りなくプログラムも終了し、ブラスバンド部の奏する校歌に全員起立合唱しこの意義深き記念祭は全く終焉した。

余塵今や全く消えし宮面ヶ丘に刻みし我が横専健兒の赫々の足跡として後輩に誇り得る創立十週年記念日は、我横専發展史の一頁に燐然として永久にその不滅の光を放つであらう。

最後に総務部員一同の一致協力により、この創立十週年を有終の美を以て終らした事は特筆に値するものと言ふべく、特に本年度の如き学内生徒の増加に關はらずよく統制もつて終らしめたことは實に創立十週年に際して現総務部の功と云へよう。

(『横専学報』第八二号、一九三九年五月二十五日)

横浜専門学校												学校名		
校友会												団体名		
報・岸壁発行	雑誌部(横専学)	音楽部	端艇部	馬術部	山岳部	卓球部	弓道部	水泳部	昭和五、四	同	目的・事業	設立・年月日	会長・指導者	員数
同	同	同	同	同	同	教授 佐々木高政	教授 萩野源一	教授 園田實	昭和五、四	同	蹴球部	柔道部	剣道部	野球部
教授	教授	教授	教授	配属将校 國方大佐	大成龍雄	教授 佐々木高政	教授 三浦運五郎	教授 永田勝男	昭和五、四	同	ラグビー部	陸上競技部	渡邊利二郎	久武雅夫
萩野順一	篠田成之	二〇	二〇	一九	一二	二五	一二	一四	一二	同	籠球部	庭球部	大森一二	一七
九	九	二〇	二〇	一九	一二	二五	二三	一六	一四	同	弓道部	蹴球部	亘理俊雄	二〇

英語部	第二外国语部	珠算部	弁論部(論叢発行)	法学研究部(法 学新誌発行)	貿易実務研究会	商工研究会	映画研究会	広告学会	大乗会
英語部	第二外国语部	珠算部	弁論部(論叢発行)	法学研究部(法 学新誌発行)	貿易実務研究会	商工研究会	映画研究会	広告学会	大乗会
教授江本茂夫	教授江本茂夫	教授大森一二	教授沼田嘉穂	同	昭和六、四	昭和六、四	昭和八、四	昭和一二、四	ノ養成ヲ期ス
教授江本茂夫	教授江本茂夫	教授大森一二	教授沼田嘉穂	同	三浦運五郎	久武雅夫	篠田成之	教授	仏教ニヨリ国家社 会ニ有為ナル人物
教授江本茂夫	教授江本茂夫	教授大森一二	教授沼田嘉穂	同	三〇	四五	三八	三〇	講師朝比奈宗源

(文部省教学局『学内団体一覧』、一九三九年)

全国実業専門学校野球大会は愈々今十九日より二日間に亘り横浜公園野球場に関東、関西、東北、九州地方予選に優勝した各地方二チーム宛参加八チームにて大会の火蓋は切つて落される、各地より參集した球団の主将は昨十七日午前十時半朝日講堂に集合主將抽籤会を開催組合せを決定し

各球団前七時集合七時半入場式宮城、皇大神宮遙拝国旗各主将により掲揚式、大会々長横浜高工富山校長の訓辞あり前八時会長の試球式により福岡高商対横浜高商の戦ひの火蓋は切られること、なつた

横浜高商——福岡高商（前八時）
桐生高工——同志社高商（十時半）
関学高商部——大分高商（後一時）
横浜専門——仙台高工（三時半）

27 記事「全国実業専門学校野球大会」けふから三日間公

27 記事「全国実業専門学校野球大会 けふか園球場にて 横浜からは高商横専二校参加」(

(一九三九(昭和十四)年七月十九日)

〔後略〕

（『横浜貿易新報』、一九三九年七月十九日）

するのであつた。此の輝く初の全国優勝の栄冠にナインを始め全校友、先輩及幾多の関係者をして感激に泣かしめたのである。

関東予選大会

28 記事「大旗は輝く初の栄冠 野球部堂々全国に制覇」 （抄）

（一九三九（昭和十四）年九月二十五日）

大会第二日の十三日劈頭優勝候補同志の本校対横浜高工の本大会白眉の好試合が展開された。我が健棒は其の実力を遺憾なく發揮し八対七にて之を却けり。

七月十二日から挙行された、全国実専野球大会関東予選に於て群る強敵を一蹴し横浜高商と共に関東代表となり、同月十九日よりハマ球場に於て行はれた全国大会に於て、我が野球部は破竹の軍を進めて優勝戦に於て宿敵横浜高商の迫撃も何のその飽くまでも、精神力で突進する我が鉄のナインは遂に意氣と熱とを以て敵の牙城を粉碎し七対四のスコアを以て堂々全国制覇の輝く大業を成し遂げたのである。

第三回戦に於て名古屋高工を排したる東京外語と対戦し縦横なる爆撃を之に加へ、安打十二を奪ひ堂々たる実力の差を見せ十六対一を以て之を一蹴す。

関東大会最終日を飾る優勝戦は十七日午後火蓋を切つて下された、既に関東代表に選ばれた本校並に横浜高商は、堂々たる戦を演じた。当然高商を圧倒するものと思はれた本校の意外の不振は六対二を以て遂に真紅の優勝旗を逸しひて光輝ある大旗は、宮面丘の朝風に感激と栄光とに微笑夜不斷の努力を重ねて來たのであつた。こゝにその実は結

思へば臥薪嘗胆十余年夢寐に忘れず一意全国制覇へと日夜不斷の努力を重ねて來たのであつた。こゝにその実は結思へば臥薪嘗胆十余年夢寐に忘れず一意全国制覇へと日夜不斷の努力を重ねて來たのであつた。こゝにその実は結

てしまつた。然れども我が鉄の陣容は来るべき全国大会の制覇に備へて陣を敷たのであつた。

全国実専野球大会

全国の興奮の中に全国実業専門学校野球大会はハマ球場に於て十九日より開始された、本校は其の劈頭に於て仙台高工と対戦し、飽くまでも精神力を以て之を完膚無きまで撃滅し、十九対一、七回コールドゲームを以て之を軍門に下せり。

ついで第二回戦に於て関西代表関西学院高商部と相見え

た。優勝候補の呼声高き此の好敵手を迎へ意氣益々昂り我が鉄のナインは遂に其の本領とする健棒を發揮し、敵投手を猛爆し四対一のスコアを以て関学を軽く屠り去れり。

遂に目指す優勝の決戦となつた。然も我に抗するは先に

関東予選に於て苦杯を嘗めし横浜高商なり。然れども意気天を突く我が軍は高商何するものぞと打倒高商の野望を実現し、栄ある大旗を我が手中に收めむものとこゝに決戦を交へたのであつた、此の日、五回までは絶好のシーソーゲームを展開したのであつた。然れども飽く迄も精神力で突進する我がナインは六回痛打を放ち完全に高商を打ち下し四

点の差を作り之が試合を決定せしめ我が堅墨の前には高商最後の追撃も空しく、七対四遂に十余年の苦節は酬ひられこゝに初の全国制覇の大業は成し遂げられたのであつた。本校ナインは此の榮誉に泣くと共に再制覇を誓つたのであつた。尚ほ十一月上旬に行はれる神宮大会に全国実専を代表して駒を進める事となつた。此の大会に於ても必ずや校友の期待に、副ふ事であらう。「後略」

（『横専学報』第八五号、一九三九年九月二十五日）

29 耐寒行軍実施要綱（抄）

（一九四三（昭和十八）年二月九日）

耐寒行軍実施要綱

目的。耐寒ニ依リ堅忍持久ノ精神培養ヲ根本トシ心身ヲ鍛成シ行軍ニ依リ軍事的能力ヲ体得セシム。

日時。二月十一日（紀元節）午前六時半集合、点呼、編成、行軍注意、出発。

目的地。宮城前。

到着時間。二月十一日午後四時ノ予定。

経路。東横コース（丸子橋——池上洗足——五反田——白

金猿町——三田慶應前——赤羽橋——南佐久間町——

——宮城前）

距離。三十四糠（八里半）

編成。報國隊編成 第二大隊（二年）

第三大隊（一年）

別隊（身体弱キモノ）

教職員ハ第二、第三大隊ニ分属セシムルト雖モ申出

ニ依リ別隊附屬又ハ中間参加等トス。別隊ハ伊勢山皇大神

宮参拝ノコト。

宮城前奉拝儀式。宮城奉拝。

国歌二唱。

万歳三唱。

諸注意。一、服装 制服教練ズボン、巻脚絆（外套ナシ）

〔後略〕

（神奈川大学所蔵『昭和十五年度教務委員会記録簿』、

一、携帯品 校旗、自転車、ラップ、医療薬品、（団
隊）弁当、水筒、帰途旅費（個人）

◎行軍ノ注意ハ教練課ヨリ伝達。

一、靴下ハ修理シナイモノヲ用ヒルコト（靴傷防
止ノタメ）

一、弁当用意不可能ノモノニ対シテノミ食堂ニテ

用意シ前日交付ノ購入券ト引替ニ渡ス（但シ

包紙用意ノコト）

雨天ノ場合ハ中止 紀元節ノ式ハ本行事ヲ以テ之二代フ。

本行事中止ノ場合ハ十一日午後二時ヨリ第二学年、午後三

時ヨリ第一学年ノ式ヲ大講堂ニテ行フ。

附記

海洋班ノ海洋祝賀行事参列者ヲ除ク。

（但シ参列者ノ科・組・氏名ハ出席主任ニ届出ノコ

ト）

昭和十八年二月九日

横浜専門学校

30

耐寒行軍感想*

〔一九四三（昭和十八）年二月（三月）〕

行軍感想（次回ニ改善スベキ事項）

一、教職員モ生徒ノ服装ヲ考慮シオーバー著用ヲ遠慮シ
下著ヲ増シ、ゲートル著用ノコト スベテ率先範ヲ示
スコト

一、教職員ハ所属ノ隊ニ附添フコト、中隊長ハ其ノ中隊ニ
附添フコト

一、東京旧市内ニ於テハ中隊単位トシ中隊ト中隊トノ距
離ヲ相当離シ一定ニ保ツコト——理由、駆足ヲ以テ
距離ヲツメサセラレルコトハ疲労多シ

一、暑イ時ニハ中間待機場所ニ水用意ノコト
(神奈川大学所蔵『昭和十五年度教務委員会記録簿』、
一九四〇（一九四四年）)

31 横浜専門学校寄宿寮寮則(抄)

〔一九四五（昭和二十）年〕

第一章 総則

第一条 本寄宿寮は本校の教育方針に則つて寮生の自治的
規律ある協同生活に依り教育精神の具現を期する
ことをその目的とする

第二条 本寄宿寮は横浜市神奈川区六角橋町字宮面六〇二
番地に置く

第三条 本寄宿寮に寮監を置き学校長の命を受け寮生の指
導監督其の他寮の管理及事務を管掌させる

第二章 入退寮

第四条 本寄宿寮は本校第一部の新入学生中銓衡の上適当
と認めた者を入寮させることを原則とする

但し第二学年以上の者でも事情に依つては入寮又
は在寮を継続することを認めることがある

第五条 入寮希望者は別に定める書式（一号）によつて予
め寮監に願出ることとする

第六条 入寮を許可せられた者は所定の料金を直ちに本校会計課に納付し別に定める書式（二号）によつて入寮誓書を差出し指定の寮室に入るものとする

の見込のないと認めた場合は退寮させることがある

第三章 委員

第七条 入寮者は机、本箱、寝具、上履等各自持参するものとする

第十五条 寮生に左の委員を置く

第三章 委員

第八条 保証人は父兄又はこれに代るべき者で独立の生計を営む成年者でなければならぬ

委員長 一名
副委員長 二名

第九条 保証人は寮生の在寮中に於ける一切の事項についてその責に任ずるものとする

第十六条 委員長は寮生を代表し寮の規律、風紀、衛生等に関する事項について寮監を輔佐する

第十条 保証人の身分、住所等に変更のあつた場合は遅滞なく届出でねばならない

第十七条 副委員会は委員長を輔佐し委員長事故あるときは之れに代る

第十二条 在寮中の者が退寮をするときは其の事由を具して退寮願を寮監に差出し許可を得た上退寮することが出来る

第十八条 委員は東、西、南、北各寮より一名宛選出し規

第十三条 既納の料金は如何なる事由があつても一切返戻しない

第十九条 委員は必要に応じ寮監に届出て委員会を開くことが出来る

第十四条 寮生が寮規に違背したり寮生の本分に悖り改悛

第二十条 委員会で決議した事項を実行する場合は予め寮監の承認を得てなすこととする

第四章 療生心得

第二十一条 療生は第一条の目的を達するため左の療生心

得を守らねばならない

一、療内

一、療室の配当は療生の希望を参酌して療監が決める

一、療生は互ひに礼節を重んじ療内に於ては静肅を旨とし特に学習時間内では音楽その他妨害となるような行為をしないこと

一、療生で病気その他の事故ある場合は速かに療監に届出て指示を受けること

一、外来者との面会は療監に申出て原則として応接室で行ひ自室に入れたり宿泊をさせないこと

一、療室内外の整理清掃は療生各自に於て行ひ非衛生的にならぬようすること

一、療内では上履を用ひ土足のまゝ出入りをしないこと

一、喫煙は療室、食堂、娯楽室以外では慎しむこと

一、服装は不体裁にならないようにし言動は野卑に渉らな

いよう常に注意し療生の品位を失はないこと

一、濫りに他人の室に出入りしてはならない

一、金銭その他貴重品は各自に於て確實に保管し盜難等にかかるよう注意すること

一、療の建物及び備品は療監の承諾なく濫りに汚損又は移動してはならない故意又は甚しい不注意によつて毀損したときは弁償されることがある

一、療生に周知を要する事項は所定の場所に掲示するから常に注意すること

一、療期限は療監がこれを定める

二、外出

一、療生外出するときは自室の戸締りを確實にし所定の名札を掲げること

一、外出者は平日午後九時、休日は午後十時までに帰療せねばならない

三、外泊、帰省、旅行

一、外泊するときは書式四号による外泊届を予め療監に差し出すこと

一、帰省、旅行には書式三号による届書を予め療監に差し出すこと

すこと

一、帰省、旅行、外泊者が帰寮したときは遅滞なく寮監に

その旨を告げること

四、非常警備

一、寮生は火災予防については各自細心の注意を払ひ火鉢、吸殻等の始末特に外出、就寝の際は火気の取扱に注意すること

一、寮内は勿論隣接家屋等に火災を発見したときは直ちに寮監に急報して消火に努めること

一、非常警備の細則は別に定める

第五章 寮費

第二十二条 入寮費、寮費は次表の通り定める

寮室費		種別	金額	摘要	納入期
C ク	B ク	A 年額 金五百七拾五円也	金五拾円也	入寮の際	入寮時 十月
六畳室 三人	八畳室 四人	四畳半室 二人			

本校卒業生ノ海外進出ノ状況
 本校卒業生ノ海外発展ノ状況ハ逐年増加ノ傾向アリシモ近年ニ至リ著シク其ノ数ヲ増シ然モ益々激増ノ趨勢ニアリ左ニ掲タルモノハ其ノ一斑ニシテ本校ヲ通ジ就職セルモノ、ミヲ表ハシタルモノナリ 随ツテ自営又ハ各自ノ縁故ヲ以テ就職シ海外ニ進出セルモノ、数ハ左記統計ニ含マザルモノトス

食費其他の経費は寮生の自営により実費を負担するものとする

物価に変動のあつた場合は諸経費を増減することがある

〔後略〕

32 第一部定員増認可申請につき卒業生海外進出就職状況

(抄) *

(一九四一(昭和十六)年四月三十日)

〔前略〕

尚大陸南洋等ニ進出發展セルモノ、中台灣ノ諸会社又ハ内地ノ諸会社ニ就職シタルモノニシテ派遣セラレ海外ニ活躍セルモノモ相当アレド人員確実ナラザルニ依リ左記統計ニハ省略セリ

記

本科第一部高等商業科及貿易科卒業生ニシテ海外ニ就職セルモノ、一斑

昭和十六年三月末日調査ニ依ル

南滿州鐵道株式会社 満州生活必需品	岡谷商事	軍属	東映煙草公司	蒙疆聯合自治政府	中華民國政府	島田合資(海南島)	中國聯合準備銀行	華北交通	蒙疆銀行	就職先	昭和十三年度
											昭和十四年度
二	○	○	二	○	○	○	一	○	○	一	昭和十五年度
三	○	一	三	○	一	一	一	一	一	○	備考
四	五	二	五	一	二	二	三	三	二	二	

熱河開発	日滿アルミ	滿州大蔵土木	日満製粉	東洋煙草	鳥羽洋行	滿鉄生計組合	日本商事	滿州日立	滿州共立セメント	滿州林業	興農合作社	滿州國政府	滿州電信電話	昭和製鋼所	滿州重工業	大連都市交通	國際運輸	日滿倉庫	日滿鋼材	滿鉄社員組合
○	一	○	二	一	一	一	一	○	一	一	○	一	一	一	○	○	○	○	一	
一	○	一	一	二	一	一	一	一	○	一	一	○	一	一	○	一	○	○	○	
一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	二	一	一	二	

南 米 拓 殖	東 洋 拓 殖	華 中 業	滿 州 礦	南 洋 興	滿 州 製	東 亞 製	上 海 紡	東 華 紡	豐 田 紡	日 華 紡	裕 豐	上 海 製 造	華 北 電 信	大 連 汽	中 支 那 振	北 支 那 開	北 支 煙	華 北 東 亞 煙	滿 州 セ メ ン ト	滿 州 パ ル プ	滿 州 化 学
一	二	○	一	—	—	二	二	—	—	二	—	○	二	○	○	○	○	—	—	—	—
—	—	—	—	—	○	—	—	—	二	—	二	—	—	二	—	—	○	—	—	—	○
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

33 第二部定員増認可申請につき京浜工業地帯、横須賀軍
需関係就職状況(抄) *

(国立公文書館所蔵)

計	南 洋 ゴ ム	馬 来 ゴ ム 公 司	ボ ル ネ オ 護 謨	南 洋 拓 殖	興 中 公 司
四三	○	—	○	—	—
五四	—	—	—	—	—
九三	—	二	二	二	一
二五〇名中					

〔前略〕

第二部志願者増加ニ伴フ定員変更ノ必須ナル理由

近時時局ニ伴ヒ京浜沿線並ニ横須賀等ニ軍需関係其他ノ会社ノ増設又ハ施設ノ拡張ヲ見ルニ至リ一意生産ノ拡充ヲ計ラル、ヤ之ニ要スル人員ノ充実ニ伴ヒ会社当局ハ使用セル

青年ノ教育ニ力ヲ注グニ至リ且ツ各個人ニ於テモ向上研鑽ノ自覺ヲ深メ經濟的余裕ト当局ノ奨励等ト相俟チ好学ノ徒激増シタルモ夜間部ノ施設ニシテ此等ノ志願者ヲ満足セシムベキ高等専門教育機関ハ横浜市内ニ於テハ本校第二部ノミ唯一ノモノナレバ志願者激増シ到底既定ノ定員ニテハ輿望ニ添フベクモアラヌ現況ナリ

然モ第二部生徒ハ何レモ現下時局ノ産業ニ直接關係シ帝都中心ノ産業界ニ功獻^{〔ママ〕}シツ、アルモノナレバ之ガ教育ハ直チニ我ガ国策ニ反映シ國力強増ノ所以ニシテ現下喫緊ノ対策ナルコトヲ信ズ

然ルニ本校ハ設備並ニ教授力ニ余裕アルニ依リ収容数ヲ増大シ以テ時局ノ要望ニ添ハントス

今試ミニ第二部第三学年生徒ノ昼間勤務ノ情況ヲ記セバ左ノ如シ第二学年及第一学年又同様ナリ

第二部第三学年生徒就職状況

大日本生糸販売購買組合聯合会	就職先	数員
一日産自動車株式会社	就職先	数員
三	就職先	数員

横須賀市役所	鶴見区役所	横浜市役所	横浜中央電話局	横浜区裁判所検事局	日立製作所	昭和電工株式会社	神奈川県庁	平塚工業学校	双葉電機製作所	日本通運株式会社横浜支店	三立工業所	日本ビクター畜音器株式会社	横浜税關(東京税關支署モ含ム)	横須賀海軍航空技術廠	横浜税務署(横浜税務署含ム)	東洋鋼材株式会社	東京芝浦電氣株式会社芝浦支社	関東運輸株式会社	横浜生糸検査所	富士電気製造株式会社	横浜ゴム製造株式会社	神奈川県水道局	東京電灯株式会社横浜支店	横浜ゴム製造株式会社	一
一	二	二	一	一	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	

川崎合金属工業株式会社	一
自営又ハ家業ニ從事セルモノ	
一五	

計 七六 (第三学年在籍数七六名)

(国立公文書館所蔵)

34 林頼三郎『横浜専門学校新聞』再刊の辞*

(一九四六(昭和二十一)年十二月十日)

学生諸君の手によつて発刊されて居た新聞紙が、戦時中の種々の悪条件の為に一時休刊の止むなきに至つたので、何となく物足らない一種の寂しさを感じて居たのであるが、此のたび再刊の運びになつたことは寔に喜ばしい次第である。併し今日平和に帰したとは云ひ乍ら未だ聯合軍の占領下にあるのであつて平時に復した訳ではないのである。殊に資材の入手は困難であり、印刷能力が著しく不足な現状の下に於て、新聞紙を発行し之を続けて行くことは

容易ならざる困難が伴ふこと、思はれる。私は当務の諸君があらゆる困難をたへ服して、此の難事業を立派に仕遂げんことを期待する。

新聞紙の使命の重大なることは言ふ迄もないが、憲法草案——何れ近く確定して半年後には実施になることが予期せらるゝ所の——では、言論出版の自由は基本的人権として保障せられ、現行憲法のやうに立法を以てするも之を制限することを許さず、又官憲によつて従来行はれた出版物を検閲する制度をも禁止することになつた。従つて新聞紙の記事論説等に付ては従来のやうな拘束を受けることなく、公共の福祉に反せざる限り全く自由な立場に置かれることになつたのであつて、新聞紙の使命を思ふ存分に発揚することが出来るやうになつたのである。而してそれが人文の発達に社会の進化に一層大なる貢献を齎らすに至ることは言ふを待たぬところである。然し乍ら之と共に新聞紙の責任も一層重大となるのであるから、此の任に當る者は深く其の責任を自覺して其の使命を全うせねばならぬ。

学生たる諸君が今日新聞のことにつづさるのは将来の

大なる新聞人となるに付ての修業鍛練の意味をも含んで居るのであるから、現在の既成新聞に学ぶことは勿論であるが、既成の新聞紙は其の總てが必ずしも模範的のものではないことを注意せねばならぬ。例へば記事の精確さに於て論議の真剣さに於て不備立のものが尠くない。早きを競ふて真実を罔みし、事を究めずして論を輕ろくしくし、為にする所ありて説を二三にするが如きはそれである。又例へば取材の選択に於て意を用ふること足らず、取捨輕重其のそう別を誤るが如きものも亦決して尠しとせぬのである。此等は新聞人が其の責任の重大なることを解せざるによるのであつて、全く新聞の使命を毒するものである。それ故に諸君は無批判に既成新聞に模倣するが如き不見識に陥ることなく、新聞紙の使命に鑑みて最善最高のものを現出することを理想として邁進し、深き研究と獨創の工夫を凝らして輝かしき成果を挙げられんことが望ましいと思ふ。聊か所感の一端を述べて祝辭とする。

(『横浜専門学校新聞』復刊第一号、一九四六年十二月十日)

35 馬場当「無題」(抄)

〔一九四七～四八(昭和二十二～二十三)年〕

昭和廿二、三年戦後間もない私たちの時代、私たちは神大(当時はまだ横専)の学生生活の中で、先づ深く思惟することより先に、空腹を抱えて、食い物を追いかけ廻していた。ハラヤ食堂の雑炊。白楽駅裏で売っていた焼芋。……食い盛りの殆んどの学生たちは腹を充すことに一日を費やしていた。伊勢佐木町にあつた米軍キャンプにKP(皿洗い)をアルバイトとしていた学生の一人から、脂のギトギトしたソーセエヂの詰つたハンバーガーを勤務の傍ら、時々食えるんだと云う話を白楽の駅のホームで電車を待ち乍ら聞き生ツバを飲んだ記憶がある。桜木町行の電車がきて彼が乗込んで去つた時、あ、あ奴は又、今日も又、ハンバーガーが食えるのか、私は烈しい羨望を感じ、何故、無意味に学校なぞに来ているのかと自分の毎日のありようを怪んだほどだ。

白楽から六角橋に通じている道の右側は其頃のつぱりと

した焼跡で、或時サークルの小屋が掛つたことがある。あの辺りの土地は今や一平方m四、五百万すると聞くが、廿五年の歳月の転たゝな思いのほかに、何んとも云えぬひどさを感じる。

恵まれた者は別として当時、私たち学生の殆んどはト

ラックの上乗りを始め種々な肉体労働をアルバイトとしていた。肉体労働と疲労と空腹の循環の中で、「疑惑の影」、「汚名」等ヒッチコックの映画を観にゆくことなぞが私にとってはかけがえない愉しみであった。私たちはその意味で「自由」であった。〔後略〕

〔宮陵〕第一〇号、一九七三年十二月

36 繰上卒業実施に関する協議*

(一九四一(昭和十六)年九月九日)

商貿法三年生ハ一度ノ試験ノミヲ以テ評点ヲ附セラル、ニ依リ不当ノ評点トナルコトヲナルベク避ケル為適宜臨時試験、論文提出等ヲナサシメ補フコト、斯但シ臨時試験ハ授業時間中ニ教授者ニ於テ施行ス

- 1、臨時試験、論文提出ハ教授者ニ運用ヲ一任ス
- 2、講義時間ノ補充ニツキテ

教務委員生徒主事聯合協議会

日時 九月九日(火)午後三時三十分ヨリ

出席者 米田、園田、大森、藤井、山村、飯田、三浦、鹿井、松本、依田、寺尾、石井、小泉、小坂、小栗、梶村

欠席者 秋、武藤(安)、武藤(光)、正木、成瀬
協議題目 学生生徒卒業期繰上ニ関スル件

昭和十六年九月六日付発専一七七号以テ通達ニ係ル前記

ノ件ニ関シ協議ヲ行フ

一、商貿法三年ノ試験ハ十月施行ノ予定ナリシモ延期シ、

十一月下旬ヨリ十二月初旬ノ期間ニ於テ工科三年生ト
共ニ施行ス

- 1、土曜日ノ午後ノ時間ヲ授業時間ニ当ツ
- 2、平常ノ授業時間ヲ延長シ午後ノ授業時間ヲ増加セシム

3、教練科ハ前記ノ外二回位日曜日ヲ利用シ野外教練ヲ行フ
4、授業ノ詳細ハ各科打合セ教務ト協議ス

5、休講時間ヲ補講デ利用

6、英語ノ時間等ヲ検討シテ他学科ニ廻ス（江本先生ノ時

間等）

三、入学試験ニツキテ

中等学校ノ卒業期日モ繰上ヲ見ルコト、思惟サル、ニ

付 紹費生採用試験、一般入学試験ノ施行期日ニ関シ
対策ヲ練ルコト

ポスターノ期日ニツキテ一月ノ上旬中、官公立ノ試験
日ヲ避ケルコト

極力多数受ケサセルヤウ考慮ノコト

四、工学科卒業生ノ就職口ニ就キテ

優良会社ニ就職出来ルヤウ考究スルコト

五、焼夷弾ヲ購入教職員ニ実際ニ練習セシム

各種性能ノモノヲ購入ノコト

（神奈川大学所蔵『決議録其一』、一九三五（一九四一年）

国家新体制の確立を目指して全国に澎湃たる翼賛運動の一翼として此程漸く当校に於ても学園の再編成が為され、茲に横浜専門学校報国団が結成された。

之より先、去る二月十七日正午、教職員、生徒代表を大講堂に集め宮城遙か挙、国歌奉唱を行つた後林校長は別項の如き宣言を行ひ、尚之に対し生徒代表、松本前学友会総務委員長は別項の宣誓を以て答へ最後に万歳三唱、斯くて此の後直ちに米田副団長より、約一時間に亘り報国団結成迄の経過並びに組織に付て報告され、茲に目出度く報国団結成の式を終へた。

尚当日、雨天なりし為、翌十八日一、二年の全生徒に対して更めて報国団結成の次第に付報告がなされた。

報国団結成迄の経過 規則並ニ施行細則 詳細に発表さる

去る一月八日文部省に於て、所謂学校新体制に關し全国

専門学校長会議が開催され、修練組織強化に関する件として、文部省の方針が示され、従来の校友会を再組織し、一

意報国精神に基く、心身一体の修練施設としての新らしき校内団体たらしむるやう提示せられた。

而して、新団体の要点は学校長を中心とし、数職員生徒を打つて一丸とする団体たらしめ、その活動をして、一元的且、有機的たらしめんとするにあり。

而して此の団体の指導精神とするところは、自我功利の思想を排除し、報国精神に貫する校風を樹立せんとするにある。

新団体の組織に就ても、細部の点以外については、文部省の準拠案に拠るべき事を、必要とせられ、各学校共、二月中に新規則（予算を含む）を文部省に提出し、承認を経て、実施することとなつた。

本校の報国團規則起草については、十数名の委員を設け、新団体結成を要求する精神を体し、且他校団体の新規則等をも参考とし立案せられたのである。

二月十七日当日式次第

一、敬礼

二、国歌二唱

三、宮城遙拝

四、団長宣言

五、生徒団員代表誓詞

六、万歳

七、敬礼

（『横専学報』第一〇〇号、一九四一年二月二十五日）

38 横浜専門学校報国團規則*

（一九四一（昭和十六）年二月二十五日）

規則

第一章 名称及目的

第一条 本団は横浜専門学校報国團と称す

第二条 本団は国体の本義を体し教学の大道に遵ひ師弟同

行心身の修練に努め校風を振興し以て報国の誠を効さん

ことを期す

第二章 組織

第三条 本団は本校教職員及生徒を以て之を組織す

第四条 本団に左の五部を置く

一、総務部

二、鍛錬部

三、国防部

四、文化部

五、生活部

第五条 総務部は本団の事業の基本的企画、統制及経理に当り且各部に属せざる事業を管掌す

総務部に左の諸班を置く

第六条 鍛錬部は勤労作業武道及各種体育運動を通じ心身を鍛錬するを目的とし左の諸班を置く

作業班、体操班、剛健旅行班、剣道班、柔道班、弓道班、相撲班、陸上競技班、野球班、庭球班、ラグビー班、蹴球班、籠球班、排球班、卓球班、水泳班、漕艇班

第七条 国防部は国防思想の普及及国防技術の訓練を目的

とし左の諸班を置く

射撃班、馬術班、航空班、自動車班

横浜専門学校特設^{〔ママ〕}阪護団の編制は別に之を定む

第八条 文化部は学術の研究、教養の向上、情操の陶冶を目的とし左の諸班を置く

国学研究班、貿易研究班、法学班、機械学班、電気学班、工業経営研究班、理化学班、数学班、英語班、独逸語班、仏蘭西語班、西班牙語班、支那語班、東亜研究班、国際問題研究班、修養班、講演班、珠算班、書道班、音楽班、文芸班

第九条 生活部は生徒団員の生活全般の指導を目的とし左の諸班を置く

保健班、福祉班、指導班、寄宿班

第三章 役員

第十条 本団に左の役員を置く

団長 一名

副団長 一名

部長 各部一名

班長 各班一名

理事 若干名

幹事 各部班若干名

他に顧問、副部長及副班長を置く事を得

第十一条 団長は校長之に当る

副団長、部長、副部長、班長、副班長、理事は教職員中より団長之を任命し、幹事は生徒中より団長之を任命す、理事は生徒主事、各部部長及各級担任教授を以て之に充つ

第十二条 役員の職務左の如し

団長は本団を総理統裁す

副団長は団長を輔佐し団長事故ある事はその事務を代理す

顧問は団長の諮問に応ふるものとす

部長は団長の指揮を受けその部を統轄し部務を掌理す

副部長は部長を輔佐し部長事故ある時はその事務を代理す

班長は部長を輔佐し班務を掌理す

副班長は班長を輔佐し班長事故ある時はその事務を代理す
理事は総務部に直属して部長を輔佐す

幹事は各部班に所属し部長班長の指揮を受け事務に従事す

第四章 会議

第十三条 団長、副団長、部長及教職員たる役員にして団長の指名したる若干名を以て評議員会を組織す

評議員会は団長之を招集す評議員会は団長の諮問に応じ本団の規則の改廃其他重要事項を審議す

第十四条 部長及班長を以て役員会を組織す

役員会は団長之を招集す

役員会は団長の諮問に応じ各部班の予算其他諸事項を審議す

第五章 生徒団員

第十五条 生徒団員は総べて集団勤労作業及防空演習に参加し且鍛錬部又は国防部の何れかの班に加入すべし

第十六条 生徒団員は校外団体の修練施設を利用し又は会

合等に参加せんとする時は必らず団長の許可を受くべし

額とし入団金を要せず

対抗試合を行はんとする場合又同じ

第六章 会計

第十七条 本団の経費は団費寄附金其の他の収入を以て之に充つ

第十八条 団員の団費は左の如し

生徒入団の際入団金として金五円を納入するものとす生

徒団員の団費は年額は金十五円とし二期に分ちて納入するものとす

専任教職員団員は毎月一定額を納入するものとす

第十九条 本団に基本金を設く

基本金は入団金及毎年度の決算剰余金、寄附金、其の他の収入を以て之に充つ

基本金は固定資産の購入及臨時支出に充当する事を得

附則

第十八条の生徒団員の入団金及団費は昭和十六年度以降の入学者に適用す

昭和十五年度以前の入学者の団費は従来の校友会費と同

39 横浜専門学校報国団施行細則 *

(一九四一(昭和十六)年二月二十五日)

施行細則

第一条 総務部に所属すべき幹事は第三学年各組長及副組長中より団長之を任命す

総務部に幹事長を置く

第二条 鍛錬部、国防部、文化部、生活部各班に所属すべき幹事は部長及班長の推薦したる生徒中より団長之を任命す

命す

第三条 各部班に幹事輔佐を置く事を得

幹事輔佐は第一二学年生徒中より団長之を任命す

第四条 団長は第一二学年各組一名及各部班より一名の聯絡員を任命し総務部との連絡に当らしむ

第五条 各部班は毎年十二月二十日迄に次年度予算を部長を経て総務部長に提出すべきものとす

総務部長は各部班の予算を検討整理したる上二月十日迄に之を団長に提出するものとす

団長は役員会の審議を経たる上之を決裁す

（『横専学報』第一〇〇号、一九四一年二月二十五日）

40 記事「陸士行幸道路改修に 学生が汗の体験 七月十五、十六日に亘つて」

（一九三八（昭和十三）年六月二十五日）

夏期休暇前に神奈川県座間村陸軍士官学校に通ず行幸路の改修を、当番校の横浜高商校長より申し入れがあり、茲にハマ五専門による集団勤労作業が実現するに至つた。本校は一学期授業終了後の十四、十五、十六日の三日に亘つて行幸路改修の作業に従事する事に、去る十六日に行はれた教授会議に於て決定した。此の作業に動員される学生は約七百名であるが、残りの五百名は当日学校に出て来て校庭学校附近の清掃及び改装成つたグラウンドのアスレチックに従事し、何れも炎天下に汗を体験する事に決定した模様である。

（『横専学報』第七三号、一九三八年六月二十五日）

41 学徒勤労動員実施要領

（一九四四（昭和十九）年六月十一日）

去る四月廿四日、ハマ五専門学校報國團が時局の重大性に鑑み、学生は徒らに研学するのみにては足らずと、青年の体躯で報國する勤労奉仕を以て難局に対処せんと結団式が挙行されたが、爾来二ヶ月に及ぶも其の間當日各校代表者で保土ヶ谷富士瓦斯紡績内の水槽掘に従事した作業を除いて何ら見るもの無く其の存在が危ぶまれてゐたが、此の程

学徒勤労動員実施要領

一、学徒勤労動員ハ大東亜戦争現段階ニ対処シ刻下緊要ナル生産増強ヲ分担スルモノニシテ之ガ運営ノ適否ハ本

- 年度所期生産必遂ヲ左右スルモノナルコトヲ充分徹底セシムルコト
- 二、学徒ノ勤労動員ハ学徒ノ教育実践トシテ行フ勤労協力令ナル理念ニ徹シ作業場ヲシテ行学一体ノ道場タラシムルコト
- 三、学徒ノ奉公精神、教養、規律ニ依リ作業場ヲ純真且明朗ナラシムルコト
- 特ニ受入側ヲシテ学徒動員ノ勤労即教育タルノ本義ヲ理解セシメ受入体制ノ整備並学徒勤労管理ニ遺憾ナカラシムルコト
- 四、学徒動員中成ルヘク多数ノ教職員ヲシテ率先垂範陣頭指揮ニ当ラシメ以テ学徒ノ勤労協力並ニ訓育ノ徹底ニ万全ヲ期セシムルコト
- 五、学徒動員中受入側ヲシテ力メテ軍事教育其ノ他ノ時間ヲ設定セシメ学徒ノ教育鍊成ニ協力セシムルコト
- 六、学徒ノ体力健康状態等ニ細心ノ注意ヲ払ヒ特ニ工場事業場等ニ於テハ保健衛生及救護ニ関シ必要ナル施設ヲ講セシムルト共ニ環境ノ変化ニ伴フ疲労其他心身ノ状況ニ留意シ疾病事故ノ防止ニ力メシムルコト
- 七、特ニ工場事業場ニ於テハ安全教育ノ徹底ヲ期シ災害防止ニ力ムルコト
- 八、動員学徒疾病又ハ傷害ヲ被リタル場合ニ於テハ治療其ノ他必要ナル措置ヲ敏捷且懇切ニ行ハシムルコト
- 九、学徒一日ノ勤労時間ハ一般従業員ト同様ニ取扱フヲ原則トスルモ学徒ノ年令、性別及作業ノ性質等ヲ勘案シ不当ニ長時間ニ亘ラシメサルコト
- 一〇、学徒勤労ニ対スル報償ハ学徒各人ニ対スル労務ノ報酬ニ非スシテ挺身奉公ノ協同業績ニ対スルモノナルコトヲ以テ一括学校報國隊長ニ之ヲ交付セシムルコト
- 一一、学徒勤労動員ニ依リ生スル経済的負担ハ受入側ニ於テ之ヲ負担セシメ且協力ニ付必要ナル物品ハ出来得レハ現物ニヨリ之ヲ支給又ハ貸与セシムル様措置スルコト
- 一二、工場事業場ニ於ケル学徒ノ勤労管理ニ関シテハ文部、軍需、厚生等関係各省緊密ナル連繫ヲ保チ之力指導監督ニ当ルヘキヲ以テ地方庁ニ於テモ内政部及警察部其ノ他関係部課協力一致シ之ガ指導監督ニ当ラシ

ムルハ勿論軍需監理部其ノ他関係機関ト緊密ナル連繫ヲ保チ勤労管理ノ制新整備ノ指導ニ当ルコト

一三、学徒勤労動員ノ割当配置ハ決戦非常措置ニ基ク学徒動員実施要綱ニ依ル学校別学徒動員基準ニ依リ処理スベキ地方庁ニ於テ行フ中等学校以下学徒ノ工場事業場別ノ割当事務ハ勤労ヲ担当スル部局出動配属ハ概々左記事項考慮ノ上教学関係担当部局ニ於テ処理セシムルコト

イ、学徒動員ノ法的措置ニ就イテハ目下考究中ナルモ差当リ国民勤労報国協力令ニ依ルモノトシ右ニ依リ得サルモノニ関シテハ学徒ノ勤労協力ニ関スル隨時ノ通牒ノ趣旨ニ依ルコト

ロ、学徒ノ出動配属ニ当リテハ力メテ学校ノ程度種別並ニ学科、学年、性別等ニ照シ其ノ適正ヲ期スルコト特ニ中等学校低学年生徒国民学校ノ児童ノ出動ニ関シテハ当該地域ノ実情ニ即応シ適切ナル作業ヲ選定スルコト

ハ、成ルヘク通勤範囲ノ学校ヲ出動セシムヘキモ当

該地方ノ勤労需給ノ状況ニ依リ止ムヲ得サル場合ニ

ハ宿泊施設完備セルモノニ付通勤以外ノ学校ヲ出動セシメ得ルコト

二、同一学校ノ生徒ハ同一場所ニ出動配属セシメ止ムヲ得ス分割配属ヲ要スル場合ニ於テモ学年、学級ヲ単位トスルコト

一四、地方ノ需給ノ情況ニ依リ当該都道府県内ノ学徒ノミ

ヲ以テ出動配属困難ナル場合、交通機関ノ関係上他道府県内ノ学徒ヲ出動セシムルヲ可ト認メタル場合又ハ動員ノ程度他地方ト甚シク差異アリト認ムル場合ニ於テハ地方長官ハ当該都道府県ノ属スル地方行政協議会ニ之カ調整ヲ申出ツルコト地方行政協議会ノ所管地域外ノ地域ト調整ヲ必要トスル場合其ノ他特ニ必要アリト認ムル場合ニ於テハ地方行政協議会長ハ之ガ調整ヲ文部省ニ申出ツルコト

一五、出動期間中ト雖モ地方長官学徒動員ノ継続ヲ不必要ト認ムル場合又ハ其ノ運営不適當ト認ムル場合ハ受入側所管官庁ト協議ノ上出動命令ヲ停止スルコトト

シ且其ノ旨文部省及厚生省ニ報告スルコト

以上。

ルコト

(神奈川大学所蔵『会議録綴其二』、一九四一～一九四五)

3、事前ニ係員ヲ派遣シ教職員ト協力シ出動スヘキ学徒ニ
対シ所要ノ予備知識ヲ与フルコト尚要スレハ予備訓練
ヲ実施スルコト

42 工場事業場等学徒勤労動員受入側措置要綱抜粋

(一九四四(昭和十九)年六月十一日)

4、学校動員受入専任担当者、作業指導者、同補助者其ノ
他ノ係員ヲ選任スルコト

5、一般従業員及作業指導者等ニ対シ予メ学校報国隊協力
ノ趣旨ヲ周知徹底セシメ其ノ取扱処遇ニ遺憾ナキヲ期
スルト共ニ苟モ学徒ノ勤労ニ挺身セントスル至誠ノ情

□協力申請(請求)ハ真ニ必要ナル最少限度トシ且予メ配
置スヘキ作業ニ関シテ詳細ナル具体計画ヲ作成シ置クコ
ト

□冷却セシメ又ハ学徒ノ教育訓練ニ悪影響ヲ及ホスカ
如キコト絶対ナカラシムルコト

□隊員ノ身分取扱

1、学校報国隊ノ動員決定シタルトキハ直ニ学校當局ト緊
密ニ事前連絡ヲ行フコト(作業内容、勤労時間、食事
給与其他勤労条件、宿舎ノ状況、保健施設等医療ニ
関スル設備、其ノ他必要ナル事項)

1、将来ノ就職ト睨ミ合セ分散シテ配置セラレタル者ハ職
員ニ準シテ待遇スルコト

1、学校報国隊ノ動員決定シタルトキハ直ニ学校當局ト緊
密ニ事前連絡ヲ行フコト(作業内容、勤労時間、食事
給其他勤労条件、宿舎ノ状況、保健施設等医療ニ
関スル設備、其ノ他必要ナル事項)

2、学校教職員ハ幹部職員ニ準スル等相当ノ待遇ヲ為スコト
ムル様措置スルコト此ノ場合被保険者ノ負担スヘキ保
険料ハ受入側ニ於テ便宜支払フコト

□教育訓練ニ対スル協力

学徒ノ体力、健康状態、熟練度等ヲ考慮シ状況ニ依リ

勤務ノ種類及場所ヲ変更スルコト

1、受入側ハ勤務時間中軍事教育、教授、訓育等ノ為一週

六時間ヲ原則トスル時間ヲ設クルコト尚作業休憩時間、休日等アラユル時間ヲ活用スルモノトシ之ニ協力

スルコト作業ノ情況ニ応シ前項ノ時間ハ適宜集約又ハ分散的ニ実施シ得ル様措置シ得ルコト

□勤労協力ニ関スル指導監督

学徒ノ出欠、勤怠、志氣ノ昂揚其ノ他勤労協力ニ関スル精神指導並ニ身分上ノ監督ハ派遣責任教職員之ヲ行フモノトシ受入側ハ緊密ニ之ト連繫スルコト

学徒ノ作業上ノ指導並ニ就業時間、休憩、休日、危害防止等ニ關スル勤労管理上ノ指導監督ハ予メ派遣専任教職員ト協議ノ上受入側ニ於テ定ムル作業指導担当者之ヲ行フコト

□勤務

同一学校報国隊ノ隊員ハ成ルヘク集団シテ同一作業場所ニ於テ作業セシムル様措置シ止ムヲ得ス作業場所ヲ分

ツ場合ニハ之ニ応スル部班組織ニ依リ勤務セシムルコト

七、災害ノ防止、疾病ノ予防並ニ災害疾病ノ措置

1、災害防止設備ヲ完全ナラシメ設備不完全ナルカ又ハ有害有毒ナル場所ニ於テ作業セシメサルコト

- 2、学徒ノ保健、衛生救護ニ関シ必要ナル施設ヲ整備スル
ト共ニ常ニ学徒ノ疲労其ノ他心身ノ状況ニ留意シ疾病
事故ノ防止ニ力ムルコト
- 3、死亡、負傷、疾病等ノ事故ニ対シテハ受入側ニ於テ工
場法、労働者災害扶助法等ニ定ムル扶助ヲ為スコト
死亡ノ場合ノ弔慰金ハ（業務外三〇〇円、業務上
五〇〇円）
前二項ノ扶助等ヲ為ス場合ハ弔慰、治療、感謝其ノ他
懇切且精神的ナル配慮ヲ加フルコト
- 4、隊員ノ死亡其ノ他重大ナル事故ハ直ニ学校、監督官庁
及父兄ニ成ルヘク詳細ニ報告スルコト
八、宿泊其ノ他ノ設備
- 1、学徒ニ対スル宿泊時ノ生活訓練ハ派遣責任教職員之ニ
当ルコトトシ受入側ハ之ニ協力スルコト
2、宿泊中ハ特ニ保健、衛生、風紀等ニ付万遺憾ナキ様措
置スルコト
- 九、食事其ノ他ノ給与
1、食糧等ハ一般従業員ト概不同様ニ給与致サルヘキモ詳
細ハ農商省ヨリ追テ指示アルヘキニ付右ニ依ルコト
- 2、協力ニ付必要ナル作業用品類（作業衣、作業帽、地下
足袋、手袋等）出来得レハ現物支給又ハ貸与トシ且一
般従業員ト同様ニスルコト
- 3、報償ハ基本報償及特別報償ノ二種トスルコト
4、基本報償算定基準 専門学校一人当リ月額六〇円
(中途ノ出動、退去ハ日割)
5、特別報償ハ受入側一般従業員ニ対シ残業手当、深夜就業手当、賞与又ハ臨時ノ給与ヲ支給スル例ニ依リ之ヲ
納付スルコト
尚協力終了ノ際ハ勤労ノ状況、勤労期間ニ応シ一般従業員ニ準スル額ヲ納付スルコト
6、特別報償算定基準
残業一人一時間ニ付基本報償月額ノ二百分ノ一
深夜就業一人一回一円
賞与又ハ臨時給与 一般従業員支給ノ例ニ依リ算出し
タル額
協力終了ノ際 一人ニ付基本報償月額ノ三分ノ一

7、受入側ハ毎月一定期日ニ基本及特別報償ノ別ニ依リ明

細書ヲ附シ一括学校報国隊長ニ納付スルコト

□実費弁償

1、交通費ハ受入側ニ於テ負担シ成ルヘク隊員ニ定期券ヲ

購入シ交付スルコト

2、隊員ノ父母ノ死亡（危篤ノ場合ヲ含ム）ノ際ニ於ケル

隊員帰省ノ場合ハ往復旅費ヲ支給シ隊員ノ危篤又ハ死

亡ノ際ニ於ケル家族ノ出頭ノ場合ハ家族二人ヲ限り往

復旅費及必要ナル滞在期間中ノ滞在費ヲ受入側ニ於テ

支給スルコト

□其他

1、隊員ノ養護特ニ疾病傷痍等ニ対スル措置ニ付テハ派遣

責任教職員ノ指示ニ従ヒ周到ナル措置ヲ講スルコト

2、学校ニ於テ勤労協力出動ニ当リ身体検査ヲ実施スル場
合ハ成ルヘク受入側ヨリ医員等ヲ派遣シ協力スルコト

尚勤労協力期間中モ学校側ト一体トナリ定期ニ結核ニ

ノ一体的取扱ノ適正ヲ期スルコト

3、身体検査ノ経費ハ受入側ニ於テ負担スルコト

4、派遣責任教職員ノ交通費、旅費其ノ他必要ナル経費ハ

別途指示ニ従ヒ受入側ニ於テ負担シ別途支弁スルコト

以上

（神奈川大学所蔵『会議録綴其二』、一九四二—一九四五五年）

43 昭和十九年度出動及授業情況一覽

（一九四五（昭和二十）年三月十七日）

二機	二法	二貿	二商	年学科	会社名	出動	出動	授業情況	登校及 出張授業科目
外四会社	全	全	日本鋼管		月日	月日			
五月十三日	全	全	六六月						
三十二日	全	全	五十二日	普通					
五回	四回	四回	五四回	登校					
十六回	十二回	九回	十二回	出張					
積分	材料力学、微	刑法各論、物權二部、債權各論	会社法、	經濟統制、原価計算、金融論、英語					

44 青砥進「日本鋼管での勤労動員」

〔1944～45(昭和19～20)年〕

電二	明電舎外 五会社	全	全	四回	十六回	交流理論、微積分
工二	東芝通信	六月十八日	六十日	111回	十五回	生産管理、材料力学、簿記
経二	芝浦共同	九月十八日	九十八日	十四回		民法、英語、経済学、簿記及会計、商業数学
一	東川崎工場	全	全	十四回		英語、支語、簿記、経済学、経済地理
法一	航空化学	十一月二十八日	一五五日			
機一	日本製鋼 日本鍛鋼	二九年一月二五日	一七八日			
電一		一一一回日				
一経工備考	登校授業日ハ必ず教練ヲ課ス					

勤労動員先は、日本鋼管鶴見造船所だった。半世紀以上の歳月が流れ、記憶は切れぎれの浮雲に似てつながらない。

皆空腹を抱え、目ばかりギラづいていた。当時私は食品店の一人息子の住みこみの家庭教師で、売る物のない店頭に何か配給がある時丈、長い行列が出来ていた。配給制度の余録か、主人の姪の詰めて呉れる私の弁当は、学友と分け合う程だった。

タガネ使いで親指も叩いたが、習得した事は大切に思っている。使役中の白人捕虜はモク捨に余念ない。煙草一本で心の通い合う事もあった。

溶鉱炉から噴流する長い鉄の赤い帶、又私の班は、海防艦の試運転で相模湾を巡航した事など印象深い。進水式を終え艦装甲だが、主目的は爆雷の発射試験で、艦底の機関室でウエスを握り蟻の様に蠢いていると、その海中での爆破音は、ニブイが腹にズシンと来る。「波動でも潜水艦の

計器を狂わすとか？」

戦場では士官、水兵の別ない一艦の命運を思う。程なく

私達は学徒兵として戦場へ赴く。不思議に生き永らえて70

余才、当人できえ風化する戦争、ましてや、だから人類は

或る周期で同じ過ちを繰り返すのだろうか………

（『神奈川大学70年のあゆみ』学校法人神奈川大学、1998年）

【横浜電話】仇敵米英を我らの翼もて撃滅せんと、学園から決戦の荒鷺を志願する学徒の応募者が日毎に激増しつゝある折、七月十七日に締切る海鷺を目指し、商科工科の別なく卒業生の殆ど大部分が競つて願書を提出した学校がある。横浜専門学校（神奈川区六角橋校長林頼三郎博士）がそれで、故山本元帥の英魂に続け、アツツ島の忠靈に応へよとあの日誓つた国民の決意は決戦の学園から巣立つ学徒たちの胸奥にも深く秘められ、今度の志願となつたもの、話は先週初めに遡る。

同校庶務課に卒業見込証明書の下付を願出る学生が余り多いので、事情を調べると来月十七日締切る海鷺志願のためで、しかもその志願者は一寸航空とは縁の遠い商科や工業経営科生も多く、本年九月卒業の商科二三九名の殆ど、工業経営科四七名、機械科一一七名、電気科八八名のこれまた大部分が海軍予備学生飛行操縦生、整備兵、

45 記事「全卒業生が海鷺へ 横専校に沸る空への決意」

（一九四一）（昭和十八）年六月十九日）

海軍一年現役技術見習官、陸軍技術部見習士官といづれも航空関係を目指してゐることが判つた。

大空へ！とこれほどまでに学園の情熱を揺すぶつた理由はもちろん『あの日の誓ひ』をこの決意に示したのであるが、その陰には又次のやうな理由がある。

昨年九月同校工業經營科を卒業いま○○部隊爆撃機操縦候補生見習士官として活躍してゐる大森利正君が在校当時から羽田で訓練を受け、当時から幾回となく空から母校を訪問、或るときは校庭の上空に低空飛行を敢行、全学生に強く空への関心を煽つてゐた。同君卒業後機械科三年田中政孝君（名古屋市出身）が報国団航空班主将として七十二名の班員を指導してゐるが、田中君は更に羽田飛行訓練所学生隊整備助教としてこの間入隊した学生鳥人たちの手をとつて技術を教へてゐるし、班員の工業経営科三年青山巖君（二二二）貿易科三年長谷川栄三君（二二二）もまた羽田訓練所学生長として活躍、商科二年稻葉勲君（二二二）はすでに陸軍操縦技術候補生として中練の単独飛行、特殊飛行も許されてゐるといふ腕前

かうした班員の活躍が自然全校学生にいつとはなしに
“俺たちの死に場所は空だ” “ヤンキー大学生の飛行機
を一機でも多く叩き潰してやる”といふ気風が植ゑつけ
られてゐたのだ。

（朝日新聞）、一九四三年六月十九日）

46 米田吉盛徵集猶予停止に関する訓示実施*

（一九四三（昭和十八）年九月二十五日）

〔印〕
九月二十五日 土 晴

宿直 高峯竹雄〔印〕
〔高峯〕

一、第二部授業アリ、終了後火氣ニ付授業教室ヲ巡回ス

一、書留一（教官宛）

速達四

一、米田副校長ヨリ午后七時ヨリ第二部生徒全員二対シ微

兵猶予停止ニ付訓示ス

（神奈川大学所蔵『昭和十八年度 日誌 第一部』、一九四三年）

47 米田吉盛による徵集猶予停止に伴う教員への要望*

(一九四三(昭和十八)年十月六日)

教授会

日時 昭和十八年十月六日 自午后二時半

至 ツ 五時半

出席者 田中安教授ヲ除ク全専任教員、梶村、石井、小坂、

大野、高峯

議題及協議経過

一、再試験者ノ及落ノ決定

第一部再試験者十名ハ全部及第、第二部高等商業科

□及□ハ何レモ受験セザル課目アルヲ以テ落

第、全科矢後守正及山崎茂ハ及第セシムルコト(一覧表

添付)

一、追試験者ノ及落ノ決定

草薙、鹿井教授等ヨリ試験実施ニ反対ノ意見、及若シ試

第一部十五名第二部五名ハ何レモ及第セシム(一覧表添
付)尚明年度ニ於テ上級学校進学ノ為追試験ヲ受クル者
ノ試験ヲ減点スペキヤ否ヤノ原則ヲ確定スルコトニ決定
一、学校防空指針ニ関スル件

長谷川教授ヨリ学校防空指針ニ關シ其ノ沿革、内容ニ付
詳細ナル説明アリ、質疑ヲ行ヒタル后梶村部長ヨリ教職
員担当部署ノ発表アリ、次デ左記事項ヲ実施スルコトニ
申合セタリ

(一)学籍簿及考課調書等ハ複本ヲ作成シ置クコト(長谷川
教授提議)

(二)教職員担当部署及目下文部省ニ提出ノ為長谷川教授起

案中ノ防空計画ハ之ヲ印刷ノ上配布スルコト

(三)防空教育ヲ準正課トシ特ニ新入生ニ対シテハ徹底セル

教育ヲ施スコト(長谷川教授提議)

一、十二月一日入営スベキ文科系生徒ニ対シ後期試験ヲ施
行ノ有無ニ関スル件

学生ノ動搖ヲ防止スル為右学校ノ方針ヲ七日掲示スルコ

ト、ス

48 横浜専門学校学徒出陣壮行会実施*

(一九四三(昭和十八)年十一月十一日)

一、米田理事ヨリノ教授ニ対スル要望

文科系生徒ノ徵兵猶予停止ニ伴ヒ工科教授ノ責任ハ益重大トナレルヲ以テ大イニ其ノ職ニ奮励シ懶怠ニ依ル落第生ヲ一人モ無カラシムル如ク心懸ケ且ツ病気欠席届添付ノ診断書ニ閲シテハ其ノ真偽ヲ確ムベキ旨、給費生ノ試験及受験者激増ヲ予想セラル、明年度入学試験ニ当リテハ東京ニ於テ本年請託ヲ受ケタル教員ニシテ警視庁ニ拘禁セラレタル者多数ニ上ル実状ニ在リ当校教授ハ其ノ点特ニ相互ニ連絡厳戒スベキ旨及文科教授ハ今后ト雖モ家族主義ニ依リ抱擁シ行クヲ以テ安ンジテ勤務スベキ旨要請スルトコロアリ

一、入營者中心ノ卒業記念ノ意味ノアルバム作成ノ件

飯田教授ヨリ生徒ヨリ本件許可方ノ申出アリタル旨報告アリ、アルバムトセズ多数ニテ撮写ノ写真帖程度ノモノノ作成ヲ許可スルコトニ決定

(神奈川大学所蔵『昭和十五年度教務委員会記録簿』、

一九四〇(一九四四年)

教授会

一、日時 昭和十八年十一月十一日(木)午後二時四十分

一、出席者 米田、飯田、小野、大森、荻山、峨洋、海江田、菊原、草薙、月花、斎藤、佐藤、鹿井、園田、田中(安)、高橋、沼上、長谷川、藤井、藤島、藤沢、松村、溝口、三浦、村田、武藤(光)、山村、和田、正木、成瀬、梶村、石井、小坂、高峯、武内、大西、辻

一、欠席者 桂田、黒田、国分、田中(長)、寺尾、長尾、久武、松本

一、審議事項

(1)工経ノ件

入營延期ニ内定、近日中ニ正式告示サル筈

(2)定員変更等ニ関スル件

本校創立ノ主旨ニ基キ文科系ヲ廃スルコトナク工科系ト兩立関連セシメ時局下緊急ナル要員教育ニ邁進スル旨米

田先生ヨリ伝達ス

右主旨ニヨリ左記学校臨時措置案ヲ當局へ提出ス

一部 文科系定員 一五〇名減

二部 文科系定員 一八〇名減

二部 工科系 〃 二〇〇名増

工科系 〃 二五〇 増

専任教授ノ減員ハ行ハズ余力時間アラバ修練其他ニ充

当ノコト

(3) 給費生其他入試ニ関スル件

生徒採用ニ関シテハ時局ニ鑑ミ予備士官学校タルノ心組

ニテ体力、智力、人物共皇軍ノ士官タルニ適スルモノヲ

選抜スルコト。

時局ニ鑑ミ入試改善ノ要アリ、左記改善委員ヲ任命研究

セシムルコト、ス。

入学試験改善委員

飯田、草薙、鹿井、園田、田中(安)、高橋、長尾、沼上、

長谷川、久武、藤井、藤沢、武藤(安)、武藤(光)、山村、

梶村、小坂、武内

(4) 臨時試験ノ件

一部、二部共左記期間ニ施行ノコト

自十一月十五日(月)至 〃十九日(金)

(5) 壮行会ノ件

十一月十九日午後一時ヨリ出陣学徒壮行会ヲ開催ノコト

(6) 防空基礎訓練ノ件

基本訓練及綜合訓練ノ強化、並ニ来ル十四日(日曜)

長谷川教授指導ノ下ニ幹部生徒ノ基本訓練ヲ行フ。

(7) 勤労作業ノ件

十一月二十日ヨリ三十日マデ県下各工場ニ出動、詳細ハ

追而掲示ノコト

作業引率者ノ行動ニ改善ノ要アリ、各自自戒ノコト。

(8) 行事ニ関スル件

左記予定ス

自十一月十二日

至 〃十五日 商一野外演習

至 〃十九日 臨時試験

十一月十九日(午後一時)出陣学徒壮行会

十一月二十一日、四日 給費生入試(名古屋、広島)

十一月二十六日、七日 ハ (京都、福岡)

(9)十五週年記念図書基金ニ関スル件

本年度九月各科卒業生ヨリ各五円宛寄附ニヨリ記念文庫ヲ設立スルコトニ決定。適當ナル図書購入ニ付キ打合セ

(10)生徒主事報告

勤労作業ノ本旨ヲ体シ苟クモ作業先ノ迷惑ヲ來スガ如キ

行為無キヤウ指導教育スルコム。

□諭示退学ノ件

以上

(神奈川大学所蔵『会議録綴其1』、一九四一～一九四五)

9月に行われた学校での繰り上げ卒業式はそのまま壮行会となつた。私は林頼三郎校長より「校旗をもつて10月21日に明治神宮外苑で挙行される出陣学徒壮行会に参加せよ」との訓示を受けた。校旗は前日の夕方、校長室で大勢の教授が見守るなか林校長から直接手渡された。

壮行会の行われる神宮外苑の集合時刻が午前8時であつたので私は学校に泊まりこんで校旗とともに朝を迎えた。

21日は前日からの雨も止まず、小雨の降るなかを制帽、

49 川久保和男「志半ばペンを銃にかえ学徒出陣」

[1943(昭和18)年]

制服にゲートルを巻き、銃を肩に夜明け前に校旗を先頭に校門を出た。

鶴見から六郷川を渡るころによく夜が明け、品川を経て外苑の競技場に着いた。

東條首相や岡野文相の訓示のあと、軍楽隊の演奏する行進曲にあわせて一都三県77校から集まつた学徒の分列行進が始まった。

私は八列縱隊の本校学徒の先頭にたつて校旗を捧持して雨水をものともせず行進した。

見送りの人で埋め尽くされたスタンドからは「紅の血は燃ゆる」の大合唱が始まった。

別れを惜しんで懸命に白いハンカチを振る女子学生の姿が今でも脳裏に焼きついている。

分列行進のあとは、市中を行進して宮城前で万歳三唱をして解散となつた。学徒はずぶ濡れのまま歩いて帰り夕方学校に着いた。

その後、11月のはじめに徵兵検査を受けたあと12月1日に入隊し、幹部候補生として仙台の陸軍航空士官学校で任

官した。19年12月に航空兵でありながら日本最後の船団40余隻で南方に派遣された。船団は台湾やフィリッピン沖で殆ど撃沈されたが、最後の1隻で仏印のサイゴンに上陸して加藤隼戦闘隊に配属された。

九死に一生を得て私は21年の春に復員した。今まで生きのびてきた感慨と、学業半ばにして散つた多くの戦友のために壮行会から50年になる平成5年に菩提寺に観音像を建立してひたすら冥福を祈つている毎日である。

将たりしこと罪のごと敗戦日

終戦日 銃より重き 草刈機

平成4年刊 句集『梅の里』より

(『神奈川大学80年のあゆみ』学校法人神奈川大学、2009年)

50 横浜専門学校生の日記に見る本土初空襲の記録*

(1942(昭和17)年4月18日)

4/18 土曜日 晴

家で朝寝のくせがついた性かねむくて足まらない。やつと床を離れて、準備だ。朝の電車も相変わらず混雑だ。実際田舎の生活が夢の様に思はれる。人生の競争と云ふ事は、都会生活者には、毎日現実に、外見している様なものだ。

今日は自分として一生忘れられぬ日だ。

午後の時半、校門の処で友人と話中、突如空襲警報だ。驚いて芝生から立ち上った瞬間爆音がすると思ふ間もなく、16番講堂の空に、電柱すれすれに米国の星印を胴体につけた、双発中翼の軽爆が飛来した。その場にいたものは、唯、目を見張つて、中に敵機だ敵機だと叫ぶものあり、一同丘まで敵機の後を追かけ、遠く去る敵機をぼう然と見送つた。全くの一瞬時だ。機関銃が二門前方を二門は上方を向け、自分は搭乗者二名まで確認した。よく機銃掃射をしなかつたものだと、語り合つている内、ものの五分も経た

ずして、川崎方面から二機二方に分散して飛来。高射砲は

うなる。然し命中しない。その内、機影を没した。吾々は、

友軍飛行機の未だ現はれないをしきりに気にした。川崎方

面から六条の黒煙、どうも爆撃されたらしい。敵乍らこしやくなと思へども、あつぱれな超低空飛行だ。之れでは高射砲陣地も始末が悪い。すると又三機分散して、現はれた。一機は、東京方面へ、一機は、横浜上空、一機は、横須賀方面だ高射砲の弾幕の中をいいうたる操縦で飛来。その時、やつと我軍の練習機らしき、赤く塗つた飛行機が六機編隊で飛来。スピードの点で問題にならず。二分位の後南方に機影は見えなくなった。学校の側の高射砲陣地からも、最後の一機、東京方面より迂回せし奴に見舞つていたが命中しない。その破片が校庭に落ちて來た。吾々は直ちに特別警備隊を組織して警戒した。夕闇は次第に迫つて空襲警報は解除警戒管制下の中に夜を迎へた。

今日の空襲で始めて米国の星印を目撃し、高射砲の弾幕を見たが、少しも敵機に対し恐怖を感じなかつた。機銃掃射を一応心配したものの、かへつて、敵機見たさの好奇

心も手伝つて屋外に居たが眞の防空精神は之れ位の空襲に

びくともするものでない。吾々は流言を厳重に注意し、誇

らしげに語らない事だ。

実は内心空中戦を望んだが吾軍の飛行機の飛来の如何に
おそかつた事か。敵機の全々去つた上空に戦闘機の編隊を見たが、然しそれを見て、安心した事は確かである。高射砲の命中と云ふ事も相当考へさせられた。矢張飛行機には、飛行機をもつて対抗せねばならぬ。

然し例へ今日の高射砲が命中しなかつたとは云へ、我々の軍を信頼する気持は少しも変らない。憶測は嚴につゝしまなければならぬ。ラジオの報道は、敵機九機を擊退したことの事無きずで帰さなかつた事は喜ばしい。今日の経験は誠に貴重なものであつた。でも敵機の奇襲成功は如何とも認めぬわけにはいかぬ。

(神奈川大学所蔵『北村久吉日記』、1942年)

51 空襲警報等発令に鑑みての授業方針 *

(一九四五(昭和二十一)年四月二十五日)

連絡会議

一、日時 四月二十五日午前九時より

11、出席者 飯田、桂田、木下、草薙、黒田、鹿井、清水、長嶺、西垣、松本、溝口、梶村

111、欠席者 大森、荻山、斎藤、園田(授業)、田中(賜暇)

高橋、長谷川、坪井、藤澤、藤島(疎開)、福村(疎開)、松村、三浦、村田(疎開)、武藤(授業)、山村、正木、成瀬、高野、石井金、小坂

議事

1、教職員ノ厚生施設並罹災者救助施設ノ件

家財道具ノ疎開斡旋、食料補給耕作地、及戦傷保險加入等ニ関シ要望アリ

「既存ノ報国団ノ規制ヲ改革シ積極的活動ニ努ムルコト」

11、警戒警報及空襲警報発令下ニ於ケル授業ニ就テ

(イ)授業開始前発令アリタル場合

- 1、午前六時迄二解除セラレタル場合：平常通り
- 2、タ 八時タ ト：午前十時ヨリ
- 3、タ 十一時タ ト：午后十二時三十分ヨリ
- 故ニ当日授業アル関係教授ハ出校セラレタシ
- (口)授業中警報発令セラレタル場合
- 1、従来ノ危険伝達方法ノ太鼓乱打ヲ廃止左記ノ通り
改ム直チニ組長又ハ副組長ヲ教務課ニ連絡ニ派遣
ヲ願ヒ指示スルコト、ス
- 2、太鼓ノ乱打ハ待避ノ合図ニ改メタルニ付何分ノ指
示アル迄ハ生徒ハ左ニ依リ待機セシメ置レタシ
- a、特設防護団員ハ事務所前ニ直チニ集合セシメ部
所ニツカシムルコト
- b、一般生ハ近キ者ハ帰校、遠キ者ハ滞留待避セシ
ムル方針ナルモ一応其仮教室ニ待機セシメ置カ
レタシ
- 3、前夜及午前中ニ警報発令セラレタル場合ハ当日担
任授業ナキ教授ト雖モ出来得ル限り登校待機セラ
レタシ

三、組主任及委員

1、組主任

(イ)電気科

二年 A 組 鹿井教授 三年 A 組 木下教授

タ B 組 タ C 組 長嶺教授 タ B 組 タ C 組

(ロ)機械科

二年 A 組 溝口教授 三年 A 組 高橋教授

タ B 組 山村教授 タ C 組 松本教授

(ハ)工業経営科

二年 A 組 松村教授 三年 A 組 黒田教授

タ B 組 西垣教授 タ B 組 タ

(二)法学科

二年 萩山教授 三年 村田教授

(ホ)東亜科

二年 斎藤教授 三年 A 組 長谷川教授

レタシ

〃B組 〃

(神奈川大学所蔵『昭和二十年度以降会議録』、一九四五—一九四七年)

(八) 経済科

二年 A組 桂田教授 三年 A組 武藤教授

〃B組 〃 〃B組 〃

〃C組 〃

四月二十九日発表ノ予定

52 蒔田寿「横浜大空襲のころ」

〔一九四四（昭和十九）年〕

四、一学年生ノ授業開始ノ件

五月十五日ヨリ開始ノ予定ニテ準備中ナルニ付各科々

長ニ於テハ授業科目ヲ内定シ置カレタシ

五、特別幹部候補生志願ノ件

人物成績ヲ考慮ノ上四月末迄ニ生徒課へ通報願ヒタシ

六、試験未了ノ入営入隊者進級取扱ノ件

七月以前ノ入営入隊者：原級

十月以降ノ 〃 〃 進級

七、天長節奉祝式ノ件

四月二十九日午後一時ヨリ中庭ニ於テ拳式ノコト

雨天ノ場合ハ半數程度ヲ代表トシテ第十六教室ニ於テ行フ

私が本学の前身、母校の横浜専門学校事務局へ招かれたのは、昭和十九年一月で、大東亜戦争の戦局は、次第に苛烈となり、学生の軍需産業動員も日増しにふえていったころである。最初は、入学試験願書の受付業務をやらされたが全国でも当時、かず少ない工科をもつ高専として人気を集め、工科には徴兵猶予の特典もあって、入学競争率は十倍を越す科も出たほどであった。当時、私は東京の蒲田から東横線で通勤していたが、毎日仕事に忙殺されて、午後十一時の終電車に間にあうのがやっとで、当時の流行言葉ではないが、『月火水木金』の生活の明け暮れであった。

四月から教務課に移り、動員学徒のための登校授業の時

間割編成が主な仕事となつた。教務部長は今は亡き園田実教授、教務課長は桂田利吉教授、ほかに英語の村田教授と現在創価大学教授の武内氏がおられた。桂田先生はその後、法政大学教授を経て、五十二年まで実践女子大学長をしておられたと聞いている。

空襲の危機が迫ってきたので、休講になると学生たちは、現在の九号館の土手からグラウンドに抜ける横穴防空壕掘りにかり出された。三五〇名を収容できる大きな壕で、その後の空襲には格好の避難場所となつた。卒業生で海軍予備学生や陸軍操縦見習士官になつたものも少なくなく、任地へ赴く前に母校に立ち寄る姿を見かけたものである。教練のほかに教練修練という科目が新設され、また富士裾野へ二泊の野外演習も行われ、高専は予備士官学校化の趣があつた。

十九年十月ごろから本土の都市爆撃が開始され、二十年三月の東京本所、深川地区の大空襲を皮切りに四月には横浜も夜間爆撃があり、当時では一番新しい工科の教室が焼夷弾により全焼したほか、武道場も焼失した。軍の糧まつ

を保管していたらしく武道場あとは焼けこげたおびただしい米が重なり、食糧事情の悪い時でもあつて強い印象として残つている。同窓会理事長の藤沢袈裟利氏が教員として第一消防班長、私は事務職員として第二消防班長をつとめ、消火作業に従事したが、南から燃えてきた火炎はどうすることもできず、製図室から製図板を外へ投げ出すのがやつとであった。学籍簿は木箱に入れて地下壕に入れていたので空襲からまぬがれたのは幸いであつた。工科の教室前的小グラウンドは碁盤の目のように焼夷弾がつきささり、消防作業前に退避していた防空壕にも、二発の焼夷弾を受けおり、ゾツとしたものである。

四月に自宅が空襲で焼失したので現在の十一号館のところにあつた寄宿寮の一室に移つてきた。そのころは昼間でも空襲警報が鳴り、グラマン機が校舎の上を飛びかつているのを目撃したものであつた。また夜間空襲の際、川崎方面から火を吹いて飛行していたB29一機が、頭上で落下、主翼、胴体は搜真女学校前の空地に、尾翼が寄宿寮わきの桜の木に横たわつていた。

五月二十九日朝、授業開始の太鼓が鳴り終わって、しばらくすると空襲警報のサイレンが鳴りひびき、まもなく五月の青い空に銀翼がキラリと光り、西の方からB29の大群が飛来してくるのが眼にうつった。通用門わきの露天の防空壕に配属将校の正木大佐、高野中尉、壇上少尉らと退避していたが、見あげると十三機編隊のB29から焼夷弾や焼夷爆弾が落下、校門わきのけに当たって地響きをたてていた。六〇〇機を越すB29のじゅうたん爆撃は身動きができず、一時間ほど不安な気持で過ごしたのが今でもさまざまとよみがえつてくる。近くの搜真女学校のチャペルが燃え落ち、斎藤分小学校も焼失、黒煙で市中は、夜のように暗くなつた。

空襲が終ると搜真女学校近くの麦畑の横穴防空壕が焼夷弾で入口をふさがれ、母子が閉じこめられているという報せがあつたので、学生数名を連れて救出におもむいた。埋まつた壕から母親と二人の幼児を外へ運び、懸命に人工呼吸を施したが、そのかいもなく亡くなつてしまつた。その日、六角橋から東神奈川、反町とまわつてみたが、東白

らくすると空襲警報のサイレンが鳴りひびき、まもなく五月の青い空に銀翼がキラリと光り、西の方からB29の大群が飛来してくるのが眼にうつった。通用門わきの露天の防空壕に配属将校の正木大佐、高野中尉、壇上少尉らと退避していたが、見あげると十三機編隊のB29から焼夷弾や焼夷爆弾が落下、校門わきのけに当たって地響きをたてていた。六〇〇機を越すB29のじゅうたん爆撃は身動きができず、一時間ほど不安な気持で過ごしたのが今でもさまざまとよみがえつてくる。近くの搜真女学校のチャペルが燃え落ち、斎藤分小学校も焼失、黒煙で市中は、夜のように暗くなつた。

先日、同窓会に招かれて、当時在学していた卒業生と懐旧談にふけつたが、藤棚近くにあつた食堂に並んで一ぱいの雑炊にありつくための苦労話。授業が始まる前のラジオ体操、軍事教練。勤労動員など戦時下のきびしい学生生活のかずかずを話しあつた。あれから三十余年、当時の在学生の二世が本学に入学するようになつた。恵まれた施設、豊かな物資、あのころとは較べものにならない学生生活、すべては時の流れであろうか。当時の事務部長の梶村祐直氏、庶務課長であった小坂正行氏、生徒主事の安藤徳一氏、会計課にいた復本岩見氏など故人になられた方々が少なくない。ごめいふくを祈りたい。

(『宮陵』第二八号、一九七九年三月)

53 戰時下的入学試験における試験官の留意事項*

(一九四三(昭和十八)年十二月十七日)

試験官ノ留意事項

- 一、空襲警報発令セラレタル場合ハ直ニ試験ヲ中止、試験地ノ実状ニ徴シ待避
- 其他万遗漏無キヲ期スルコト。之ガタメ試験地当事者ト予メ打合セ置クコト
- 但シ警戒警報中ハ試験ヲ実施ス
- 二、受験者遅刻シタル時ハ如何ナル理由アルモ入場セシメヌコト
- 三、控室其他ニ於ケル態度ヲ觀察シ注意スベキ事項アラバ口頭試問票ニ記入シ置クコト
- 四、教練ノ点数六十点以下ノ者ニ対シテハ口頭試問ノ際何故惡イカヲ特ニ調査スルコト
- 五、学科試験監督者ハ定刻十分前ニ試験場ニ至リ答案用紙ヲ配布シタル後、答案用紙使用上其他ノ注意ヲ与フルコト
- 六、調査票保護者職業欄ニハ具体的ニ記入セシム。例ヘバ「会社員」トセズ「東京芝浦電気社員」トスルコト
- 七、学費不十分ト思ハレル者ニハ口頭試問ノ際十分調査ノコト
- 八、口頭試問者ハ願書、口頭試問票、口頭試問問題集、糊等ヲ用意シ試問終了後試問票ヲ願書ノ上部中央ニ糊ニ添付ノコト。
- 試問者ハ試問表ニ必ズ記名又ハ捺印ノコト、要ハ試問者ノ誰ナルカヲ明カニスルニアルヲモツテ「アルファベット」等デ姓名ノ頭字ヲ記スルガ如キハ避ケルコト。
- (神奈川大学所蔵『會議錄綴其二』、一九四二(一九四五)

54 戦時下の入学試験における試験施行上の注意*

(一九四三(昭和十八)年十二月十七日)

用紙ノ左下隅ニ広島ハ広ノ如ク受験地ノ頭文字ヲ記シ其ノ下
下へ法文科ハ(商)會法、理工科ハ總テ工ト記入シ更ニ其ノ下
部へ受験番号ヲ記入スルコト。

試験施行上ノ注意

答案用紙ニ関スル件

一、答案用紙ハ一枚トス。若シ不足ノ場合ハ裏面ヲ使用ス。

裏面使用ノ場合ハ表面ノ終ノ行ヲ第一行トシテ記入シ、

綴穴ヨリ上ノ裏面ハ使用セヌヤウ特ニ注意スルコト

(数学及理科ニ対シテハ計算用紙ヲ別ニ配布スルコト)

二、答案用紙ニハ受験番号ヲ記シ、姓名其他不用ノコトヲ

記入シタルモノハ無効トス。

三、英語、数学、理科ハ横書、国語、国史ハ縦書トス。

口頭試問、身体検査ニ関スル件

一、口頭試問終了後身体検査ヲ実施ス

二、控室ニテ調査票及身体検査票ニ必要事項ヲ記入セシ

メ、且所定ノ用紙ヲ配布シ給費生合格通知及無試験検定資格附与通知ヲ受クベキ場所ヲ左記例ニヨリ記入セシム。

横浜市神奈川区六角橋町二五番

春 山 武 夫 殿

広①一六八二番

三、試問場ニテ調査票ヲ提出シ身体検査終了後身体検査票

ヲ提出シ帰宅ノコト。

四、試問ハ二人又ハ三人入場著席セシメテ行フ。

五、身体検査ハ検査票ニ記載セル事項ノ外簡単ナル体操及

歩行等ヲ加ヘ四肢ニ欠陥ナキカラヲ確カムルコト。

尚体操及歩行等ノ検査ニ際シテハ必ず写真ト照合シ本人ナルコトヲ確カムルヲ要ス。

六、第二日 昼食ノタメ外出セントスル者ハ監督者ニ届出デ許可ヲ得クルコト校内食堂利用者モ同様トス。

七、発表ハ一月二十五日ニ給費生採用者及無試験検定資格

附与者ニノミ通知シ本校内ニモ掲示発表ス。

附記

一、替玉、身代等ヲ防止スルタメ口頭試問及学科試験（毎時）ニ際シテハ必ず写真ヲ照合スルコト。

一、身体検査ノ際体力手帳ヲ参照シ胸部疾患其他選抜上参考トナルベキ点ハ検査票ニ記入スルコト。

一、吃音者ハ口頭試問ノ際吃音程度ヲ記入シ置クコト。
一、視力検査ハ眼鏡使用ノマ、ノ視力ヲ記入ノコト。

（神奈川大学所蔵『会議録綴其二』、一九四一～一九四五五年）

56 臨時措置授業並同時間配当表（案）に就いて

（一九四五（昭和二十）年九月十五日）

横浜市神奈川区六角橋町
横浜専門学校

55 アメリカ軍校舎接收のため授業開始延期の通知＊

（一九四五（昭和二十）年九月十日）
十五日（月）ハ始業式
各科第一学年ハ十月十六日（火）

一、授業開始日時。

冠省 予ネテ九月十七日ヨリ授業開始ノ旨示達致置候処今

般本校々舍ハアメリカ軍ノ宿舍トシテ使用セラル、コト、
相成リ宿営期間等未定ニ付授業開始其他ハ改メテ通知致ス
ベキニ付ソレ迄臨時休業ヲ継続致スペク候間此段及通知

一、教室。

各科第一学年ハ県立二中
各科第二学年ハ大倉精神文化研究所

候。尚授業開始ハ延期サル、モ下宿ノ確保ニ付キテハ十分
御準備相成度候。

昭和二十年九月十日

県立二中（第一——第十二教室（各五〇名）、音楽室、図画

習字教室、地理歴史教室、博物教室（各七十名）、柔道室（百

名）

合併授業ハ柔道室ニ於テ行フ。

大倉精神文化研究所

道場150（経一、工経一）

A 80（機一A、電一A）

B 50（機一B、電一B）

C 30（法一）

D 30（貿一）

道場並A、B、教室使用科学年午前午後ノ交替ハ二週間

毎

一、授業時間。

各科第一学年ハ火・木・土 一週三日一日八時間。

第二学年八月——土 每日四時間。

（神奈川大学所蔵『昭和二十年度以降会議録』、一九四五）

五、進駐軍ガ實際ニ占拠支配シタル日時場所

一九四七年

57 進駐軍関係補償請求願

（一九四六（昭和二十二）年十月一日）

進駐軍関係補償請求願

一、請求者

神奈川県横浜市神奈川区六角橋町五九〇番地

財団法人 横浜専門学校

理事長 米田 吉盛

二、補償項目

移転料ノ件

三、補償金額

一金 参万七阡円也

内訳 別紙ノ通り

四、進駐軍ヨリ請求セラレタル日時場所

日時 昭和二十年九月一日

場所 前記 請求者所在地

日時　自　昭和二十一年九月三日　至　昭和二十一年十一月三日　} 三ヶ月

六、證明ノ有無　有

七、進駐軍部隊名　68 AAA Brigade

161 AAA Battalion

昭和二十一年十月三日

右申請者　財団法人　横浜専門学校

理事長　米田　吉盛　印

神奈川県知事

内山岩太郎殿

〔割合略〕

進駐軍關係補償項目金額等明細　横浜専門学校

昭和廿年十一月拾八日

58 大倉精神文化研究所賃貸借契約解除について*

(一九四五(昭和二十)年十一月十八日)

番号	品目	個数	単価	価格	備考
1	移転料 大倉精神文化研究所及 県立第二中学校マテ 校具 搬出料 同上ヨリ本校マテ 並ニ 校具 搬入料 自動車、馬車、 使用 人件費等			37,000 00	
	計			37,000 00	

（一九四五(昭和二十)年十一月十八日）

Page 1 □ 1 Pages
Account Code 115 □ Receipt No.KNGC-2504

財団法人大倉精神文化研究所長殿
理事長米田吉盛　印

貴所建物及備品賃貸借契約解除二関スル件

拝啓　愈々御隆昌之段奉慶賀候

陳者 昭和廿年拾月拾五日以降貸借仕り居候貴所建物及備品ニ関シテハ種々御便宜ヲ賜リ有難ク厚ク御礼申上候

今般本校ニ進駐中ノアメリカ軍撤去致シ候ニ就而ハ拾弐月末日ヲ以テ借用中ノ貴所建物及備品御返却申上度存候ニ付何卒御諒承賜度此段御通知申上候

右御礼旁々御案内迄如斯ニ御座候

〔割印略〕

敬具

(大倉精神文化研究所附属図書館所蔵)

地方から続々と仲間たちがもどつて來たし、軍隊服姿のまま復員した学生がつめかけて來て、仮校舎はあふれんばかりになつた。それはまさに戦争によつて正常な学生生活から遠ざけられていた学生が、いかに学問に飢えていたかを証明していた。

59 峰島正行「学生自治会、学生新聞の復活」

〔一九四五（昭和二十一年）〕

昭和二十年八月の終戦の後、横浜専門学校の授業が再開されたのは、その年の九月も大分たつてからだつたと思う。今から思えば誠にあわれな木造の校舎も敗戦とともに、占領軍に接収されて、授業する場所がなかつたからだ。それ

で学校当局が、やつとのことで、大倉山の精神文化研究所を借り、仮の校舎としたのだつた。

僕たちは終戦まで、通年動員で軍需工場に動員されてい

たが敗戦と同時に地方出身の学生は故郷に引き揚げ、また

多くの学生が兵士としてかり出された戦場から帰つていなかつたので、授業が再開されたときに集まつた学生の数は、微々たるものだつた。しかし、いく日かすると、たちまち

教室になる部屋が足りないので合同講義という苦肉の策で、毎日の授業は糊塗されていたが、それでも大倉山研究所の中だけでなく、裏がわの木造の付属建物も、什器を片づけて、教室代わりに使つた。ここで草薙教授の哲学概論の講義をきいたのを思い出す。板の間にぎゅうづめに座らされても入りきれない学生は、窓を開けはなつた庭の木の

下に立つて講義をきいた。しかし、教授の声にもきき入る学生の顔にも、生気がみなぎっていたように思い出される。先生も学生も自由をとりもどした喜びからだつたのだろうか。

大倉山研究所の裏山は、今でもそうかも知れないが、梅林があつて広い丘陵公園になつていた。自然林に囲まれた公園の広場で、秋の一日、学生大会が開かれた。これが横浜専門学校学生自治会の復活の第一歩であつた。

僕は当時、法科の二年だつたが、上級生は戦争が終わらない三月に繰り上げ卒業になつていたので、万事、僕たち二年生が中心になつて事を運んだ。横専は、米田校長のワシマン学校のせいか、事務局の中には正統な教授より巾をきかし、へんな権力をもつていてるものもいた。彼等は戦争中の時流に乗り、学生を強圧し、軍隊内務班なみの体罰を学生に加えるとすることもあつた。

戦争が終わつても、彼らは残つていた。学生大会では彼らと学校の責任追及の火の手がまず上がり、学校の民主的改革と学生自治の復活を決議し、各クラスの委員を選び、

学生自治会を発足させた。

幸いなことに、やがて校舎が米軍から返還され、授業も正常にもどつた。と同時に学生自治会の活動も本格的になつた。学園改革の方は一朝一夕に解決しがたい問題があつたが、学生自治は当然なこととして認められ、今日でいう学生運動はもちろん、文化、体育等の学生の課外活動は、すべて学生自治会が運営することになつた。こうして文芸、演劇をはじめとする文化活動、伝統のある野球部をはじめ各運動部が復活した。また自治会全体の活動の一つとして、横浜専門学校新聞の再刊が計画された。

僕は自治会の委員の一人として、新聞の復刊に当たることになつた。斎藤数衛教授の指導のもとに、法科の広岡君、機械科の熊沢君、一年下の経済科の森開君らと新聞編集部をつくり、発刊に努力したが、物資不足の時で、用紙、印刷等の都合がつかず、在学中に第二号まで刊行するに止まつた。しかしその復刊第一号を出したときの喜びは今でも忘れない。その一号の論説欄に「われわれの学生生活は苦難に満ちているが、よく艱難辛苦に耐えて、戦争中に失つ

たものを取りかえし、新しいものの獲得に邁進すべきだ」と書いた。

新聞のほか、文芸部を商科の松井君や一年下の松村君らとつくり、文芸誌「岸壁」を復刊したこと、演劇部にも参加して、復活第一回の学生祭に、「アルトハイデルベルヒ」を上演、僕も酒場の亭主リューダーを演じたことなど、あのころのことは忘れられないことばかりである。

(『宮陵』第一八号、一九七九年三月)

61 記事「女子学生に聞く① 男性に伍して一ヶ月」
(一九四八(昭和二十三)年六月十七日)
本校では一昨年より初めて女子にその門戸を開放したが、一年を経た今日次第に女子学生は姿を消し昼間二年生は一人もいない有様である、これは何を物語るか、学校当局、当女学生は勿論、全学生の反省と批判を望みたい、こゝに新らたに入学した二名の女子学生にその決意と感想を聞いてみよう。

法一 今井 穎子

日本史をひもとく時、私達は総じてそれが昨年五月二日までは、一部のいわゆる特權階級者が庶民大衆を重圧し続け来つた歴史であると同時に、また一面女性圧迫の哀史であつた事は否めない。

日本民主化と共に男女同権となつたが本校でも新学年より女子の入学を許す事となつた

(『横浜専門学校新聞』復刊第二号、一九四七年一月十日)

新憲法の発布は、好むと好まざるとにかゝわらず、ともかく一朝にして法的には、一応これら不合理を打破してしまつた。いわく男女同権、いわく教育の自由均等、等々。曾ては女人禁制だった横専も、女性のために門戸を開放し

てくれた。私達（現在僅かに一人だけには過ぎないが）も幸い合格の列に入れた。これこそ『ありがたき御代』である。

しかし入学の、そのトタン、期待から幻滅の悲哀を身を以て体験しなければならなかつた。それは男子本位の伝統であつた横専の女生徒に対する精神的受入態勢の不備であつた『男女七歳にして席を同じうせず』の、この国のもつ封建思想は横専全部では決してなかつたが、一部の男性的特權思想を血管の中に無意識のうちに宿している低級反動分子からの冷評的態度と不必要的私達に飛ばす時々のヤジであつた。私達二人になぜ、故なく侮辱を浴びせなければ気がすまないのか。これが知識分子を以て自認する男学生の本能でありとするならば、まさしく自らを低くするものとゆはねばならない。

指導層の卵であり、インテリ層であるべき学徒であるにもかかわらず、この種の言動こそ如実にそのレベルがヤーミ市アンチヤンと五十歩百歩を示すもの。私は愛着と期待を以て入学した横専の為めに悲しみ絶望した。そしてこの種

野卑な反動思想を示現する態度を痛憤した。女性なるが故に特別扱は、耄も望んでいるのではない、男女相互に尊敬と平等を基盤として取扱つて貰いたいのである。

故なき侮辱や不謹慎な男性的反動行為をやめて欲しいのである。差別待遇を御免蒙りたいのである。やむを得ず入学直後の私は父を通じて学校側に対策をとつてもらうことにした、父はこれを学務課長に持込んだ、父はその際の学務課長の回答に絶対不満足を表し、直ちに教務委員の教授方や、庶務課長の大野氏に不満の意を申入れたそうである。父は大野氏の斡旋で自治委員会の先輩委員たちと話し合つたところ、流石は衆望を荷つて居られる先輩だつた。是は是非は非、直ちに対策をとつて頂けたことを聽かされた。父は政治性のある立派な青年たちだつたと称讃していた。この先輩諸兄の功庇や理解ある先生方の御好意とで、これを契機としていまでは全く居心地よき横専と変つてきた。

男性のよさは率直にある。この為お骨折りをいただいた先生方や先輩諸兄に、この機会に、あらためて敬意と感謝をさゝげる。かくて新たにきく事の出来る、横専ならねば

きく事の出来ない高等教育に対する各先生の講義に、情熱を傾けてペンを走らせる感謝にひたりながら、日日学問の林を歩一歩と分け入る幸福感。今では完全に横専学生生活に溶け込み、且つ同化作用を続けている。教育の門戸開放、狭き扉ではなくなつた。これこそ横専の黎明である、と同時に、新日本の黎明だ。

（『横浜専門学校新聞』第二二三号、一九四八年六月十七日）

昭和26年専門学校経済科卒

福島 澄香 昭和27年法学科卒

山田とき子（旧姓 手塚）

昭和28年経済学科卒

今野 和子 昭和28年短大商科卒

昭和30年経済学科卒

宇野 雄介 昭和31年法学科卒

（校友会広報副委員長）

司会 武笠 健次 校友会常任幹事

司会 本日は皆さん、ご多用中のところ、ご足労いただきありがとうございます。

62 初期の女子学生を語る座談会*

〔一九四七～五五（昭和二十二～三十）年〕

—女子学生の初期を語る—昭和二十年代 女子卒業生

出席者 新沢 節子 昭和25年専門学校経済科卒

昭和27年経済学科卒

山上 詩子（旧姓 今井）

昭和26年専門学校経済科卒

今回の企画の目的は、前回、専門学校の一期生・神奈川大学の一期生の座談会を行いましたので、女子学生としては草創期に学ばれた皆さんに、三十数年前の青春時代を回顧していただきたいと存じた次第です。

昭和二十三年の「横浜専門学校新聞」に本日、ご出席の今井禎子さんが、登場しているのが女子学生記録のはじまりですが、当時の専門学校を含めて、女子が大学に

大森 郁子（旧姓 山下）

入るということは今とは違つた意味で大変だつたと思ひます。入学の動機と申しますか、そのへんを導入としてこの座談会をはじめたいと存じますのでよろしくお願ひいたします。

まずははじめに戦後になつてはじめて女子に門戸を開放したわけですが、食べることはおろか、本もなければ紙もない。けれども新らしい知識には飢えていたという。そうした混迷の時代に、どんなことをお考えになつて進学されたか……。

山上 私の場合、父が米田吉盛先生と知り合いだつた

ために、「女子学生が少ないというより誰もいないから、入学させてくれ」と頼まれたらしいんです。父には「男女同権の時代になつたんだから、女も今までみたいに丸まげを結つて家の中にいちゃいけない」とよく言われましてね。職業を持たなければいけないということで法学科に入つたんです。弁護士になろうと思いましてね。

山田 私が入学したのは二十三年ですが、一番先に浮ぶのは戦後の混沌とした時代で若い者たちが、学問とか活字

とか、文化とかそういうものに飢えていたことですね。

女学校時代の最後は戦中でしたから、身体をこわしたことなどが重なり、専門学校に行けなかつたんです。そのうち戦争は激しくなるし、疎開をしたり、バタバタして、終つて見れば食べるものはないし、女学校出ただけじゃしようがないわけです。翌年の二十一年に横專に公開講座があり誰でも聞けるということで出席したんです。暑い夏休みだというのに、あの頃の木造の古い校舎に、横専の学生と、一般の聴衆とでギッシリ。二階の床がよく抜けないとと思うようでした。

あの時の先生方は斎藤武雄先生をはじめ、武藤安礼・小野重雄・草薙正夫の諸先生の名前を思い起せますし、その他にも英語の先生など多勢いらして、人いきれと熱氣に包まれていました。ワラ半紙のような仙花紙という粗末な紙に何か印刷すれば売れた時代です。私が入学したのはそれから二年後のことです。

福島 私もご多聞にもれず戦争で家を焼かれたり、怪我をしたりいたしました。それから戦後の混乱でしよう。

戦前に女学校（山田さんの後輩ですけど）を卒業して教員になつておりましたが、一番最初の教え子が卒業した時に急にむなしくなつて専門学校に入学したんです。

私の場合は異例かも知れませんが、教員をしながら昼間部に通学しました。勤務する学校が農業学校でしたから、春と秋に農繁休暇があつたので助かりましたが当時は夜の通学は女子ではままならなかつた事情もございましたので学校も理解を示してくれたものと存じます。當時の法科に入りましたので堀五之介先生にはお世話になりました信太正三先生のゼミで勉強させていただきました。

司会 そうですか。当時の信太先生は着任なさつたばかりの頃ですね。十数年前にお亡くなりになりましたが。

福島 そうですか。残念です。

新沢 私も、終戦の時には小学校に勤めていました。神奈川師範の女子部を卒業したんですが、戦前でしたのでこれが大変な学校でしてね。女学校時代はかなり自由だったんですが、師範学校では二十三科目もあって、それだけでも大変なのに毎日授業の終つた三時頃から一時間校

庭を行進するんです。それからかけ足をして、更にバレーボールをするんです。土曜を除いて毎日ですよ。まるで女の兵隊みたいなものでしたね。卒業して戦前の五年間ほど生徒を教えていましたが、あんなこと（敗戦）になつて、勉強し直さなければいけないということで、専門学校に入つたんです。余談ですが、当時（終戦直後）は、横浜市が教員の交通費を節約するために、自宅から歩いて通える学校に皆転勤をさせたんです。私はちょうど神奈川に住んで居りましたので、専門学校にも近くなり幸いしたわけです。

大森 私は、女学校は四年で出てもいいという頃でしたから、五年まで残らずに、四年で卒業して、いまの県立栄養短大に行きました。そこを卒業すると、親が食物の次は縫うものをということで、文化服装学院に行きました。親の言うことをそのまま聞いていたら、今度は何をやらされるか不安だったのですから、自分の意志で専門の経済に入ったわけです。

戦後の混乱期と云うこともあって、私達の本を読むこ

とへのあこがれ、渴望は大変なものでした。山田さんの

おつしやった仙花紙で印刷された、表紙なんてないような本でも有難がってなけなしの財布の底をはたいて買い求めたものでした。そんな時代に誰からも文句を言われずに活字に触れ親しむことは私には大変な喜びであつたわけです。そういう環境に入れた事は今でも大変幸せだつたと思っています。

司会 今野さんの場合は皆さんより少し後になると思いま

すが女子学生はその頃どうでしたか。

今野 そうですね。卒業は三十年ですけれどもやはり、まだ女子学生は少なかつたと思います。最初私は短大に入り、それから学部に進学したわけですが、短大では四～五人、学部で三～四人ですか。男子でも大分年輩の方がいたりしましたから。

入学の動機は、皆さんが色々お話しになられましたので大同小異ということですが、入学した頃と卒業の頃では社会状況は大きく変化していたように思います。

混乱期から立直るキッカケが出来つつあった時の学生

時代でしたから、皆意欲はありましたよ。

司会 皆さん入学の動機はよくわかりました。次に横浜専門学校について、当時の印象や、どんな学校であったのか、女性から見ると男性とは随分違った印象になるとと思うんですが。

山上 それは大変な違いだと思いますよ。女子に開放されたのが終戦後ですし、入学してきた女子学生はほんの数人（一年生で）、女子学生の居る場所すらないんですね。そこで私がそのことを父に話しましたら、学校と交渉してくれて、女子休憩室が出来たんです。臥員室の隅についたてを立てて机を二つと椅子を四～五個置いたものでしたけれどもね。お手洗いだって男子とは違った場所がなくて先生方と同じ本館でしたから。その後、クラブ室かなんかの隅に、小じんまりした建物ができてその中に女子控室という部屋ができました。そこでお化粧を直したりしたんです。

山田 板一枚の間仕切りの向こうは「哲学研究部」だったわね。いつもむつかしいことばかり言っていたのを覚え

ているわ。

大森 そうですね。ケヤキの木が今は本館前で大木になつておりますけれども、昔は花壇のそばにありましたね。あのケヤキの下を通ると良くひやかされましてね。

朝学校に来ると学生が始業のベルが鳴るまでずっと置石に座つてゐるんです。当時の正門でしたから入つてくるとどうしても顔を見られる（ジロジロ）ので私はそこを通るのがいやでしたね。ですから、よく始業のベルが鳴るのを門の外で待つていましてね。ベルの音と一緒にかけ足で教室へ行くんです。すごい勢いで駆け上がってね。今では考えられませんよね。

山上 口笛をふいたり、いろいろ言われたりしましたね。

G・Iがやつていたでしょ。学生はああいうのがうまくてね。今の学生のように溶け合うということではなくて、男子学生の友達が作れなかつたんですもの。授業が終われば控室へ直行ですから。私が誰かと話しをしておりますとその人が皆にじろじろ見られたりするものですから、向うから話をしてくれないんです。ですからすご

く孤独でしたね。

新沢・山田 私たちはそんなことなかつたわね。（笑い）

宇野 私の方の学年でいいますと、卒業した女子学生は八名なんです。ですから、砂漠の中のダイヤモンドみたいな感じで我々から言いますと、「今日はあの子来てるかな！ 来ていないかな！」という感じで、非常にめずらしい存在だし、貴重な存在だつたわけですから、毎日注目していたんだと思いますね。

一同 あら、そうですか。（笑い）

山田 卒業してはじめて男性側から見た女子学生觀というのを伺いまして、『ああそうだったのかな』と思いますね。

私はなんか山上さん達と年齢がずいぶん上でましたから、人が対等には見てくれないものと思つておりましたので全然わかりませんけれども……。そういう関心の的なつていたとはね。

宇野 おそらく口笛なんていうのは、親しみを込めた表現だつたんじゃないですか。

大森 だから教室でも男子学生の中には座われないんです。一番前がいつも空いていましたから、必ずそこに座りまして男子学生の顔が見えないように……ね。

生が「家にいらっしゃい、教えてあげるから」ということでお伺いしたんだけれどそれでもわからなかつたんですよ。（笑い）

福島 私はあまり、学校に来られなかつたから、たまに来ると皆さん（男子学生）が親切してくれましてね、印象は大分違いますよ。試験の時なんか、私があまり学校に来ていなかつたらわからないだろうと心配して、運動部の方なんか、試験中にペー・バーを廻してきたりしましたよ。もうとうに時効ですけどね（笑）。そうかといつて終つてから声をかけてくるということはないんですけどね。

新沢 戦前は男女のカリキュラムに差はあつたし、戦争中のハンディも消しがたいし、一年一年で色々なことに差

司会 試験のことが出ましたので、この辺で印象に残つている教師とか、クラブとか、ゼミ等の話を聞かせていただければと存じますが。

が生じたことは仕方のないことだつたわね。

福島 印象に残つた先生といえば先程お話しした堀先生。

山上 女学校時代に戦中だから英語をまるでやらなかつた（敵国語のため英語がなかつた）時代ですから、終戦になつてから This is a pen なんてやつたんですよ。専門学校に入つていきなり程度の高い金勝久先生の英語の授業なんかわかる筈がないんで困つていたら、武藤安礼先

生が「春宮・尾後貫両先生は良く憶えております。尾後貫先生がお嫁さんの口を世話をしてください」というお話

しがあつたんですけど、父がまだ子供だからって断つ
ちゃつたそうです。後から聞いた話ですけどね。

大森 尾後貫先生の講義は良くわかりましたけど、難解な
講義として良く印象に残っているのが、荻山健吉先生で
すね。今思い出しても分らない。（笑い）

山田 園田実先生の講義もおもしろかったわね。

大森 每年冗談言うところは全部同じところというお話し
を聞いたことがあります、その冗談が中々私には良
かつた。

福島 信太先生のゼミに入れてもらつたんですが、たしか

図書館（旧館）の二階に先生のお部屋があつて、研究室
ですか、その研究室で二人で指導を受けたんです。先生
は美男子でしたから、いつもお顔ばかり見とれていて
……。（笑い）

山上 その他には、斎藤数衛先生、先生は私達ごのみの先
生でしたから。

新沢 私は、小野重雄先生・藤沢袈裟利先生・園田先生・斎
藤武雄先生の講義は良く憶えております。良くわかりまし

たからね。それに民法の高橋先生も良く憶えております。

山田 あの頃は、今思い出すと、私達には勿体ないような
立派な先生方が多くいらして、学生が少なかつたせいか、
特に「老学生」（老学生クラブというのがあつた）がそ
ういう機会に恵まれたのか、とにかく個人的にお話しする
機会が多かつたように思います。特に印象深いのは、英
文学の藤島昌平・長谷川松治・斎藤数衛・武藤安礼・経
済史の小野重雄・哲学の信太正三の諸先生です。どうい
うわけか英語の講座数が多くて、どの先生のを採るか迷
うくらいでした。

大森 たしかに英語の先生は印象深い人が多勢いますね。
今までにお名前の出ない人では海江田進先生もおりまし
たし、飯田耕作先生や皆川先生も。

山田 そうね。先程も山上さんがおっしゃつておりました
が、斎藤先生はとてもすてきで特に女子学生には人気が
ありました。時間が夕方だつたせいもありまして学生は
一桁しかいない授業で、一人一人まんべんなくあてられ
たのを憶えています。

福島 私、先生ではないんですけど、図書館におられた、

須原さんという方のお話しさは良くゼミの前に伺いました

印象に残っています。あの頃たしか円覚寺の朝比奈宗

源禪師のお知り合いだと伺つたような気がします。

司会 それは須原耕雲さんのことです。現在円覚寺の境内

を通つて上方に「続燈庵」がありますが、そこの住職です。円覚寺の境内で和弓を教えておられますがこちらの方でも有名な方です。

山田 経済史の小野先生も懇切丁寧な教え方をなさいました。

三十年あまり、主婦業に明け暮れていますので、勉強したことは殆んど霞の彼方ですが、あの頃学んだことがずっと私の芯になつてきたように思います。

福島 小坂正行先生には、先生のお嬢さんが私の女学校時代の後輩だった関係で色々面倒見ていただきました。

司会 こうして恩師の話を伺つておりますと限りがございませんね。先を急いで申し訳ありませんが、この辺で就職の話など少し伺つて見たいと存じます。

新沢 私はもうすでに教職についていましたから。

福島 私も同じなんですが、少し違うところは、ここで教員の免許状をいただいたことくらいですわ。

今野 私は就職はしませんでしたの。全然勤めたことがないですから。

司会 就職というよりも、むしろ女性として職業につく意識というようなことをお伺いした方がいいのかも知れませんが、その点はどうですか。

山上 職業につくという意識は十分持つていたと思いますよ。

私の場合は、父の関係で卒業すると、社会党の委員長をなさつていた鈴木茂三郎代議士の秘書になりましたけど、カバン持ちしてずっと国会にね。でもあの当時、公務員になつていれば良かったと今はつくづく思いますが……。もつともあの頃の就職試験というのは女子にとつてはものすごく大変だったんだから。大森さんがその経験をしておりますわね。何しろストレートで興銀に入られたんですもの。当時としては大変な出来事よね（一同うなずく）

大森 興銀のなかに、復興金融公庫というのがございましたね。そこが日本開発銀行の前身なの。横専からは十何人か受けに行きましたけど結局私一人だけがもぐりこめたのね。

銀行の試験を受けるということで、三ヶ月位前から、一生のうちでの時しか勉強しなかつたという思い出があるくらいにはやりましたけど。兄の影響もあって就職の勉強をして見たらこれが大変。平素の怠けが身にしみましてね。NHKを受けて見事に外れてからですから。今思い出すとおかしいのね。一次、二次、三次ぐらいまで口述試験(面接)があつて、重役さんがずらりと並んでおられてあちこちから質問をされて、その内容が利息の計算か何かで、頭に血がのぼつてしまいましてね。カツカとしながら、机の下で手を動かして計算するものだから、重役さん達には様子が手にとるようにわかるわけでしょう。そのうちのお一人が「手まで使わなくてもいいですよ」といわれましてね。その時ばかりは青くなりましたね。

山上 あの頃報道関係が早くて、二人で秋だったと思いま

すけど毎日新聞社を受けに行つたこともあつたわね。中央大学の講堂まで……。

山田 知らなかつたわ。あなたたちがそんなに就職のこと苦労していたなんて。

大森 そうよ、苦労したんですから。

学校の張り紙を見て応募して会社に出向くと「ああ、女の子」なんてね。何しろ見回しても全部男の人なんだから、もう帰ろうかと思つたくらいですもの。

山上 あなたは優秀だったのよ。きっと。

大森 そうじゃないのよ。全部男の子なのに変な女の子が来たから「とつてやれ」というところだつたんじゃないのかしら、運よくね。

司会 就職ではする人と、していた人と、大分違うんだね。学生生活を通じて色々経験されたことと存じます
が、今とは比較にならない環境のなかでしたけれども当時の学生生活のなかで思い出に残つていることをもう少し伺わせて下さい。

山上 そうですね、特に地方からの学生が多くて、私は東

京生まれの東京育ちでしたから、色々な地方の人々に接することができましたし、皆さん真剣でしたよね。文化祭の模擬裁判なんかも良い思い出ですね。

今野 特に西の方ですね。九州・四国などでは大変有名な学校だったと聞いていますし、又それだけに皆さんも努力したんだと思いますけど、あの頃の女子学生は少なかつたんですが、良く勉強はしたと記憶しています。

山田 そうね。男性と同じようにやつていきたいということで学校に入つて、良く勉強したつもりだったんですが、結局は男にはかなわないということがわかつたような感じがするんです。

大森 同感。横専に入つて本当に良かったと思つています。あのまま女子だけの学校に入つていたら男子との違いがはつきりわからなかつたでしようから。

男子は教室での勉強はあまりしないし、要するに講義に出なくて皆他のことをやつているでしよう。それで幅広く成長して行く。女子は眞面目に与えられたことは進めて行くけど一歩進めて突込んで行く力にかけているよ

うに思いますね。

山田 先ず男子は抽象的なことが女子より理解できるということでしょう。数学とか哲学とかが女子は一般に苦手だということはそのせいだと思います。大森さんのおっしゃるよう^に女子は、良く勉強はするけど何かが足りない。その「何か」が男子にはあるということですね。結局男子は学生時代からトータルにいろいろなことを学びとり身につけていたんでしょうね。とても私には真似ができるないと思った。

大森 あの頃のん気そうに見えた男子学生が卒業して、自分の仕事に対決した時にすごい力を發揮しているのを見たり聞いたりしますとその「何か」のせいなんだなと思います。器が大きいんでしょう。

山上 随分、お二人共男性を持ち上げるわね(笑い)。この前立派な図書館を拝見しましたけど、試験が済んだ後とかで、のんびりした雰囲気だつたけど、居眠りをしている学生もいましたよ。もつたいないわね。私達の時代に望むのは無理だけど、でも、何もかも不足してきる時代

だつたから逆に色々なことが見えたのかも知れないわね。

福島 女子でも「場」を与えられれば、男子とそう変わらずに出来たんじゃないかしら。場を与えられるということは、大きいと思いますね。女子はかなり制限されていましたでしょう。学校で学ぶということは限られているけれども、仕事の中に位置づけられれば、その中で学ぶことというのは非常に多いと思うんです。ですから「場」が制限されてさえいなかつたらと思うわけです。

司会 皆さん一学生として青春時代を送った専門学校あるいは新制神奈川大学の創生期、それから早三十数年の歳月が過ぎた訳で、今までのお話しさは、大変貴重なものでした。今日の大学の姿にびっくりしていると思うんですけど、何か現在の神奈川大学に望むというか、女性の大先輩という立場で何かございましたら、最後に一言お聞かせいただければと存じます。

山上 男子の中ですごした専門学校時代は私の人生に大きなプラスをもたらしたと思っております。男の中でやれるという自信を与えてくれましたから。男の中で自分を

福島 女子でも「場」を与えられれば、男子とそう変わらずに出来たんじゃないかしら。場を与えられるというこ

とがえのない時間だつたと思います。神奈川大学には私達に夢を与え続けて下さいといいたいですね。

山田 戦後のまもない時に充実した学生生活をすごせたことに感謝しております。小野先生とか藤島先生とか、私たちには勿体ないような先生に出会えたことは一生のうちでは大きな財産になつていると思います。私達は女子の少ない時でしたが今は全体の一割とか、女子学生のためのジヤズダンスクラブまであると伺いましたが隔世の感ですね。でも本当はもつと女子の数が増えて、男子の大学に女子も入っているという感じでなくなるのが望ましい姿だと思いますが……。

福島 私はお陰様で生活の基盤をつくっていただきました。（笑い）学生生活はほとんど味わうことがなかつたものですから何か恥かしいような気もいたしますが、これからの大學生には、人間教育というか、女の視点から見て、人間を大事にする大学教育であつて欲しいですね。

大森 女性には、男性には出来ない育児という一大事業を

持っていますが、それを差し引いてもやっぱり男の人はすごい！ということを教えていただきました。男子学生と共学であったことが私の意識を確実に変化させましたから。今は母校が発展している様子を拝見してうれしい気持です。

意義なものになると存じます。私達もますます自己を律して大学の発展のために尽力したいと存じます。本日はどうもありがとうございました。

（文責 高橋）

（『宮陵』第三五号、一九八六年三月）

今野　皆さんと考えは同じですけれども、学生時代にたくさんの方に出会えたことは私の宝ですね。大学生活で多くの先生方に出会えたことは私の宝です。これからもその宝を大切にしながら大学の発展を見守りたいと存じます。皆さんのお力で立派な大学に育ててください。

新沢　専門と大学と二回も卒業させていただきましたが、楽しい時間でしたね。戦前とはまるで別の世界でしたもの。また今日、大学を案内していただきましたが、目を見張る思いでした。私の時代には時々停電があつたりしたもので。この立派な施設を生かして世界に通用する人間の育成をしていただきたいと存じます。

司会　本日は長時間にわたり、当時のお話しをしていただきましたが、大学の歴史にとりましては本日の会合は有

63 記事「復興問題軌道に乗る 委員会先づ発足する」

（一九四七（昭和二十二）年十月二十六日）

既報本校復興準備委員会は復興委員会規定草案審議会を去る十月十二日午前十時より三時間半に亘つて本校二階会議室に於いて、本校財団、教授十名、同窓会六名、在校生八名、父兄代表三名よりなる準備委員約卅名の出席のもとに行われ、総則、構成、運営、会計に亘る二十五カ条及附則□条を逐条審議概□全員一致可決、なお寄附金品徵集並びに連絡等に任ずる復興委員会事務所□設定、又委員会予算案（自二二年十月一日至二三年三月卅一日）を検討、修正

し愈々委員会に十月一日付をもつて発足する事になった

委員会規定草案審議を前□して、米田校長より『常任委員会というものは規定の決定せぬ以前には存在しない、便宜的に委員を決定したと云うことが、ひいては復興上の障碍となりはせぬか』との発言に同窓会、在校生より『復興、昇格問題に切迫したる急務にして完全なる経過をへての委員の選出は困難なり』と愛校心を訴へれば各代表こもぐ立つて意見を述べ一時議事の進行を困難ならしめたが結局本日は準備委員会として行うことになり全員一致米田校長を座長に推せば、拍手のうちに承諾、笑声もおこり会議は好転□、次いで小林先輩によつて委員会規定草案の朗読あり、逐条審議にうつる、常任委員会の構成人員の項にて、松本先輩立つて委員数及選出方法に就いて質問するに、小林先輩『父兄常任委員を一名も入れないのは父兄は在校生と一心同体なる故在校生を持つて此れに代へたこと、同窓会委員の選出は選挙が最も理想的であるがそれは非常な困難と長日月を要する故依□によつて選出する』旨答弁あり、校長『父兄委員に就いては絶大なる援助を御願いする』

と代表の方に懇請、次いで父兄常任委員を二名と決定□□先輩より『委員の選出を完全なる方法にしなければ計画に支障を来すことがある』と質問すれば全員種々研究せるも名案無く原案通り決定、以後細部にわたり審議したが全員一致可決、規定附則第一条に『本会ハ昭和二十二年十月一日ヲ以テ発足スル』によつて此処に復興委員会は事務所を設置した

次に議案に入り常任委員会構成に関する件に就いては、財団、教職員、在校生、父兄、同窓会は各々委員を選出して十月二十日^(マニ)込に届ることに決定、事務所経費復興委員会予算案、十六万九百四十円を二十一万九百四十円と修正決定した、最後に正式委員会を二十五日開催することに決定、十三時三十分閉会した、なお事務長には貿易科五回卒業小林裕氏内定しかくて□行第一段階を突破した、同窓会はさることながら在校生代表□熱意を示してくれたのは心強く今後への期待は大きい

（『横浜専門学校新聞』復刊第七号、一九四七年十月二十六日）

64 横浜専門学校復興並に大学昇格資金募集趣意書

(一九四七(昭和二十二)年十月)

横浜専門学校復興並に大学昇格資金募集趣意書

年々躍進を遂げて来た母校も昭和二十年五月二十四日戦災を蒙り、校舎及機械器具の重要な部分を失ひましたが、生々発展を期する母校の積極的精神は毫も衰へるところなく、雄渾なる新構想の下一大学園の建設を目指として、邁進してゐる姿を見ることは洵に同慶に堪へないところであります。一方我々としても極力之が達成に応分の援助を致し、協力の実を挙げねばならぬと信ずる次第であります。

昭和二十二年十月 日

発起人

横浜専門学校父兄有志一同
横浜専門学校同窓生有志一同
殿

現下私学興廃の危機に直面せる時母校を経済的窮状より救助次第に依ることを思ひ、過般來有志相寄り協議の末横浜専門学校復興委員会を組織し、各位の格段の御後援を仰ぎこれが実現に努力することに致しました。殊に近く実施せらるゝ新教育制度下に於ける母校の地位を考へ使命を思ふ時、是非大学昇格実現の為之に適はしい新建設をなさしめ、

横浜専門学校復興昇格予算案
一金貳千五百七拾五万貳千円也

内訳

その企図する構想を遺憾なく実現せしめねばなりません。

学校当局は別記の如き計画を樹立し、第一期事業として復興並に充実に着手し、必須の応急施設を整備することになりました。就ては出費御多端の折柄ではありますが、この際父兄同窓各位並に一般篤志家の御賛同を請ひ、澎湃たる熱意を結集して強力なる援助態勢を確立致したいと存じます。

何卒趣旨御賛同下され別紙復興計画の概要と資金募集方法御了知の上、物心両面御協力を賜りますやう懇願する次第であります。

一口金額（標準）金弐千円也

資金募集方法

1. 封鎖ノ場合 一時払
2. 新円ノ場合 (イ) 一時払

(口) 分割払

二十一
年

二十三年度

二十四年度

叔
書

卷之三

卷之三

65
記事「横浜大学創建趣意書」

横浜大学創建趣意書

横浜専門学校復興委員会

事務長 小林 裕

我が横専も学制改革に伴い昭和二十四年度より新制大学

に改編致すべく準備を進めて参りました処、過般文部省でもいよ／＼新制大学設置委員会を設け、本格的審査を始めましたので、我が校も六月上旬には単独昇格を期し

『横浜大学』として新制大学認可申請を為す予定であります。御承知の如く我が校は、現に教職員一五〇名、同窓生一〇、〇〇〇名、在校生昼夜合せて三、八〇〇名を擁しその規模において我が国専門学校の第一級に位し大学昇格には最優位に立つものと信じますが、戦災に依り校舎及び機器を相当焼失致しましたので大学設置基準に照し設備の点においては必ずしも万全とは申せません。又他校においても猛烈なる昇格運動を行いつつある際でありますので、若し

寄附要項

募集金額 金貳千五百七拾五万二千円也。

募集期間 昭和二十三年一月より昭和二十四年十二月まで

申込単位 一口金貳千円（封鎖も可）

一時払又は三回払を原則とするも寄付者の意志により何回に分割するも可。

申込方法 葉書その他で直接学校内事務室まで申込まれ度

い。

横浜専門学校復興委員会規定抜萃

第一条 本会は横浜専門学校復興委員会と称する。

第三条 本会は横浜専門学校整備拡充及大学昇格実現をするを目的とする。

第五条 本会は委員会常任委員会を置く。

第六条 常任委員会は財団理事長と委員中より選出されたが、未だ十分の成果をあげてをりません。理想的大学創建にはどうしても同窓生及び在校生一丸となつての御支

出する常任委員数は財団役員一名校長（又は副校长一名）教職員三名在校生父兄三名在校生五名同窓生十名とする。

第九条 本会事務所には事務長を置く事務長は常任委員会において詮衡委嘱する。

第十一条 委員会は本会の目的遂行に必要な一般事項及予算決算に就て審議決定する。

第十三条 常任委員会は委員会において決定された事項を執行する。

第十七条 委員会の議決は多数決とし可否同数の時は委員長之を裁決する。常任委員会の議決は出席者の三分の二以上の賛成により決する。但し会議は委員の半数以上（委任状を含めて）出席者があること（第十六条）

第二十三条 予算及決算書は委員長が之を作成する右予算及決算は公開されねばならない。

（常任委員）

米田 吉盛（理事長） 張 方廣（商一回）

梶村 祐直（財団理事）

宇都宮治郎（貿一回）

園田 実（副校长）

岡山 三男（マツコ）

小川 一清（教授）

村田 清（法二回）

藤沢袈裟利（マサリ）

小林 裕（貿五回）

小坂 正行（マサキ）

菅野 敏雄（貿六回）

森川 利雄（商一回）

中野 一雄（貿六回）

大沼 中（マサキ）

櫻井 順作（法十回）

大島 久甫（マサキ）

岡村 光雄（校友会）

他四名（未定） 以上

〔後略〕

（『横浜専門学校新聞』第二二三号、一九四八年六月十七日）

66 横浜専門学校大学昇格にあたり図書館建設費寄附のお願い＊

（一九四八（昭和二十三）年九月十三日）

横専の大学昇格案も文部省で正式に採択され、来る九月

二十七日実地調査団を母校に迎へることになりましたが、昇格に絶対の条件になると思はれます。図書館が資金約一五〇万円不足のため未完成になつてゐますので、同窓諸兄の特別な御同情を仰ぎ母校を無事に大学にしたいと思ひます。

貴兄よりは既に一部御送金を頂いて居りますが、この際幾何でも良いですから追加御送金を御願ひ致します。

昇格の暁は大学維持会を結成して喜びを共にしたいと思ひます。

昭和二十三年九月十三日 確

横浜専門学校復興委員会 印